

第2期

宜野湾市子ども・子育て支援事業計画



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク(内閣府作成)

2020年3月

宜野湾市

はじめに



我が国においては急激な少子化の進行に加えて、核家族の進展や地域との繋がりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、課題が複雑化しております。

宜野湾市では、西海岸地区の急速な発展等に伴い、保育を必要とする児童が年々増加しており、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、更なる待機児童解消に向けた対策や多様な保育ニーズへの対応が求められています。

こうした現状や課題を踏まえつつ、平成22年度から平成26年度の期間、待機児童解消等への取り組みを位置付けた「宜野湾市次世代育成支援行動計画(後期)」における本市の基本理念である「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる街ぎわん」を継承し、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間を計画期間とした第1期の「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。

令和元年度に第1期計画が5年を迎えたことに伴い、第1期計画の評価及び市民へのニーズ調査を実施し、その結果をもとに「第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定致しました。

本計画では、「教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供」、「切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援」、「子育てしやすい社会環境の整備」の3つの基本目標を掲げており、この目標を達成するため、本計画に位置付けた5つの重点取り組みを中心に、計画を推進してまいります。

本計画に基づき、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができるまちづくりをしていくとともに、市民の皆様や関係機関、行政等が協働しながら地域で支え合い、子どもを安心して産み育てることのできる宜野湾市を目指してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴しました宜野湾市子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査などでご協力いただきました市民の皆様や関係機関の皆様に衷心からの感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

宜野湾市長 松川 正則

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の概要	3
第2章 宜野湾市の子どもと子育て家庭の概況	5
1. 本市の子どもを取り巻く環境	5
2. アンケート結果の概要	42
3. 第1期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	59
第3章 計画の基本的な考え方	67
1. 計画の基本理念	67
2. 計画の基本目標	68
3. 施策の体系	69
4. 計画の重点取り組み	70
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	73
基本目標1：教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供	73
基本施策1-1：幼児期の教育・保育の総合的な推進	73
基本施策1-2：教育・保育施設との連携及び支援の充実	74
基本施策1-3：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	75
基本施策1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	76
基本施策1-5：子どもの居場所づくり	77
基本目標2：切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援	78
基本施策2-1：母子保健の充実	78
基本施策2-2：教育・保育施設における障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援	79
基本施策2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援	80
基本目標3：子育てしやすい社会環境の整備	81
基本施策3-1：児童虐待の防止に向けた対策の推進	81
基本施策3-2：ひとり親家庭への自立支援	82
基本施策3-3：仕事と家庭の両立支援の推進	83
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画	85
1. 教育・保育提供区域の設定	85
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	88
3. 幼児期の教育・保育の事業計画	93
4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	103
第6章 計画の推進に向けて	109
1. 計画の進捗・管理	109
2. 庁内及び関係機関等との連携	109

参考資料	111
1. 策定の経緯	111
2. 策定の体制	114

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が著しく進み、国民の生活価値観が多様化する一方、隣近所づきあいの希薄化をはじめ地域活動の低下など、地域社会の共同体的つながりが弱体化していくなど、子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境が変化してきています。さらに、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造（人口構成）のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されています。

国においては、子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成 15 年7月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体、事業主等による次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

平成 19 年度には「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」が示され、“働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”、“「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築”を車の両輪として進めていくこととしています。

こうした対策が一定の成果をあげる一方で、待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が改めて確認され、平成 22 年 1 月に子ども・子育て支援の総合的な施策である「子ども・子育てビジョン」が策定されています。同ビジョンでは、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとしています。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連3法が平成 24 年8月に成立しました。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

しかし、待機児童問題は全国的にも解消されていない状況にあることから、平成 29 年には「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率 80%に対応できる受け皿を確保することとする対策が示されたとともに、令和元年 10 月から「幼児教育・保育無償化」が実施されるなど、子ども・子育ての支援は多様化してきました。

本市においては、西海岸地区等、急速に市街化が進展する中で社会的保育を必要とする児童が増加し、多様な保育ニーズに対応することが、今日大きな課題となっています。こうした中で、平成 10 年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、また、平成 16 年度、21 年度には、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成 11 年度には「宜野湾市待機児童解消計画」にも取り組み、待機児童の早期解消等に力を注いてきました。こうした中、「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」

が平成 26 年度で期間満了となり、平成 27 年度からの『子ども・子育て支援新制度』の実施に向けて本市における保育サービス等の現状や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握し、それらを踏まえた「量の見込み」の算定及び将来の「教育・保育等の確保方策」を位置づけた新たな計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、それに基づいて各種の子ども・子育て支援に取り組んできたところです。

計画策定から 5 年を迎える中、第 1 期計画の検証を行うとともに、子育て世帯のニーズを再度確認し、よりニーズに即した教育・保育サービスが提供できるよう、「第 2 期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

参考

◆子ども・子育て関連3法の主な内容

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

「子ども・子育て関連3法」

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律※

※（正式名称）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律

3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）※

※（正式名称）子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆子ども・子育て支援新制度が目指すもの

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、子育てをめぐる現状と課題から、以下の取り組みを進めることになっています。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

②保育の量的拡大、教育・保育の質的改善

質を確保しつつ、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図る。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、一時的預かりや放課後児童クラブ等の充実、利用者への分かりやすい情報提供の仕組みづくりなど、子育てに対する多様な支援を実施する。

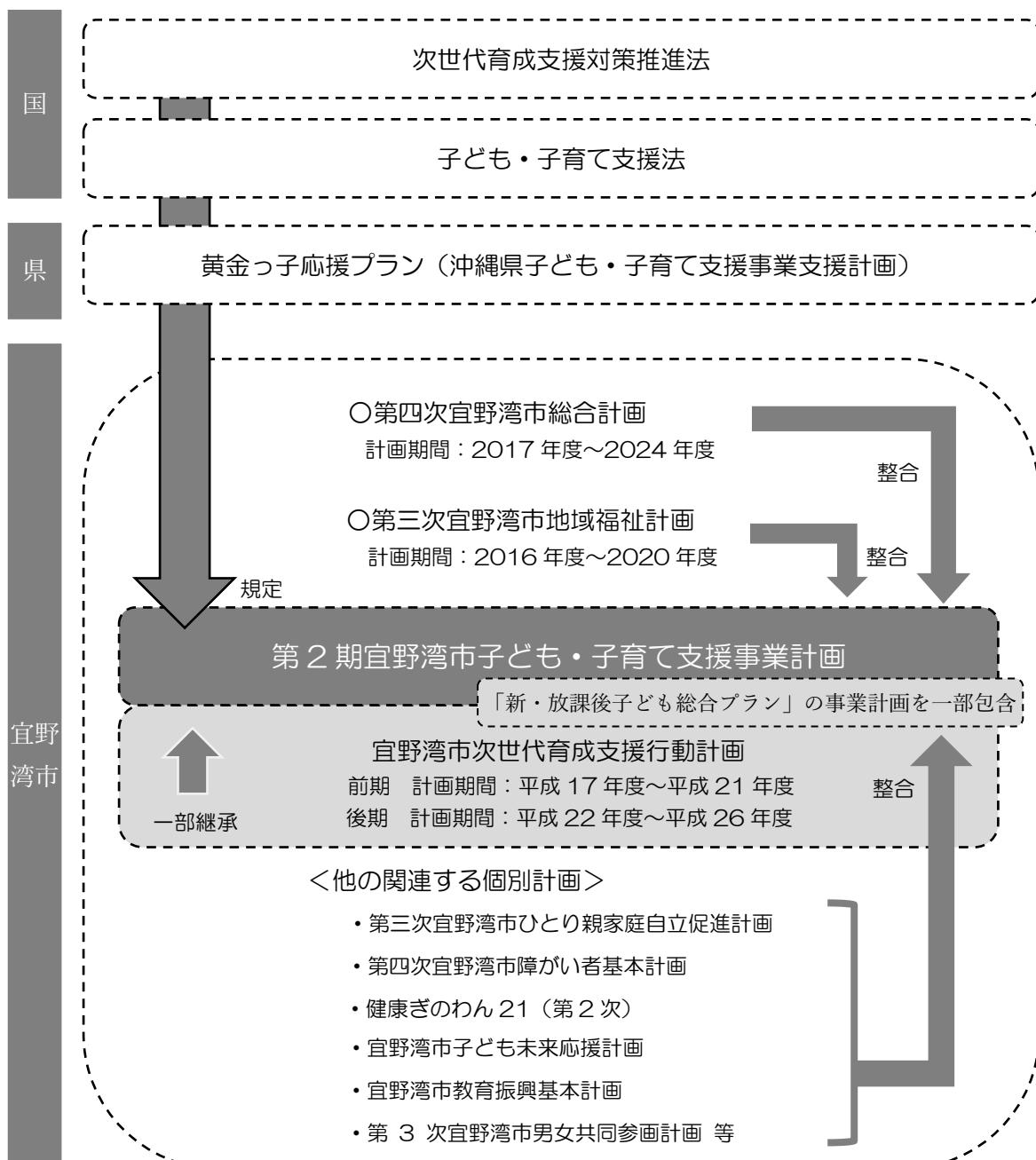
2. 計画の概要

(1) 計画の対象

すべての子どもと子育てにかかる個人や団体が対象となります。妊娠婦・乳幼児から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(2) 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく「宜野湾市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく施策を位置づけた市町村計画です。更に、本市の最上位計画である「第四次宜野湾市総合計画」をはじめ、「第三次宜野湾市地域福祉計画」、その他、保健・福祉分野の個別計画等との整合を図ることとします。



(3) 計画期間

本計画においては、2020 年度から 2024 年度までの5か年間を計画期間とします。

計画の推進にあたっては、適宜、進捗状況の点検・評価に取り組み、計画内容と現状とに乖離が見られる場合等には、中間年度である 2022 年度中の見直しを検討します。



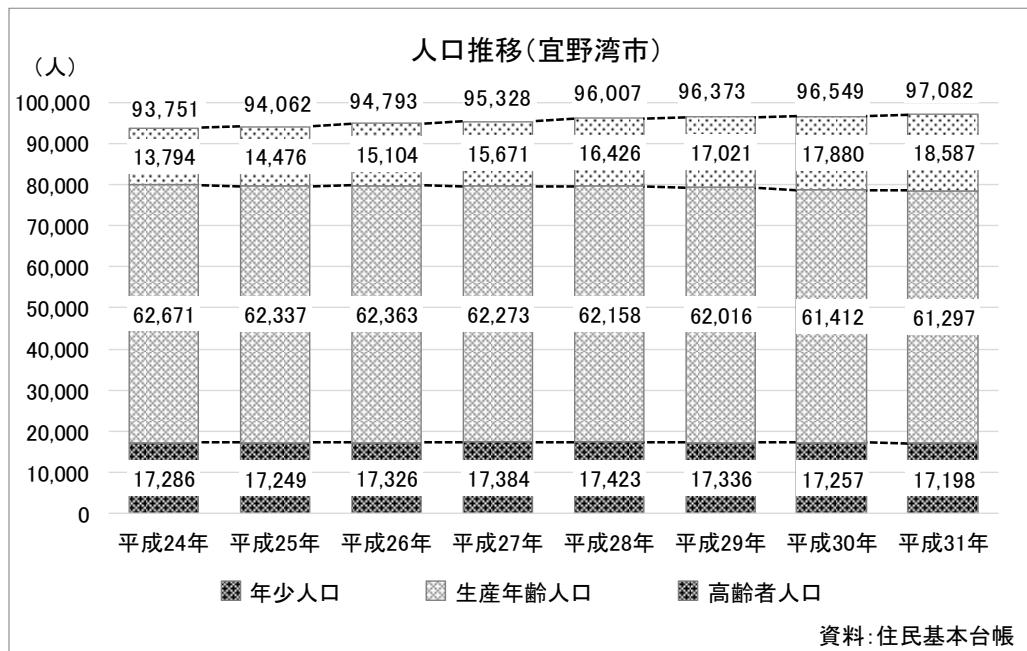
1. 本市の子どもを取り巻く環境

(1) 基礎データの整理

①人口推移

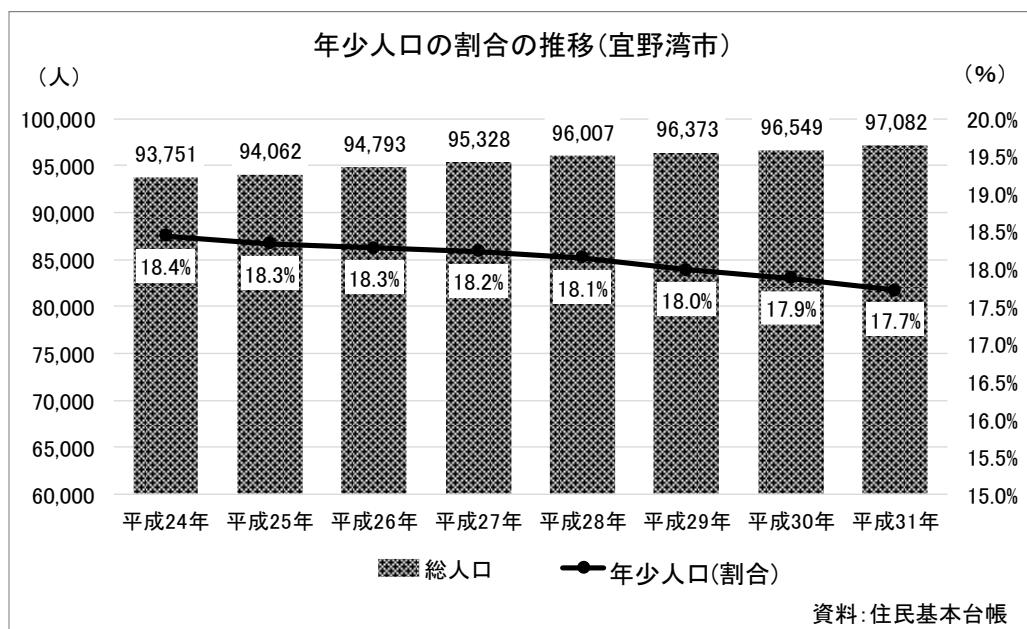
宜野湾市の総人口をみると、平成31年は97,082人で平成24年(93,751人)に比べ3,331人増加しています。

年齢3区分の人口推移をみると、0歳から14歳までの年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口においては減少傾向となっていますが、65歳以上の高齢者人口では増加傾向となっています。



②年少人口割合の推移

市全体の年少人口（0～14歳）の推移は、平成24年の18.4%から減少傾向で推移し、平成31年には17.7%と0.7ポイント減となっています。

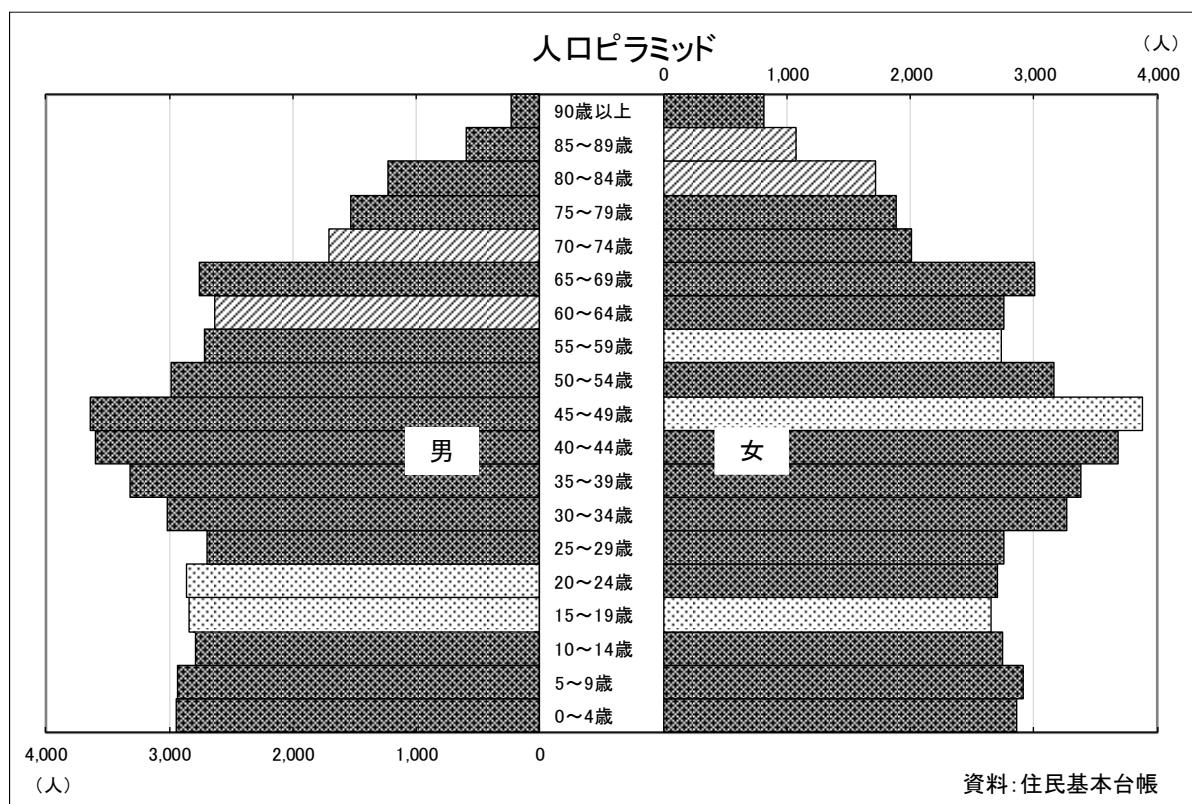


③人口ピラミッド（年齢5歳階級）

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに人口が最も多い年齢層は「45～49歳」となっています。

ピラミッドの形状をみると、「つぼ型」と「つり鐘型」を合わせた形となっています。「つぼ型」の形状は、一般的に少子高齢化が進んだ状況といわれていますが、「つり鐘型」は、つぼ型に比べ年少人口が比較的安定しており、大きな人口減少にはならないと言われる特徴があります。

本市においては高齢者人口の増加はみられるものの、30～40代の子育て世代により出生数がある程度維持されている状況にあることがうかがえます。



④就学前児童の人口推移（小学校入学前の0～5歳人口）

市全体における就学前児童人口の推移をみると、平成27年の7,305人をピークにそれ以降は減少に転じ、平成31年には6,961人となっています。

■就学前児童人口推移

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
宜野湾市	7,210	7,206	7,274	7,305	7,290	7,151	7,027	6,961
0	1,254	1,208	1,234	1,194	1,195	1,216	1,175	1,103
1	1,283	1,231	1,222	1,283	1,227	1,204	1,199	1,195
2	1,234	1,267	1,216	1,180	1,234	1,206	1,176	1,178
3	1,149	1,216	1,249	1,206	1,169	1,196	1,172	1,160
4	1,164	1,136	1,204	1,254	1,211	1,141	1,175	1,170
5	1,126	1,148	1,149	1,188	1,254	1,188	1,130	1,155

資料：住民基本台帳

⑤小学校児童の人口推移（6～11歳人口）

市全体における小学校児童人口の推移をみると、平成24年から平成27年まで増減を繰り返し、それ以降微増で推移し、平成31年は6,988人となっています。

■小学校児童人口推移

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
宜野湾市	6,687	6,637	6,626	6,679	6,756	6,888	6,979	6,988
6	1,048	1,116	1,141	1,145	1,183	1,228	1,160	1,139
7	1,116	1,045	1,107	1,145	1,144	1,196	1,222	1,167
8	1,107	1,114	1,048	1,113	1,149	1,144	1,185	1,213
9	1,112	1,088	1,119	1,047	1,116	1,148	1,147	1,178
10	1,171	1,104	1,099	1,118	1,050	1,119	1,146	1,149
11	1,133	1,170	1,112	1,111	1,114	1,053	1,119	1,142

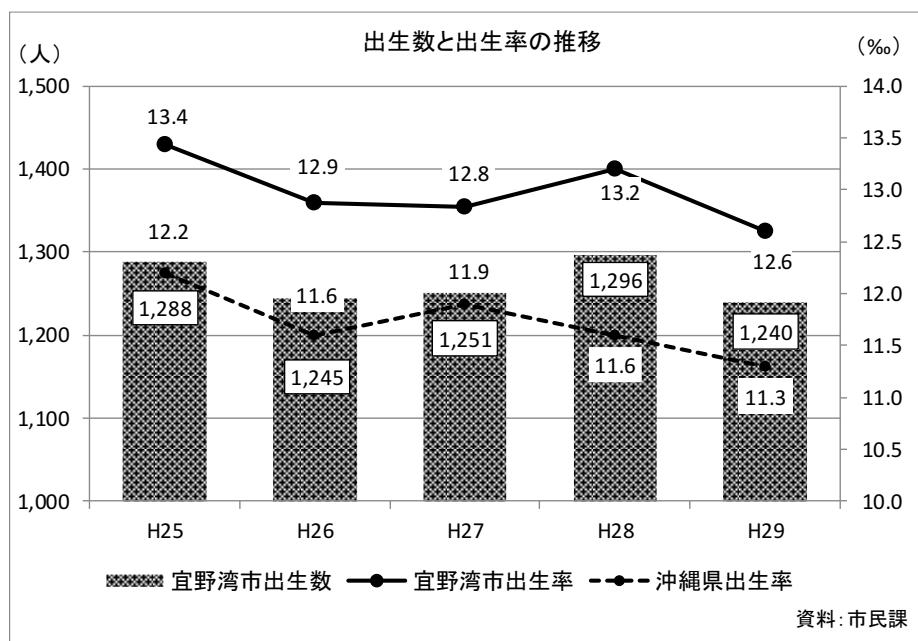
資料：住民基本台帳

⑥出生率

平成 25 年からの出生数の推移をみると、1,240～1,300 人の出生数で推移しています。

平成 29 年の出生率（人口千人あたり）は 12.6‰ となっており、平成 25 年に比べ 0.8 ポイント減少しています。

また、沖縄県の出生率と比べると、宜野湾市が常に上回っています。



⑦合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数を表す、合計特殊出生率の推移をみると、平成 20 年～平成 24 年の本市の値は 1.85 で、沖縄県とほぼ同程度となっています。

合計特殊出生率の推移

	昭和58年～昭和62年	昭和63年～平成4年	平成5年～平成9年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
宜野湾市	-	-	-	1.83	1.70	1.85
沖縄県	2.25	2.03	1.90	1.83	1.74	1.86
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38

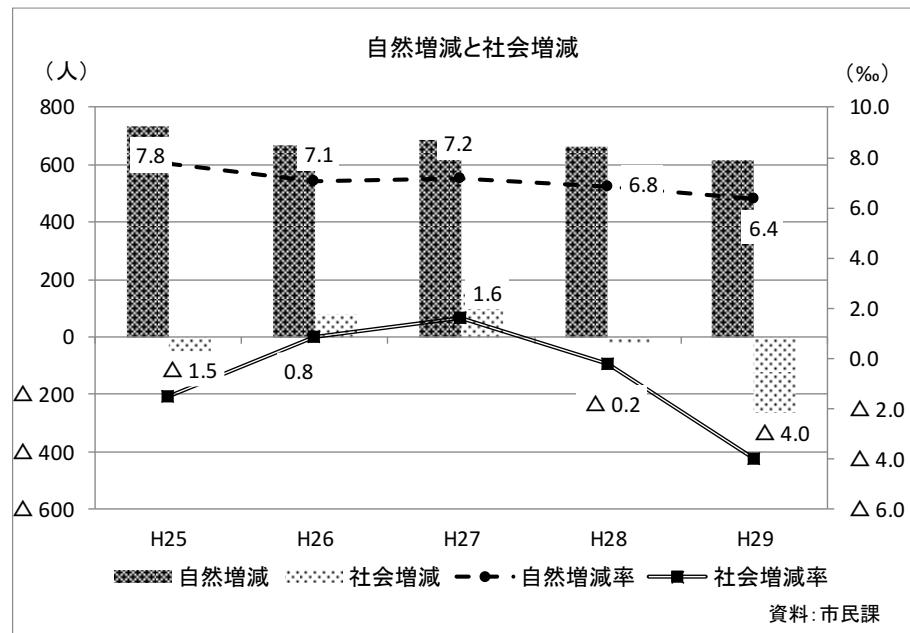
資料：人口動態統計特殊報告

⑧自然増減と社会増減

自然増減（出生数から死亡者数を引いた値）の推移をみると、平成 25 年から出生数が死亡者数を上回る自然増の状況が続いている。

一方、社会増減（転入者数から転出者数を引いた値）の推移では、増減を繰り返し平成 29 年は転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

増減率をみると、社会増減率は低下の傾向がみられる一方で、自然増減率は 7.0% 前後を横ばいで推移しています。

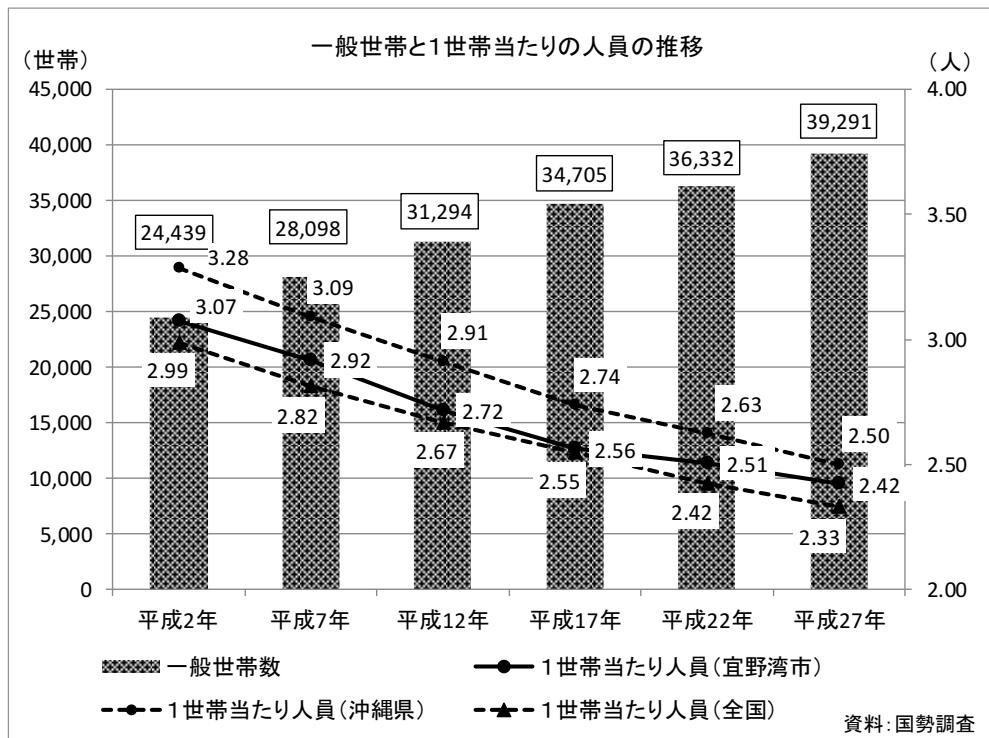


⑨世帯

世帯数及び1世帯あたりの人員をみると、平成27年は39,291世帯、1世帯あたり人員2.42人となっています。1世帯あたりの人員は沖縄県平均の2.50人を下回り、全国平均の2.33人を上回っています。

世帯数と1世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は平成2年の24,439世帯から一貫した増加傾向にあり、この25年で14,852世帯増加しています。一方、1世帯あたりの人員は、平成2年の3.07人から一貫した減少傾向で、3人を下回っています。

1世帯あたりの人員の減少の要因としては、高齢化の進展による単身世帯や夫婦世帯の増加が安定した出生数を上回る状況にあることが考えられます。

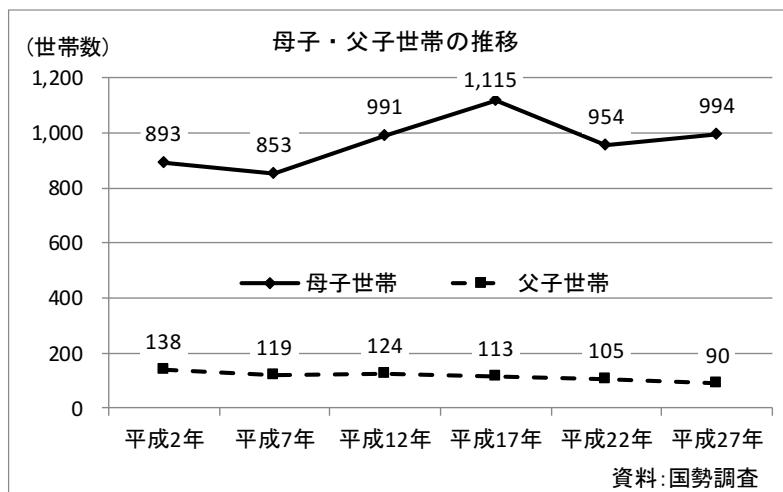


⑩母子・父子世帯の推移

本市の母子・父子世帯をみると、平成 27 年の国勢調査では母子世帯が 994 世帯、父子世帯は 90 世帯となっています。本市の一般世帯が 39,291 世帯（家族類型「不詳」を含む）となっており、そのうち母子世帯は 2.5%、父子世帯は 0.2% を占めています。

推移をみると、母子世帯は平成 22 年には減少しましたが、平成 27 年はふたたび増加しています。また、父子世帯については年々減少傾向にあります。

なお、国勢調査の数値は、他の世帯員が同居しているケースは含んでおらず、児童扶養手当の受給者とは定義が異なることに留意する必要があります。



⑪児童扶養手当受給者の推移

平成 29 年度の児童扶養手当受給者は 1,622 人で、その内訳は母子世帯が約 9 割、父子世帯が約 1 割となっています。

平成 25 年度からの推移をみると、受給者数に占める母子世帯及び父子世帯の数はともに減少傾向で推移していることから受給者数も減少で推移しており、平成 25 年度に比べ平成 29 年度には 106 人減少しています。

児童扶養手当支給状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数(人)	1,728	1,681	1,657	1,633	1,622
母子世帯 (養育者世帯含む)	1,558	1,522	1,506	1,492	1,487
	90.2%	90.5%	90.9%	91.4%	91.7%
父子世帯	170	159	151	141	135
	9.8%	9.5%	9.1%	8.6%	8.3%

資料:平成30年度版 宜野湾市福祉保健の概要

⑫世帯の様子

平成 27 年国勢調査における一般世帯数は 39,291 世帯であり、そのうち 18 歳未満の親族がいる一般世帯数は 10,962 世帯で 27.9% を占めています。

平成 27 年の家庭類型をみると、一般世帯のうち 55.8% が核家族世帯であり、半数以上が夫婦と子どもから成る世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合については、平成 12 年の 61.3% に比べ 5.5 ポイント減少しています。

■世帯類型別 一般世帯及び18歳未満親族のいる世帯数の推移

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯	一般世帯	18歳未満の親族のいる一般世帯
総数	31,294	11,288	36.1%	34,705	11,220	32.3%	36,332	10,779	29.7%	39,291	10,962	27.9%
A親族世帯	21,846	11,253	51.5%	22,891	11,172	48.8%	23,389	10,648	45.5%	24,309	10,718	44.1%
I 核家族世帯	19,184	9,859	51.4%	20,223	9,792	48.4%	20,812	9,349	44.9%	21,923	9,548	43.6%
II その他の親族世帯	2,662	1,394	52.4%	2,668	1,380	51.7%	2,577	1,299	50.4%	2,386	1,170	49.0%
B非親族世帯	122	-	-	297	-	-	681	103	15.1%	923	164	17.8%
C単独世帯	9,326	35	0.4%	11,517	48	0.4%	12,245	28	0.2%	13,951	80	0.6%
母子世帯	991	916	92.4%	1,115	1,060	95.1%	954	897	94.0%	994	932	93.8%
父子世帯	124	109	87.9%	113	102	90.3%	105	97	92.4%	90	80	88.9%

※「総数」には、上記項目にて分類不能な世帯も含む。

資料: 国勢調査

⑬就労状況等

平成 27 年国勢調査における本市の就業者総数は 37,853 人であり、労働力人口に占める割合は 48.8% となっています。また、本市の女性の就業者数は 17,360 人で就業者総数の 45.9% を占め、平成 12 年に比べ 4.4 ポイント増加しています。

■15歳以上 労働力人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	68,187	72,424	74,292	77,540
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	35,726	35,645	37,349	37,853
総数に占める割合	52.4%	49.2%	50.3%	48.8%
男性就業者数	20,882	20,189	20,612	20,493
男性就業率	58.5%	56.6%	55.2%	54.1%
女性就業者数	14,844	15,456	16,737	17,360
女性就業率	41.5%	43.4%	44.8%	45.9%
完全失業者総数	3,953	5,115	4,386	2,585
総数に占める割合	5.8%	7.1%	5.9%	3.3%
非労働力人口	26,410	27,334	25,738	24,674
総数に占める割合	38.7%	37.7%	34.6%	31.8%

資料: 国勢調査

⑭配偶関係

配偶関係をみると、全ての年齢層の総数で男性の「未婚率」が沖縄県及び全国平均よりも高くなっています。女性では「未婚率」より「有配偶率」が若干高いものの、沖縄県及び全国平均よりも低くなっています。

また、年齢区分毎の「有配偶率」は、「25~29歳」「30~34歳」の年代では男女ともに沖縄県及び全国平均よりも高くなっています。

配偶関係

単位: %

		総数					15~19歳					20~24歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宜野湾市	47.4	42.8	1.4	3.8	4.6	98.1	0.6	0.0	1.2	87.3	7.1	0.1	0.4	5.1	
	沖縄県	35.8	54.1	2.4	5.4	2.2	98.8	0.6	0.0	0.1	88.7	8.5	0.0	0.4	2.3	
	全国	30.9	59.1	3.1	4.0	2.9	98.6	0.3	0.0	0.0	90.5	4.5	0.0	0.2	4.8	
女性	宜野湾市	41.0	42.4	5.9	7.1	3.7	97.6	0.8	0.1	1.4	85.3	10.5	0.1	0.8	3.3	
	沖縄県	26.9	51.9	10.2	8.7	2.3	97.9	1.1	0.0	0.1	84.3	12.2	0.1	1.3	2.2	
	全国	22.7	55.2	13.9	6.1	2.0	98.6	0.5	0.0	0.0	88.0	7.7	0.0	0.6	3.6	

		25~29歳					30~34歳					35~39歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宜野湾市	64.2	30.3		1.1	4.4	41.0	54.5	0.0	2.1	2.4	32.2	60.5	0.2	4.2	3.0
	沖縄県	66.2	29.9	0.0	1.4	2.5	43.1	51.6	0.1	3.1	2.1	33.8	59.4	0.1	4.5	2.2
	全国	68.3	24.7	0.0	0.9	6.1	44.7	48.3	0.0	1.9	5.0	33.7	59.4	0.1	3.0	3.8
女性	宜野湾市	56.3	38.3	0.1	2.6	2.7	33.4	59.5	0.1	4.8	2.2	24.2	66.7	0.3	6.8	2.0
	沖縄県	56.8	37.3	0.1	3.4	2.4	33.6	58.4	0.1	6.0	1.9	23.6	66.0	0.3	8.3	1.8
	全国	58.8	34.8	0.1	2.2	4.2	33.6	59.2	0.1	4.1	3.0	23.3	68.2	0.3	5.9	2.2

資料:平成27年 国勢調査

⑯年齢階級別労働力

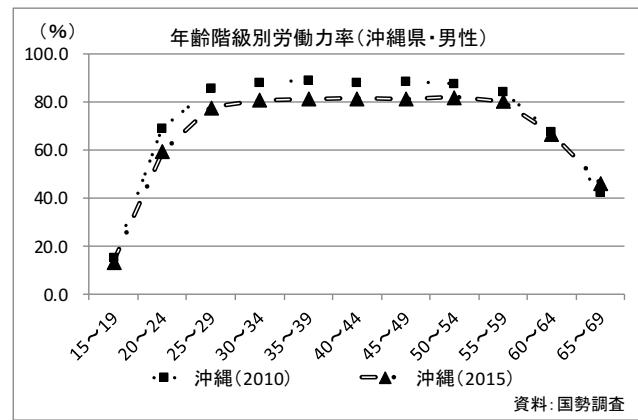
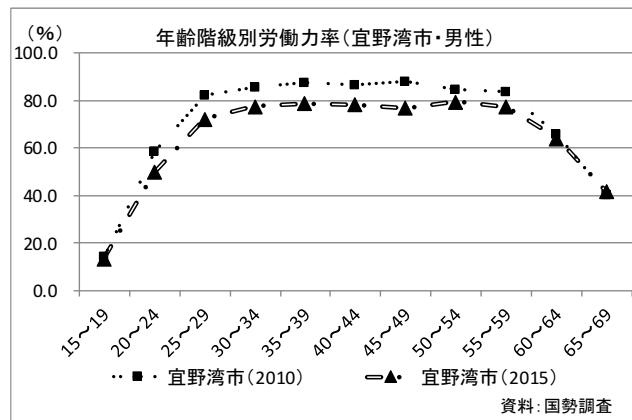
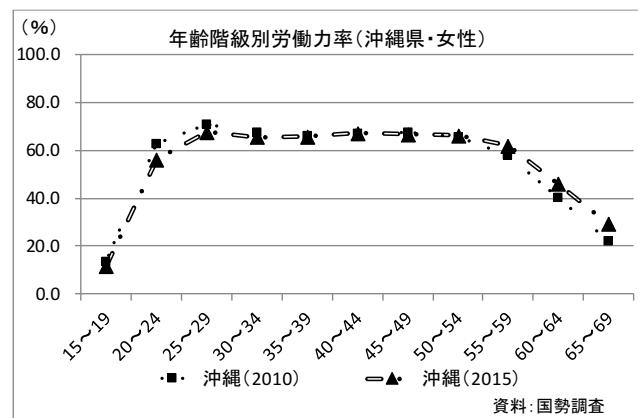
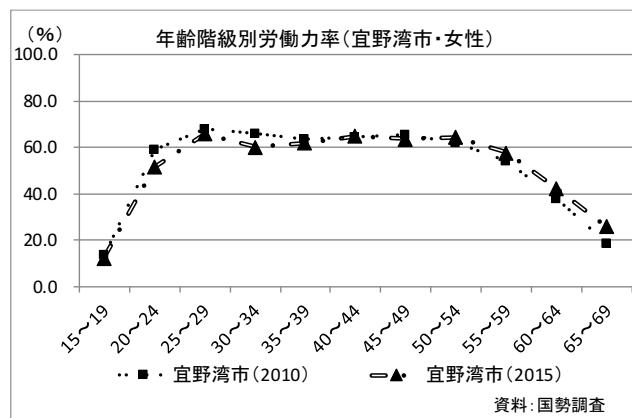
下記の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、グラフの形状は女性ではある年齢層で若干の落ち込みが見られるM字型の形となっていますが、男性では概ね逆U字の形状となっています。

2015年の女性においては、30～34歳の期間において労働力率が一時落ち込んでいる状況がみられます。この傾向は出産・育児による労働力の落ち込みと考えられます。

男性においては、2010年では25～29歳から55～59歳までの期間は80%以上と安定した労働力率となっている一方で、2015年では72～79%となっており、2010年の労働力率を下回っています。

2010年と2015年の2時点での違いをみると、女性は出産・育�児により落ち込む年代以降の40歳以上の年齢で労働力率が2010年に比べ2015年が高くなっている傾向が見られます（45～49歳を除く）。また、沖縄県の平均に比べ労働力率は低くなっています。

なお、男性においては、2010年に比べ2015年は労働力率が低くなっている傾向が見られ、沖縄県の平均と比べても労働力率が低くなっています。



⑯産業構造

男女別の産業構造をみると、男性の総数（全ての年代）における産業構造は、「建設業」及び「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況においても、「建設業」及び「卸売業、小売業」の割合が高くなっています。

一方、女性の総数（全ての年代）における産業構造は、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況においても、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の割合が高くなっています。

本市は、男女ともに沖縄県と同様の産業構造となっています。

■男女別年齢別産業構造

単位：%

男性	総数			20代			30代			40代		
	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縊 県	全 国
農業、林業	0.9	5.5	3.7	0.5	1.8	1.4	0.4	2.4	1.7	0.5	2.8	1.5
建設業	14.1	14.2	11.0	9.6	10.7	8.0	12.6	12.7	10.1	15.3	14.4	11.7
製造業	4.7	5.4	20.0	3.9	4.9	21.7	4.5	5.6	22.1	5.7	5.8	22.8
卸売業、小売業	13.8	11.8	13.0	16.7	15.3	14.5	13.8	12.3	13.1	14.1	11.8	12.9
宿泊業、飲食サービス業	5.4	5.9	3.7	9.0	8.9	6.0	5.4	6.2	3.4	3.9	5.5	2.9
医療、福祉	7.1	7.0	5.1	7.6	8.3	6.5	9.2	9.0	6.3	6.8	7.5	4.5

女性	総数			20代			30代			40代		
	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縄 県	全 国	宜野 湾市	沖 縊 県	全 国
農業、林業	0.3	2.4	3.2	0.0	0.5	0.6	0.2	0.9	1.0	0.2	1.3	1.2
建設業	2.6	2.4	2.7	1.3	1.1	1.5	2.7	2.3	2.6	3.2	2.8	3.0
製造業	3.9	4.3	11.4	1.9	2.6	10.1	2.9	3.3	11.7	4.2	4.6	12.6
卸売業、小売業	17.8	16.5	18.2	18.1	17.2	18.7	16.3	14.5	17.3	17.4	16.2	18.2
宿泊業、飲食サービス業	8.9	10.1	7.8	9.9	10.8	8.4	6.5	7.8	6.2	6.9	8.4	6.7
医療、福祉	21.3	22.4	20.6	21.8	22.6	22.4	22.8	24.2	23.2	21.7	23.4	21.5

資料：平成27年 国勢調査

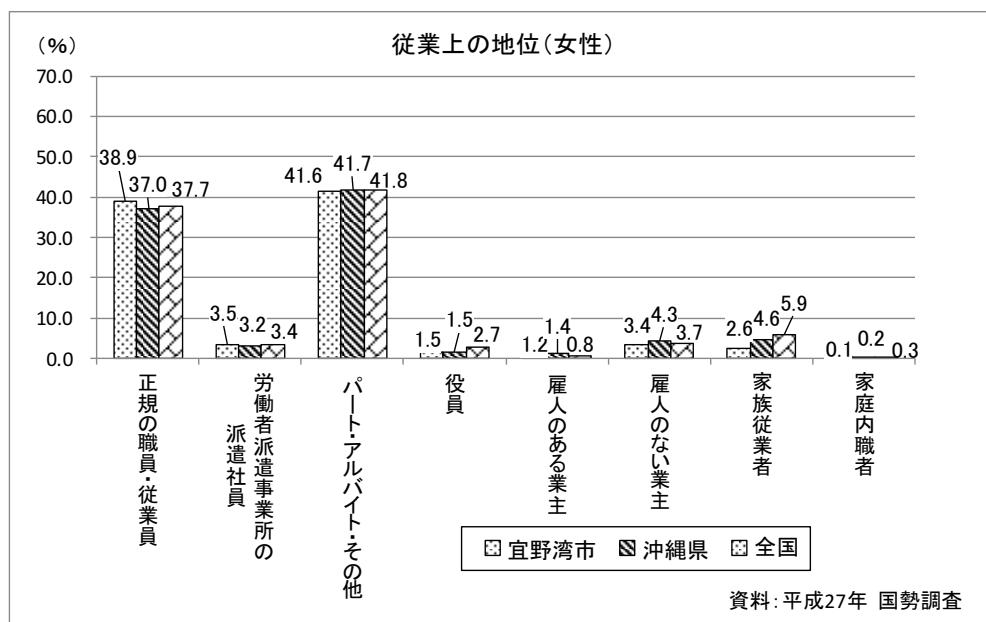
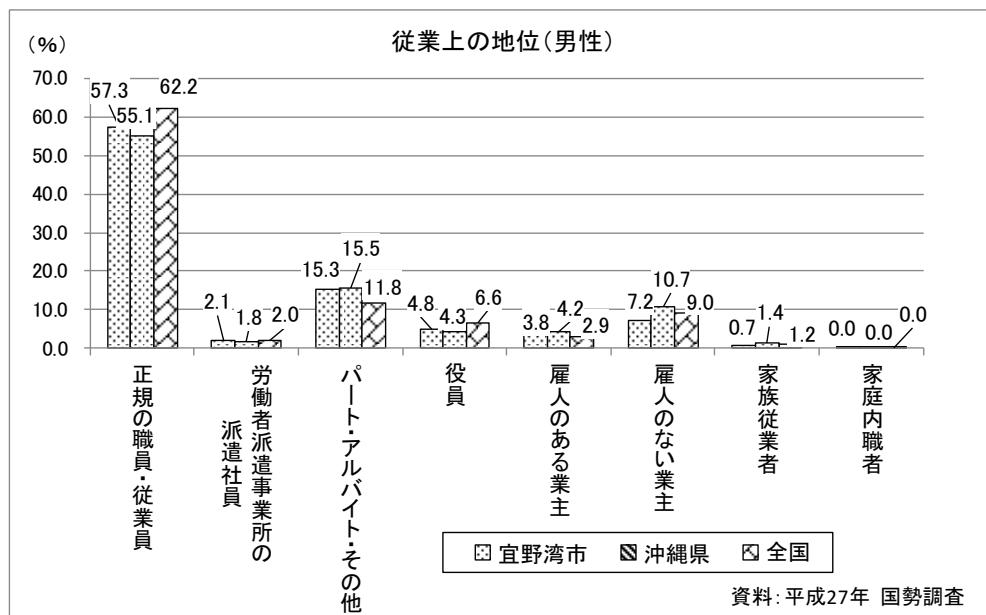
⑯従業上の地位

従業上の地位をみると、本市の男性では、「正規の職員・従業員」が最も多く57.3%、次いで「パート・アルバイト・その他」が15.3%、「雇人のいない業主」が7.2%となっており、他の従業上の地位は5%以下となっています。

また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合は、沖縄県平均に比べ高いものの、全国平均に比べ低い状況となっています。

一方、女性の従業上の地位をみると、「パート・アルバイト・その他」が最も多く41.6%、次いで「正規の職員・従業員」の38.9%となっており、他の従業上の地位は4%以下となっています。

また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、同程度の割合となっています。



⑯婚姻・離婚の動向

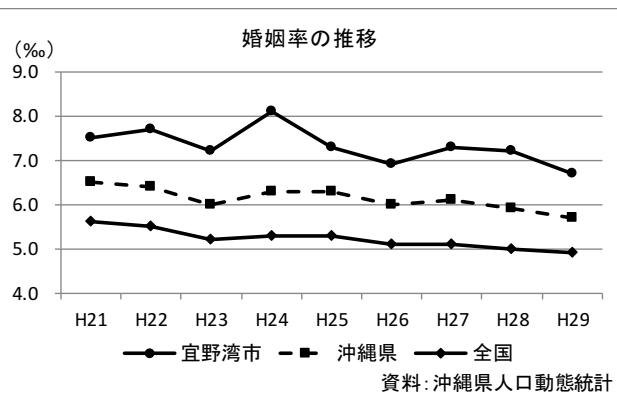
婚姻率をみると、平成30年は6.3%で608件となっています。平成21年からの推移をみると、増減を繰り返しながら横ばいで推移しており、いずれの年も6~8%程度となっています。沖縄県や全国と比較すると、すべての年において高い値を示しています。

離婚率をみると、平成30年は2.75%で264件となっています。平成21年からの推移をみると、増減を繰り返しながら横ばいで推移しており、いずれの年も2~3%程度となっています。沖縄県や全国と比較すると、いずれの年においても高い値となっており、婚姻率が高い一方で離婚率も高くなっています。

■婚姻率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
宜野湾市	婚姻率	7.5	7.7	7.2	8.1	7.3	6.9	7.3	7.2	6.7
	婚姻件数	689	711	658	747	683	650	692	652	608
沖縄県	婚姻率	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.5
全国	婚姻率	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.7

資料:沖縄県人口動態統計

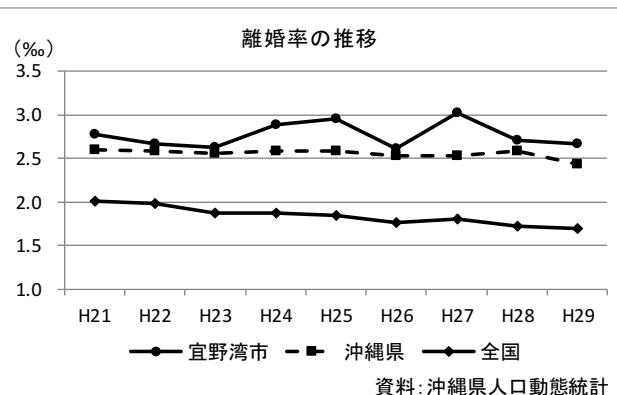


資料:沖縄県人口動態統計

■離婚率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
宜野湾市	離婚率	2.78	2.67	2.63	2.88	2.96	2.61	3.03	2.71	2.67
	離婚件数	254	246	242	267	276	248	288	260	259
沖縄県	離婚率	2.60	2.58	2.56	2.59	2.59	2.53	2.53	2.59	2.53
全国	離婚率	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.68

資料:沖縄県人口動態統計



資料:沖縄県人口動態統計

千分率(‰)は、全体の1,000分の1を単位として表した比率。

婚姻率は通常、千分率で表されます。

$$1\% = 1/1,000 = 0.1\%$$

⑯障害者手帳交付状況

障害者手帳の交付状況をみると、この5か年間で増加傾向にあり、平成25年度に比べて平成29年度は身体で240人増、知的は127人増、精神は429人増となっています。全体に占める18歳未満の手帳交付状況をみると、身体は3%程度、知的は30%~40%程度、精神は1%程度となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 障害者手帳交付状況

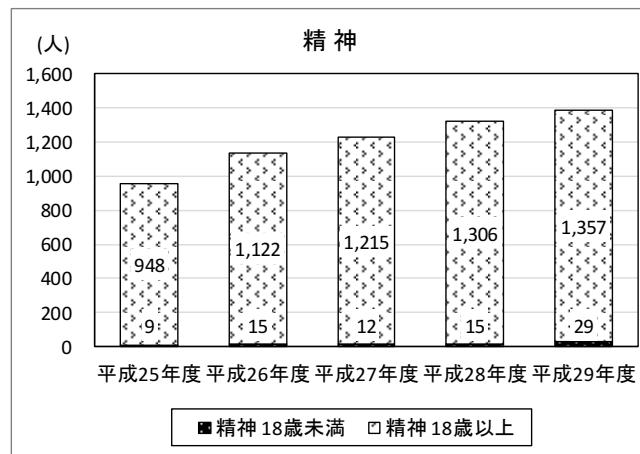
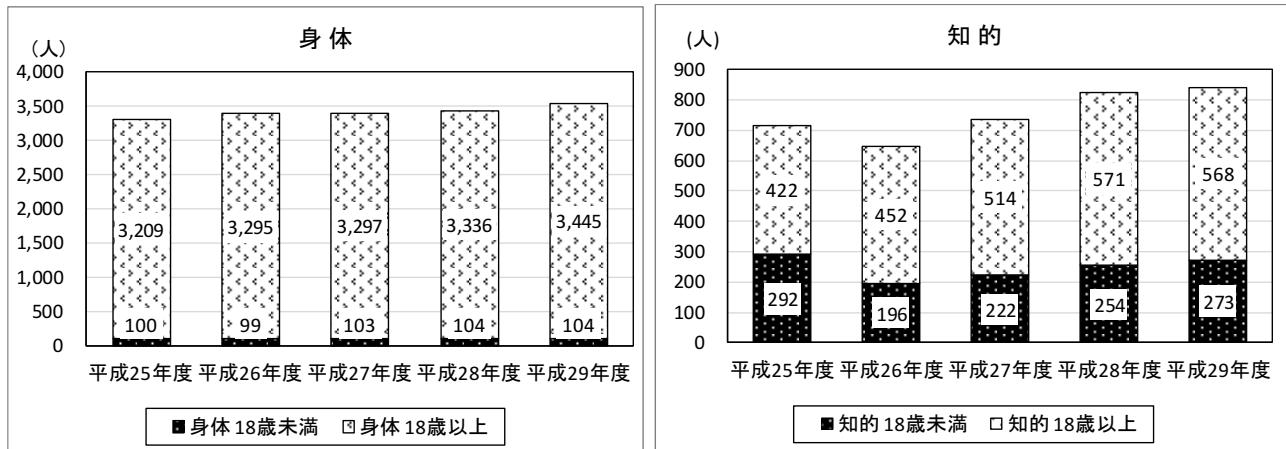
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体	18歳未満	100	99	103	104	104
	(全体に占める割合)	3.0%	2.9%	3.0%	3.0%	2.9%
	18歳以上	3,209	3,295	3,297	3,336	3,445
知的	合計	3,309	3,394	3,400	3,440	3,549
	18歳未満	292	196	222	254	273
	(全体に占める割合)	40.9%	30.2%	30.2%	30.8%	32.5%
精神	18歳以上	422	452	514	571	568
	合計	714	648	736	825	841
	18歳未満	9	15	12	15	29
	(全体に占める割合)	0.9%	1.3%	1.0%	1.1%	2.1%
	18歳以上	948	1,122	1,215	1,306	1,357
	合計	957	1,137	1,227	1,321	1,386

身体…身体障害者手帳交付者

資料: 平成30年度版 宜野湾市福祉保健の概要

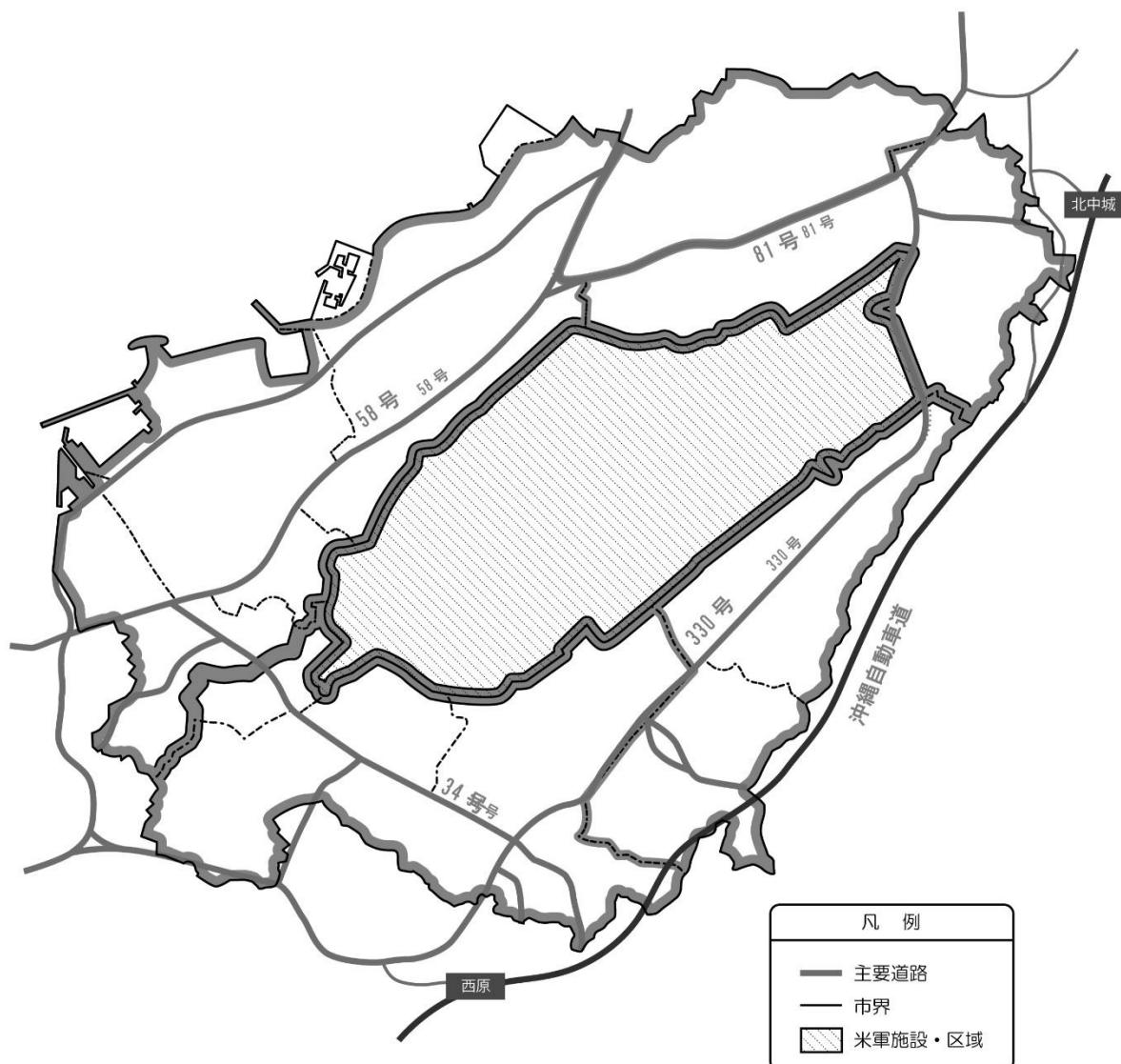
知的…療育手帳交付者

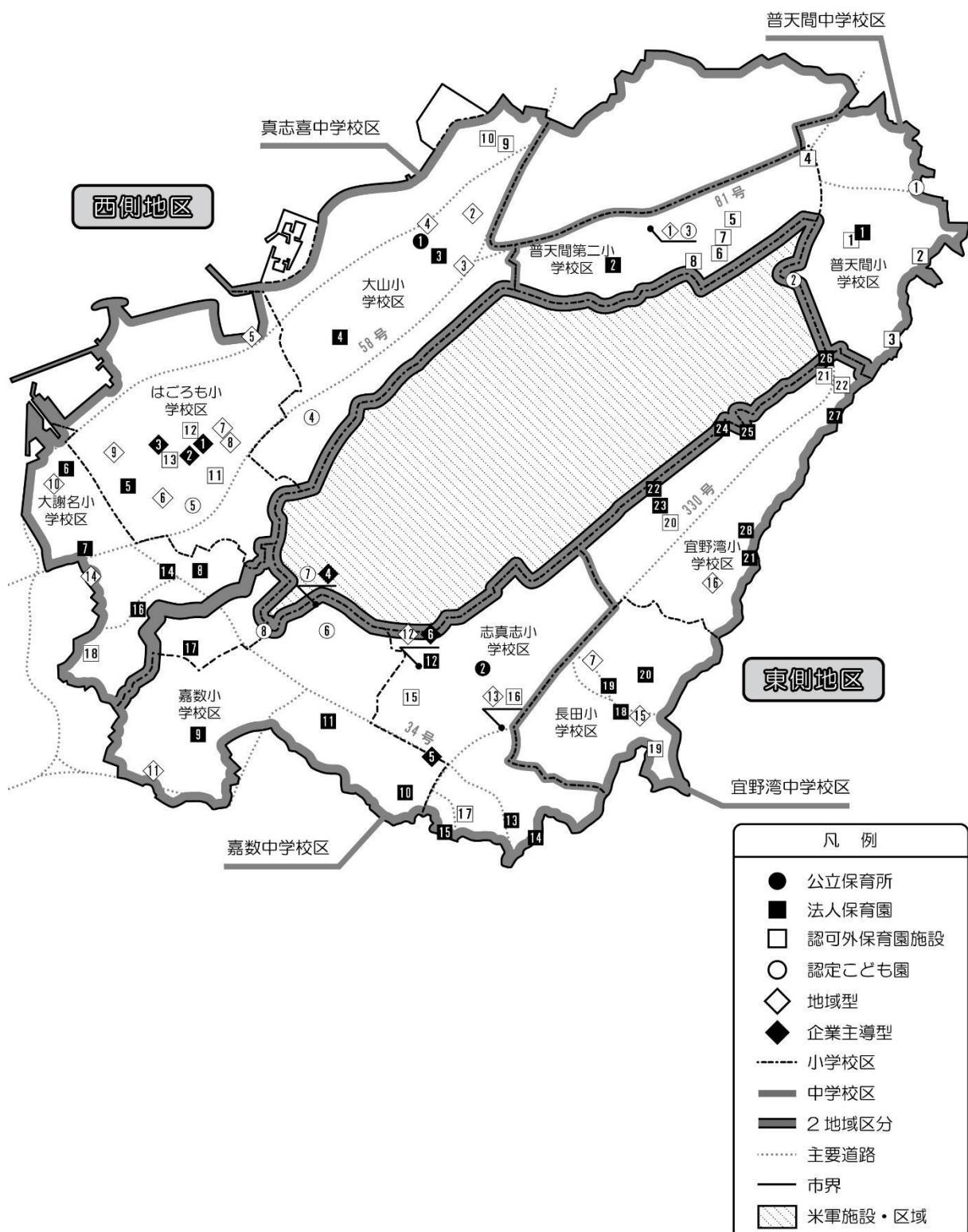
精神…精神障害者保健福祉手帳交付者



②道路網

市域の中央部と北部は米軍基地となっており、その周囲を取り囲むように国道 58 号や国道 330 号、北側は県道宜野湾北中城線（81 号）、県道 34 号等の道路網が形成されています。





《保育所入所の状況》

令和元年5月1日現在、認可保育所定員数4,081人に対して、入所児童数は3,854人となっています。本市においては、施設整備による入所定員増のほか、地域型保育事業所の創設、認定こども園への移行、既存保育園の入所定員枠の弾力化により、多くの児童を受け入れるなどの対応を行っています。

公立・私立認可保育所定員一覧

区分	保育所名	定員	入所児童数
公立	うなばら保育所	120	107
	宜野湾保育所	140	97
法人	ここわ保育園	80	85
	きゅな保育園	60	47
	マーシー保育園	100	112
	ラポール育成保育園	80	84
	まなぶ保育園	120	134
	花の子保育園	80	86
	こがねの森保育園	100	99
	ピノキオ保育所	90	95
	可愛保育園	150	145
	きらら保育園	110	106
	しいの実保育園	120	123
	しいの実保育園(分園)	45	48
	ポケット保育園	90	84
	志真志まごころ保育園	80	78
	どんぐりの里保育園	90	94
	秋津保育園	100	98
	愛善保育園	120	126
	あいのもり保育園	70	81
	あいのもり保育園(分園)	25	25
	仲原保育園	90	95
	仲原保育園(分園)	55	68
	仲原保育園(第2分園)	50	53
	赤道あおぞら保育園	70	75
	そらみライオンの子保育園	100	94
	ちゃいるどはうすエンジェル	80	67
	ぎのわんおひさま保育園	90	100
	あっぷる保育園	71	65
	ぴっころ保育園	60	58

認定こども園の一覧

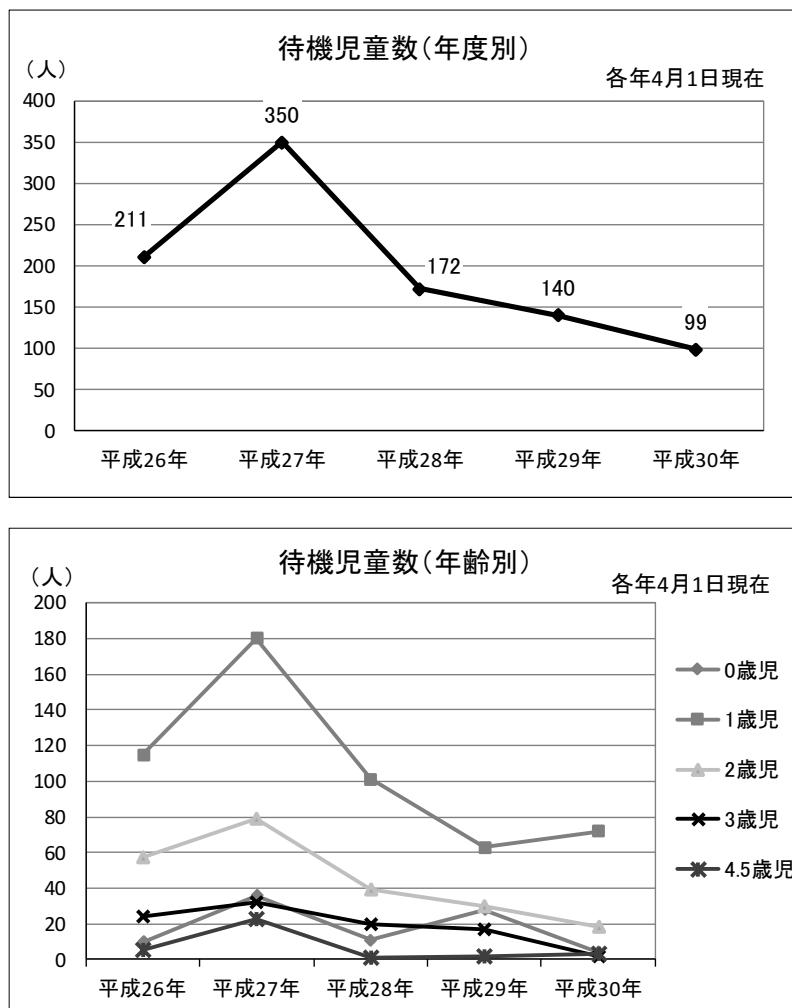
区分	保育所名	定員	入所児童数
こども園	しののめこども園	150	144
	さつき認定こども園	240	197
	認定こども園森川保育園	130	131
	第2さつき認定こども園	238	148
	第2さつき認定こども園(分園)	63	56
	ゆうわ認定こども園	150	139
	認定こども園はごろも保育園	143	132
	認定こども園はごろも保育園(分園)	33	27

地域型保育事業の一覧表

区分	保育所名	定員	入所児童数
小規模	ちきーと保育園	19	16
	ちゅらさん保育園	19	19
	つみき保育園	19	12
	ライオンの子保育園プンバア	15	15
	キュート・チャイルド・ケア 宜野湾保育園	17	17
	ちきーと保育園真志喜園	19	15
	もりのなかま保育園 宇地泊園	19	15
	らいむ保育園	19	19
	ねたて保育園	19	19
	リトルマーシー	19	16
	うさぎ保育園	19	18
	そらうみ保育園	19	17
	クッピー乳児園	19	19
	ぱいかじ保育園	19	13
事業所内	ほいくえん それ！	19(16)	16
	ヤクルトわくわく 大山保育園	19(5)	5

《国定義による待機児童数の推移について》

近年は、毎年保育所・地域型保育事業所の新規創設や、認定こども園への移行、定員変更による定員増など、待機児童解消に向けた取り組みを行っており、平成28年度以降、待機児童は減少傾向となっております。また、年齢別にみると、各年度4月1日時点において1・2歳児の待機が比較的多いという状況です。



■待機児童数の推移

年齢	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	10	36	11	28	4
1歳児	115	180	101	63	72
2歳児	57	79	39	30	18
3歳児	24	32	20	17	2
4.5歳児	5	23	1	2	3
合計	211	350	172	140	99

国定義の待機児童数とは・・・？

入所要件に該当するにも関わらず、保育所に入所していない児童のこと。

ただし、入所可能な保育所があり案内されても特定の保育所を希望する場合

は待機児童から除く等、国の定めた定義に基づき算出する。

②幼稚園

平成 26 年 4 月 1 日に真志喜中学校区に 1箇所、はごろも小学校が開校し、市立幼稚園は9園となっています。園児数は令和元年5月 1 日現在で 532 人となっています。

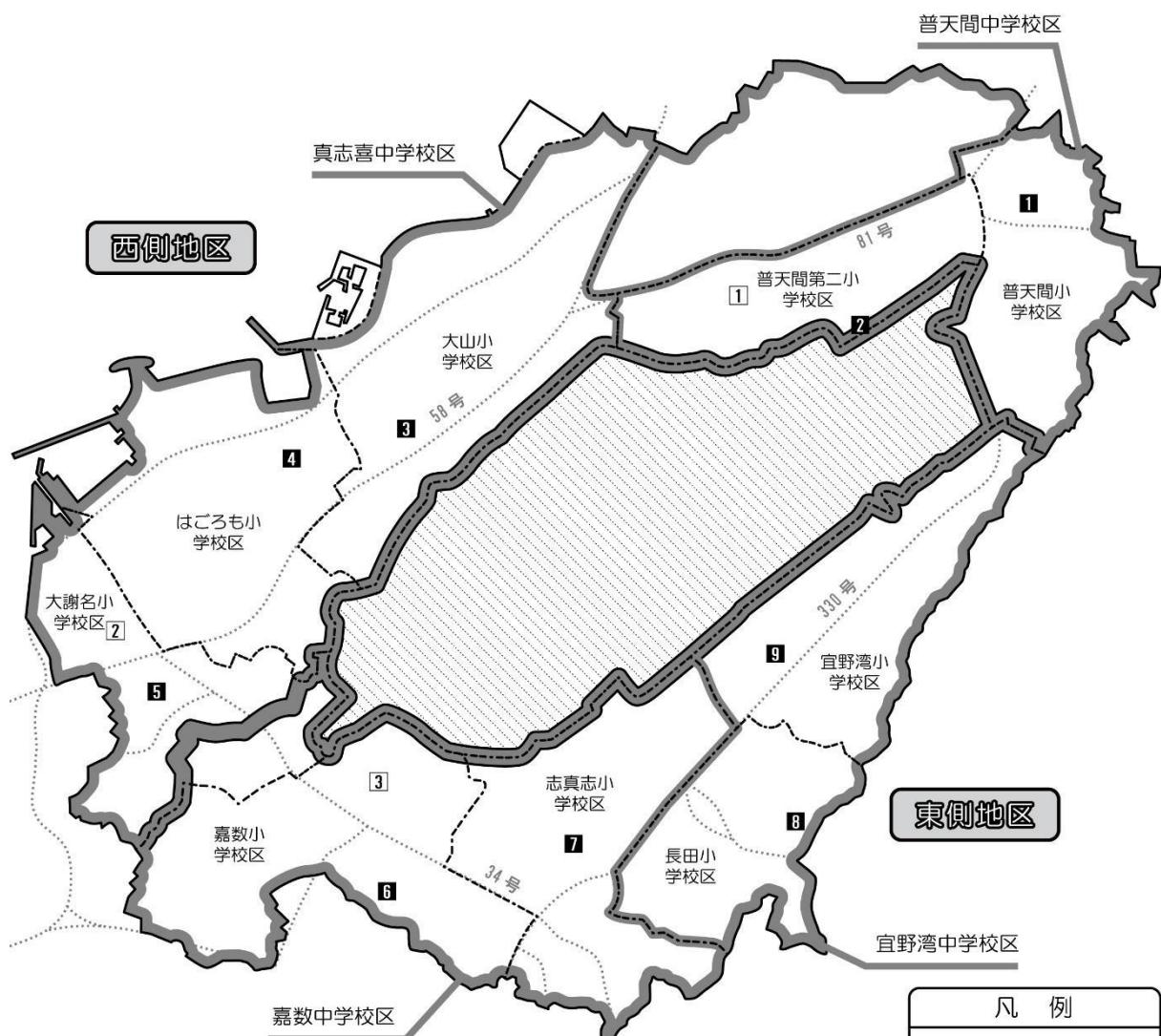
また、私立幼稚園は市内に 3園あり、令和元年5月 1 日現在、園児数は 388 人となっています。

市立幼稚園

		No.	施設名	所在地
普天間中学校区	普天間小学校区	1	普天間幼稚園	普天間 1-10-1
	普天間第二小学校区	2	普天間第二幼稚園	新城 2-8-19
真志喜中学校区	大山小学校区	3	大山幼稚園	大山 5-16-1
	はごろも小学校区	4	はごろも幼稚園	大山 6-23-1
	大謝名小学校区	5	大謝名幼稚園	大謝名 5-12-1
嘉数中学校区	嘉数小学校区	6	嘉数幼稚園	真栄原 1-13-1
	志真志小学校区	7	志真志幼稚園	宜野湾 3-5-1
宜野湾中学校区	長田小学校区	8	長田幼稚園	長田 3-19-1
	宜野湾小学校区	9	宜野湾幼稚園	神山 1-1-1

私立幼稚園

		No.	施設名	所在地
普天間中学校区	普天間第二小学校区	1	シオン幼稚園	喜友名 1-12-20
嘉数中学校区	大謝名小学校区	2	慈愛幼稚園	宇地泊 229
嘉数中学校区	嘉数小学校区	3	真栄原カトリック幼稚園	真栄原 3-16-1



凡 例	
■	市立幼稚園
□	私立幼稚園
-----	小学校区
——	中学校区
—	2 地域区分
·····	主要道路
—	市界
▨	米軍施設・区域

③小学校

本市の公立小学校は、9校あり、児童数は6,530人となっています。

公立小学校の児童数

単位:人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
普天間小学校	85	114	96	108	102	101	39	606
普天間第二小学校	100	103	108	110	109	106	37	636
大山小学校	96	99	118	111	107	102	52	633
大謝名小学校	103	98	99	73	110	81	39	564
嘉数小学校	133	158	152	153	134	129	60	859
志真志小学校	141	137	137	124	122	131	53	792
宜野湾小学校	129	146	139	139	134	144	48	831
長田小学校	107	107	130	119	110	115	37	688
はごろも小学校	165	137	159	160	155	145	54	921
合計	1,059	1,099	1,138	1,097	1,083	1,054	419	6,530

児童・生徒数には特別支援学級児童生徒を含む

資料:教育委員会(令和元年5月1日現在)

④その他の子育て支援施設

子育て支援センター（広場）は、市内に8箇所（公立1箇所・私立7箇所）の保育所に設置されています。子育てサロンは宜野湾市社会福祉協議会が運営する事業で、市内4箇所の公民館で実施しています。両事業とも、子育て中の親と子が集い、情報交換の場として利用されています。

ファミリー・サポート・センター事業は、市役所内に設置されており、会員登録を行って相互援助活動を実施しています。

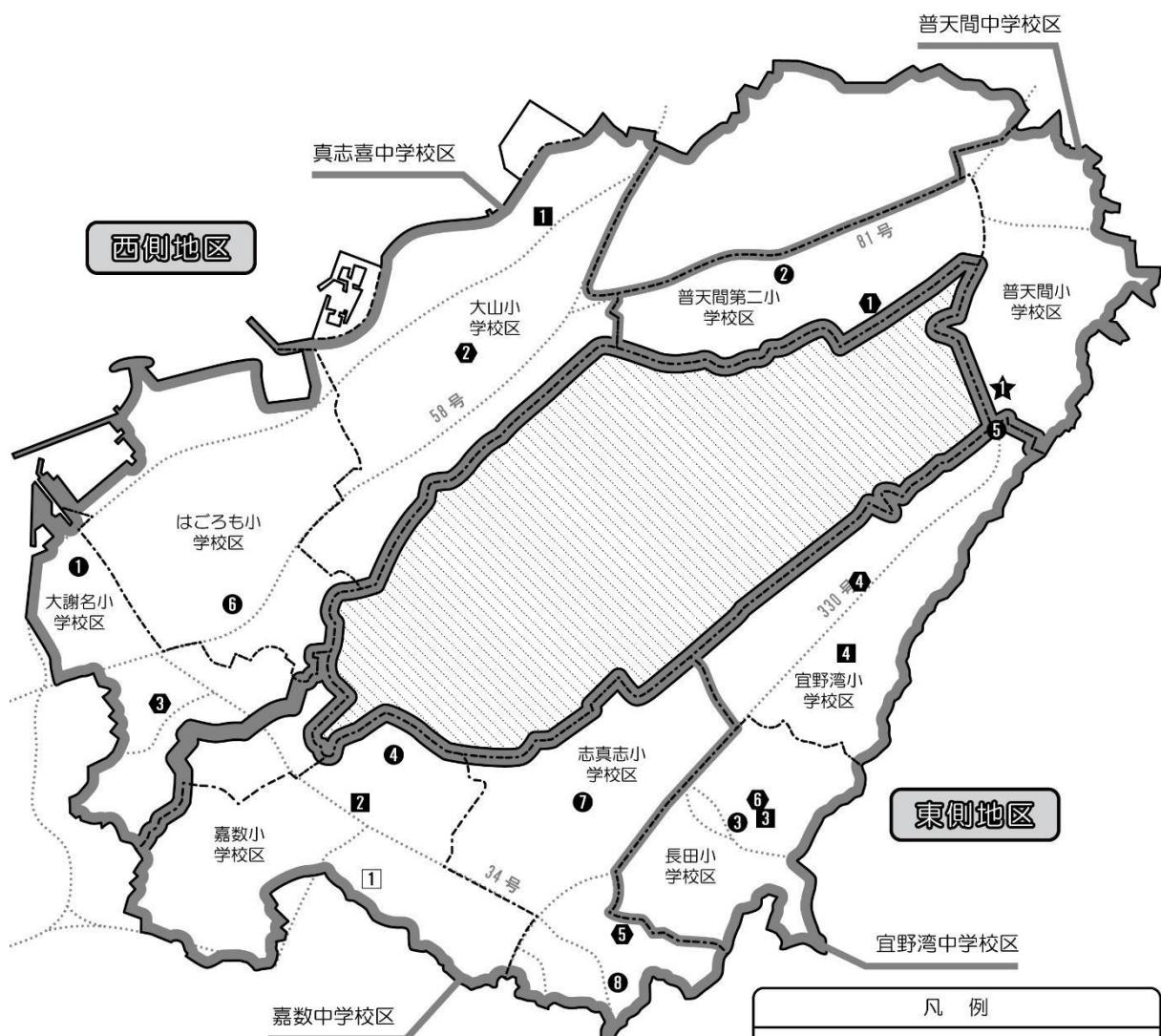
子育て支援センター・子育て広場（地域子育て支援拠点事業）			
No.	名称	実施場所	所在地
1	いるかくらぶ	マーシー保育園	字宇地泊 661
2	子育て支援センターそよかぜひろば	しののめこども園	新城 2-43-1
3	子育て広場あっぷるランド	秋津保育園	長田 3-32-5
4	ゆいゆい	さつき認定こども園	真栄原 3-24-13
5	子育て支援ひろばパピヨンくらぶ	仲原保育園第2分園	上原 1-9-1 2F
6	子育て支援センターなんくる	認定こども園森川保育園内	字真志喜 610-3
7	子育て支援ひろばHAPPY	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10
8	子育て支援センターほっと	しいの実保育園	我如古 2-26-2

子育てサロン			
No.	名称	実施場所	所在地
1	せせらぎ	伊佐区公民館	伊佐 4-1-11
2	アンパンマン	真栄原区公民館	真栄原 3-5-13
3	たんぽぽ	長田区公民館	長田 4-4-11
4	まつぼっくりひろば	愛知区公民館	愛知 62-3

ファミリー・サポート・センター			
No.	名称	実施場所	所在地
1	宜野湾市ファミリー・サポート・センター	宜野湾市役所	野嵩 1-1-1 1F

児童センター			
No.	施設名	所在地	
1	新城児童センター	新城 2-4-11	
2	大山児童センター	大山 4-14-3	
3	大謝名児童センター	大謝名 5-25-13	
4	赤道児童センター (市内の自治会公民館に出向く移動児童館 「ミニじどうかんじやんけんぽん」も実施。)	赤道 1-5-16	
5	我如古児童センター	我如古 2-5-1	
6	長田児童館	長田 3-28-1 2F	

保健相談センター			
No.	施設名	所在地	
1	宜野湾市保健相談センター	真栄原 1-13-15	



凡 例	
●	子育て支援センター・子育て広場 (地域子育て支援拠点事業)
■	子育てサロン
★	ファミリーサポートセンター
●	児童センター
□	保健相談センター
-----	小学校区
——	中学校区
——	2 地域区分
.....	主要道路
—	市界
▨	米軍施設・区域

(3) 主な子育て支援サービスの実施状況

①延長保育事業

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする乳幼児について、保育時間を延長する事業です。現在、全保育所で実施しています。

<実施状況>

運営	施設名	所在地	通常保育時間	延長時間 (平日)	延長時間 (土曜)
公立	うなばら保育所	大山 3-30-1	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	13:00 ~ 14:00
	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	13:00 ~ 14:00
法人	ここわ保育園	野嵩 2-22-12	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	延長保育なし
	きゆな保育園	喜友名 1-13-9	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	マーシー保育園	字宇地泊 661	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ラポール育成保育園	字宇地泊 855	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	まなぶ保育園	宇地泊 14 街区	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	花の子保育園	大謝名 1-18-21	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ピノキオ保育所	嘉数 1-4-50	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	可愛保育園	我如古 4-16-31	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	きらら保育園	真栄原 1-7-14	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	しいの実保育園	我如古 2-26-2	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	18:00 ~ 19:00
	しいの実保育園(分園)	我如古 2-20-5	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	18:00 ~ 19:00
	ポケット保育園	我如古 3-18-17	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	志真志まごころ保育園	志真志 1-3-10	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	どんぐりの里保育園	長田 3-27-9	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	18:00 ~ 19:00
	秋津保育園	長田 3-32-5	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	愛善保育園	愛知 2-16-49	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	あいのもり保育園	愛知 1-10-40	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	あいのもり保育園(分園)	愛知 1-10-35	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	仲原保育園	赤道 1-16-11	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:00
	仲原保育園(分園)	上原 1-25-15	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:00
	仲原保育園(第2分園)	上原 1-9-1 2F	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:00
	赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	そらみライオンの子保育園	大山 3-18-49	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	18:00 ~ 19:00
	ちやいるどはうすエンジェル	上原 2-14-11	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ぎのわんおひさま保育園	佐真下 59-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	あっぷる保育園	大山 5-13-10	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ぴっころ保育園	大謝名 4-24-7	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし

つづき

運営	施設名	所在地	通常保育時間	延長時間 (平日)	延長時間 (土曜)
認定こども園	しののめこども園	新城 2-43-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	さつき認定こども園	真栄原 3-24-13	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	認定こども園森川保育園	字真志喜 610-3	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	第2さつき認定こども園	真栄原 3-37-25	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	第2さつき認定こども園 (分園)	大謝名 2-27-15	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	認定こども園はごろも 保育園	大山 2-11-12	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	認定こども園はごろも 保育園(分園)	野嵩 2-27-2	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ちきーと保育園	大謝名 5-21-24 201	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
地域型	ちゅらさん保育園	佐真下 57	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	つみき保育園	愛知 2-7-6	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	延長保育なし
	ライオンの子保育園 ブンバア	大山 3-29-11 -101	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	延長保育なし
	キュート・チャイルド・ケア 宜野湾保育所	伊佐 2-10-5	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ちきーと保育園真志喜園	真志喜 2-11-15	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	もりのなかま保育園 宇地泊園	字宇地泊 615	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:30	延長保育なし
	らいむ保育園	志真志 1-4-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ねたて保育園	嘉数 3-4-13 1F	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	リトルマーシー	伊佐 2-1-6-202	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	うさぎ保育園	真志喜 592-2	7:15 ~ 18:15	18:15 ~ 19:15	延長保育なし
	そらうみ保育園	字宇地泊 757-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	クッピー乳児園	我如古 1-55-13 2F	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ぱいかじ保育園	真志喜 2-5-22	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ほいくえんそーれ!	新城 2-43-1	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし
	ヤカルトわくわく 大山保育園	大山 7-13-2	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	延長保育なし

<利用状況>

	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育事業の 年間延べ利用児童数	1,733 人日	2,324 人日

②一時預かり事業

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。現在2箇所で実施しています。

<実施状況>

施設名	所在地	対象年齢	利用料	利用可能時間
ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1	6か月～ (定員：全体で10人)	0～2歳：1,800円 3歳～：1,500円	8：30～ 17：30
あいのもり保育園	愛知 1-10-40	6か月～ (定員：全体で6名)	0～2歳：1,800円 3歳～：1,500円	9：00～ 17：00

<利用状況>

	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業の年間延べ利用人日	3,381人日	1,608人日

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。就学前の子どもとその保護者を対象に、遊びを通しての交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、仲間作りができる場所を市内8箇所で提供しています。

＜実施状況＞

施設名	所在地	曜日	開設時間	利用料
子育て支援ひろば HAPPY	宜野湾保育所内 宜野湾市3-13-10	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00	無料
子育て支援センター そよかぜひろば	しののめこども園 新城2-43-1	月～水、金、土	9：00～14：00 土曜日は園庭開放のみ	
		木	相談日(要予約)	
子育て支援センター なんくる	認定こども園森川 保育園内 真志喜610-3	月～金	10：00～16：00	
いるかくらぶ	マーシー保育園内 宇地泊661	月～金	9：00～11：30 13：30～16：00 金 8：30～13：30	
ゆいゆい	さつき認定こども 園内 真栄原3-24-13	月～土	9：00～12：00 13：00～15：00 土 9：00～12：00	
子育て支援センター ほっと	しいの実保育園内 我如古2-26-2	月～金	9：30～13：00/14：00～ 16：00 (木曜日午後は園庭開放のみ)	
		土	9：30～16：00 (園庭開放のみ)	
子育て広場あつぶるランド (令和元年度休園中)	秋津保育園内 長田3-32-5	月～金	9：00～12：00 14：00～16：00	
子育て支援ひろば パピヨンくらぶ	仲原保育園 第2分園内 上原1-9-1 2F	月～金	9：30～12：00 14：00～16：30	

＜利用状況＞

	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点施設の年間延べ利用者数	31,490人日	32,705人日

④子育て相談嘱託員の配置

平成 25 年度より、こども企画課に子育て相談嘱託員（1名）を配置し、保護者の相談内容等に応じて、保育資源や保育サービスの情報提供等を行っています。認可保育所の待機児童となっている保護者については、状況や要望等をうかがうとともに、認可外保育施設や保育サービス等の情報提供及びマッチングを行っています。更に、認可外保育施設や子育て支援施設等へ訪問し、情報交換を行い、各担当者と連携を図っています。

相談内容	平成 30 年度
認可・認可外保育園入所について	169 件
基本的習慣について（食事・睡眠など）	0 件
発育・発達について	1 件
生活面について（健康・しつけなど）	0 件
その他	6 件
合計	176 件

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

<実施状況>

ファミリー・サポート・センター事業の仕組み													
利用可能な日時・利用料 (1時間あたり／円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">◎月～土曜日 7時～19時</td><td style="width: 10%;">600円</td></tr> <tr> <td>上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)</td><td>700円</td></tr> <tr> <td>◎病児・病後児(月～土曜日 7時～19時)</td><td>700円</td></tr> <tr> <td>上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)</td><td>800円</td></tr> <tr> <td>◎宿泊(22時～翌7時)</td><td>2,000円/1泊</td></tr> <tr> <td>病児・病後児宿泊(22時～翌7時)</td><td>3,000円/1泊</td></tr> </table>	◎月～土曜日 7時～19時	600円	上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)	700円	◎病児・病後児(月～土曜日 7時～19時)	700円	上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)	800円	◎宿泊(22時～翌7時)	2,000円/1泊	病児・病後児宿泊(22時～翌7時)	3,000円/1泊
◎月～土曜日 7時～19時	600円												
上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)	700円												
◎病児・病後児(月～土曜日 7時～19時)	700円												
上記の時間外・日曜・祝日(年末年始)	800円												
◎宿泊(22時～翌7時)	2,000円/1泊												
病児・病後児宿泊(22時～翌7時)	3,000円/1泊												

<利用状況>

	平成29年度	平成30年度
ファミリー・サポート・センター事業の年間活動件数	4,061件	4,200件

⑥病児・病後児保育事業

疾病中の児童（概ね 10 歳未満）について、保護者が就労等により家庭で保育することに支障がある場合に病院等において保育を行う事業です。現在、市内の病院 1 館所で実施しています。

＜実施状況＞

実施場所	医療法人球陽会 海邦病院（宜野湾市真志喜 2-23-5）
対象年齢	4 ヶ月～小学生（低学年）
利用時間	9：00～18：00（初回利用時） 8：30～18：00（2 回目以降） ※月～金の平日のみ。土日祝は利用不可。
利用料金	宜野湾市内在住・・・2,500 円（診察費・治療費は別途） 宜野湾市外在住・・・3,500 円（診察費・治療費は別途）
利用方法	海邦病院へお電話のうえかかりつけの小児科医にて診察を受け必要書類を提出。

＜利用状況＞

	平成 29 年度	平成 30 年度
病児・病後児保育事業の年間延べ利用者数	779 人日	169 人日

⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは令和元年5月1日現在、43箇所（公設4箇所、民設39箇所）が運営されており、各施設ごとに受け入れ人数は異なりますが、1施設あたり10～70人程度の児童を受け入れています。

主に小学校低学年の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図っています。

＜実施状況＞

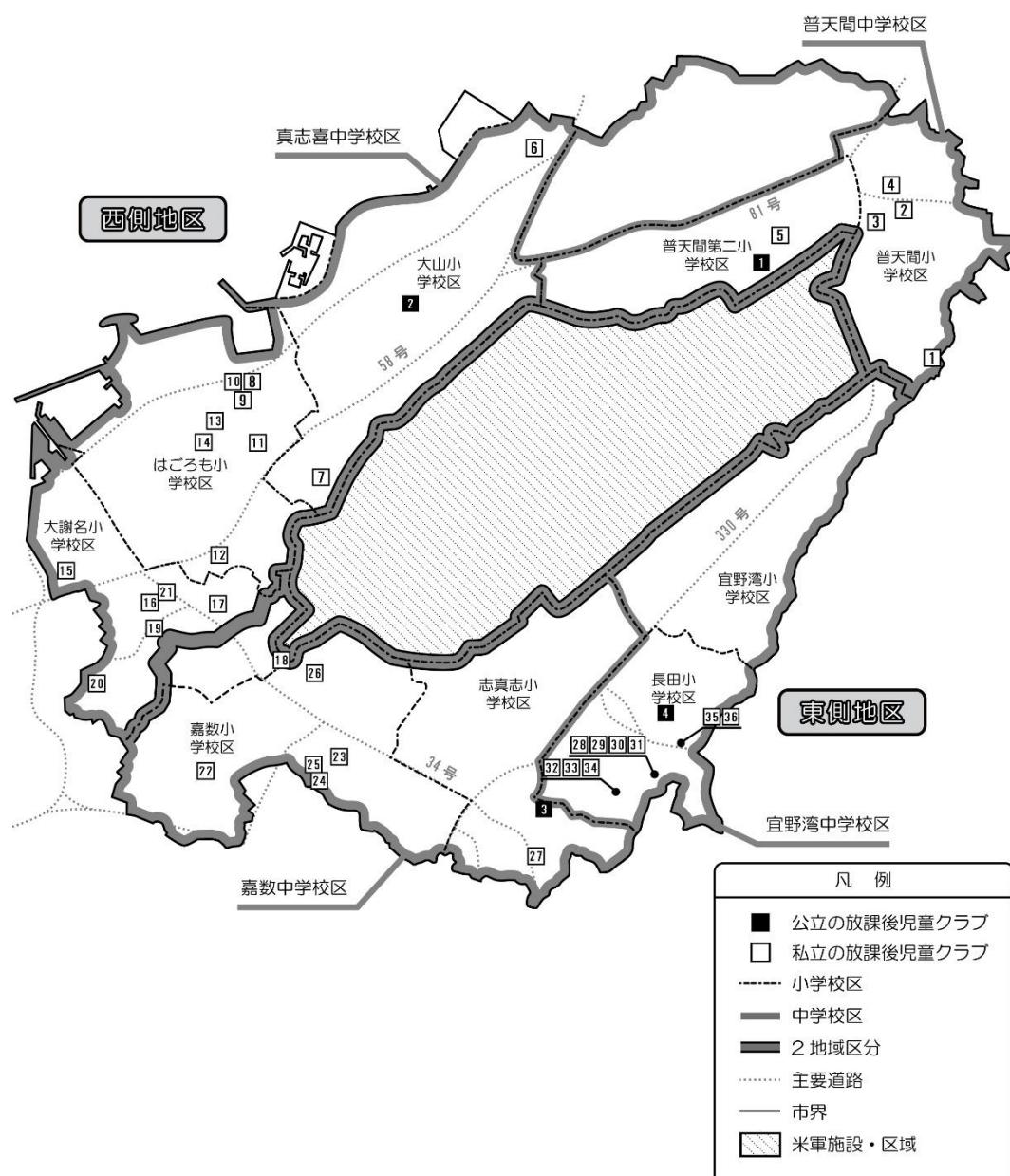
普天間小学校区			公立：0箇所 私立4箇所	
	No.	施設名	所在地	
私立	1	みらい学童クラブ	野嵩1-20-1	
	2	学童クラブ きらきら	野嵩3-7-21	
	3	愛星ネットワーク学童クラブ	普天間1-9-15	
	4	ふてんま青空学童クラブ	普天間1-10-8	
普天間第二小学校区			公立：1箇所 私立2箇所	
	No.	施設名	所在地	
公立	1	新城児童センター放課後児童クラブ	新城2-4-11	
	5	あらぐすく青空学童クラブ	新城1-4-15	
	6	第2青空学童クラブ	新城2-6-8-2	
大山小学校区			公立：1箇所 私立5箇所	
	No.	施設名	所在地	
公立	2	大山児童センター放課後児童クラブ	大山4-14-3	
	7	ハッピー学童クラブ	伊佐3-18-19	
	8	むーS”こどもクラブ	大山6-39-3	
	9	むーS”こどもクラブ②	大山6-28-5フレンドリー真志喜202	
	10	わんぱくしーさー学童クラブ	大山6-47-7 1F	
	11	あっぷる学童クラブ	大山6-213	
はごろも小学校区			公立：0箇所 私立4箇所	
	No.	施設名	所在地	
私立	12	わんぱくしーさー第2学童クラブ	真志喜1-11-12 4F	
	13	はにんすキッズ学童 真志喜クラブ	真志喜2-22-10	
	14	スマイルキッズ学童クラブ	真志喜 2-16-9	
	15	はぐくみ学童クラブ	字宇地泊514	
大謝名小学校区			公立：0箇所 私立：7箇所	
	No.	施設名	所在地	
私立	16	びっころ学童くらぶ	大謝名5-11-8天久アパート2F	
	17	びっころ第2学童くらぶ	大謝名1-19-3	
	18	さつき学童クラブ	大謝名2-27-15 3F	
	19	さくら学童クラブ	大謝名4-23-17	
	20	CEC学童クラブ	嘉数4-22-5	
	21	学童クラブ アスリート工房	大謝名5-6-1	
	22	かがやき学童クラブ	嘉数1-4-41 1F	
嘉数小学校区			公立：0箇所 私立：4箇所	
	No.	施設名	所在地	
私立	23	青空学童クラブ	真栄原1-13-3	
	24	太陽の子学童クラブ	真栄原1-20-48-2	
	25	嘉数学童クラブ	真栄原1-22-7	
	26	はぐくみ真栄原学童クラブ	真栄原3-14-15 コーポヘルシー102	
志真志小学校区			公立：1箇所 私立：1箇所	
	No.	施設名	所在地	
公立	3	我如古児童センター放課後児童クラブ	我如古2-5-1	
	27	しいの実学童クラブ	我如古2-26-2	
長田小学校区			公立：1箇所 私立：9箇所	
	No.	施設名	所在地	
公立	4	長田児童館放課後児童クラブ	長田3-28-1	
	28	日翔 ぎのわん学童	志真志1-9-9	
	29	日翔 ながた学童	志真志1-9-9	
	30	日翔 にらい学童	志真志1-9-9	
	31	日翔 どうむ学童	志真志1-9-9 2F	
	32	日翔 せんばる学童	志真志3-6-18	
	33	日翔 しまし学童	志真志3-6-18	
	34	日翔 すばる学童	志真志3-6-18	
	35	学童クラブ ゆくぬくの木 第1	長田3-22-7 101	
	36	学童クラブ ゆくぬくの木 第2	長田3-22-7 105	
宜野湾小学校区			公立：0箇所 私立：3箇所	
	No.	施設名	所在地	
私立	37	ぎのわん青空学童クラブ	愛知1-6-22 みどり荘A-1F	
	38	はにんすキッズ学童 愛知クラブ	愛知2-4-6	
	39	わらびの森ちゃいるどクラブ	上原1-10-9	

利用料金

(公立:5,000 円/月) ※私立は各園で料金が異なる。

<利用状況>

クラブ数		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		33 箇所	34 箇所	44 箇所
利用者数	低学年 (1~3 年生)	975 人	1,093 人	1,248 人
	高学年 (4~6 年生)	164 人	160 人	229 人



⑧妊婦健診

妊婦が自身の健康状態と胎児の成長を把握し、健康管理をしながら安心して出産を迎えることができるよう、全妊婦を対象に妊婦健診の公費負担を行う事業（計 14 回）です。

<実施状況>

実施施設	医療機関名（宜野湾市近郊）	所在地
	愛知クリニック	宜野湾市愛知 1-2-12
	当山産婦人科	宜野湾市大謝名 5-20-8
	パークレーレディースクリニック	浦添市当山 2-2-11
	琉球大学医学部附属病院	西原町上原 207
	うえむら病院	中城村字南上原 803-3
	中頭病院	沖縄市字登川 610 番地
	やびく産婦人科小児科	北谷町字砂辺 306 番地
	糸数病院	那霸市泊 1-28-1
	美代子クリニック	那霸市古島 1-22-10
ハートライフ病院	中城村字伊集 208	
(新規)	古堅ウイメンズクリニック	宜野湾市大謝名 165
(新規)	中部産婦人科医院	沖縄市安慶田 1-3-20
(新規)	あいレディースクリニック	沖縄市美里 4-17-7
健康診査の公費負担回数	計 14 回	

資料：2019 年度子育て応援本「ぽけっと」（健康増進課）より

<受診状況>

	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健診の年間延べ受診件数	15,194 人回	14,048 人回

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

<実施状況>

実施方法	出生届を提出された生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問します。 申込みは不要です。 赤ちゃんや子育てについての相談、育児サービスや育児相談窓口の紹介、乳幼児健診や予防接種等の情報提供を行います。
実施体制	母子保健推進員・保健師等

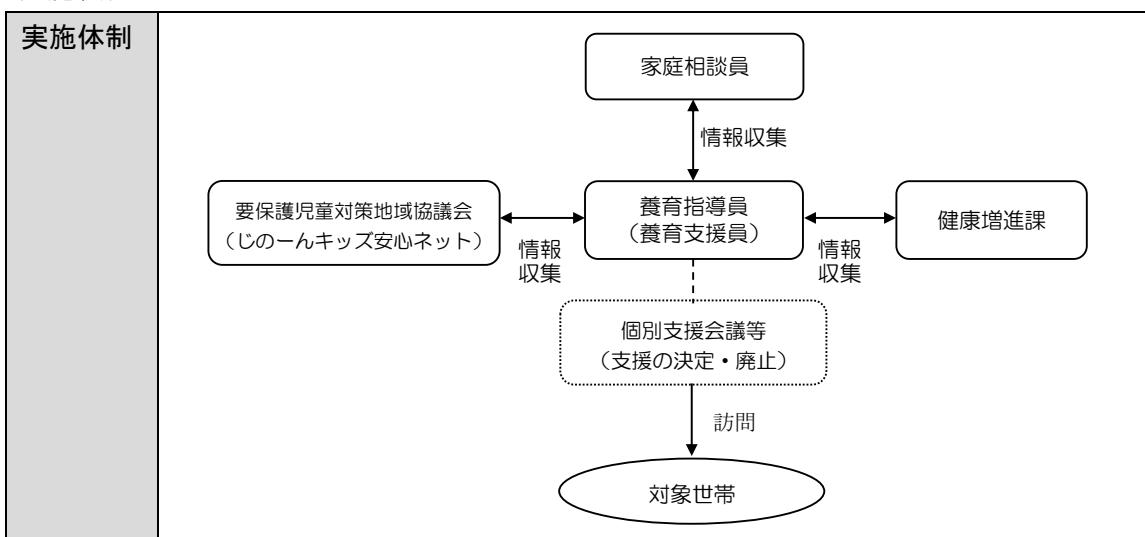
<訪問状況>

	平成29年度	平成30年度
家庭訪問対象全家庭数	1,153世帯	1,090世帯
訪問家庭数	939世帯	956世帯

⑩養育支援訪問事業（児童家庭課）

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

<実施状況>



<訪問指導状況>

	平成29年度	平成30年度
世帯数	32世帯	30世帯
訪問指導延べ件数	480件	499件

2. アンケート結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の皆様の子育て環境や教育・保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

②調査の対象者

- ・就学前児童家庭：住民基本台帳より行政区等を考慮し、3,000 件を無作為抽出
- ・小学校児童家庭：市内 9 小学校の各学年 1 クラスを対象（全 54 クラス）

③調査方法

・就学前児童家庭

無作為抽出した対象児童 3,000 件全て、郵送による配布回収を行いました。ただし、保育園・幼稚園を利用している児童については、施設への提出も可能としました。

・小学校児童家庭

市内の小学校を通じて配布回収を行いました。

④回収率

回収率は、就学前児童家庭が 45.5%、小学校児童家庭が 81.2% となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	3,000	1,365	45.5%
小学校児童家庭	1,700	1,380	81.2%

(2) 調査結果

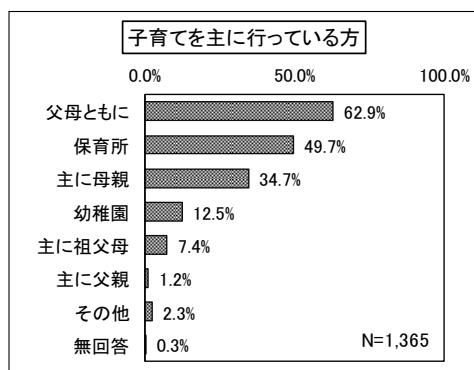
1) 家庭の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

子どもの子育て（育児・身の回りの世話、保育・教育などを含む）を主に行っている方についてみると、就学前では「父母ともに」が62.9%、小学生では「主に母親」が91.7%で最も高くなっています。

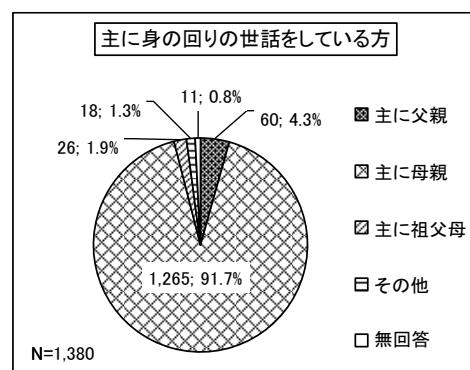
子どもをみてもらえる親族・知人の状況については、就学前、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる/預かってもらえる」という割合が最も高く、それぞれ65.6%、55.0%となっています。

①子育て・身の回りの世話を主に行っている方

＜就学前＞

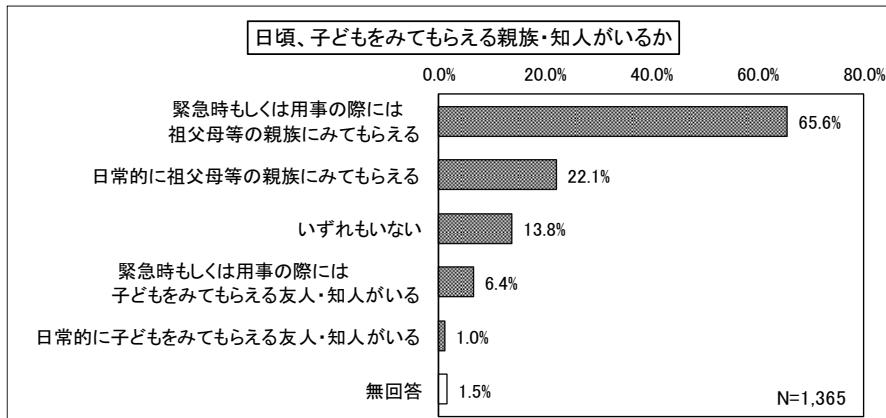


＜小学生＞

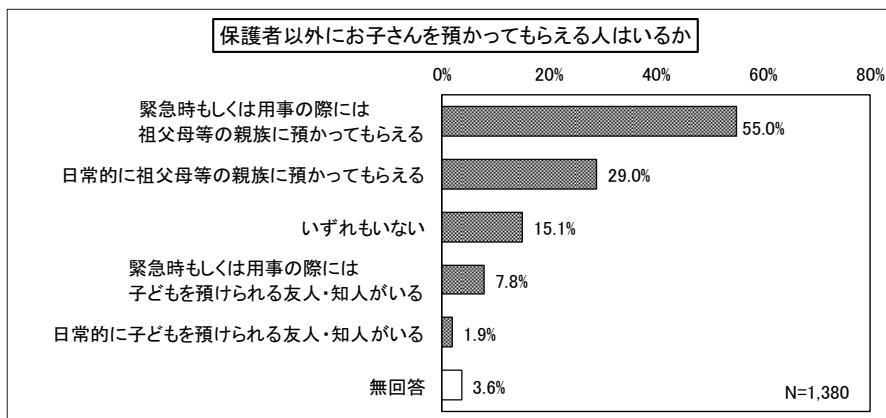


②子どもをみてもらえる親族・知人

＜就学前＞



＜小学生＞



2) 保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、母親では就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」という割合が最も高く、それぞれ40.6%、45.2%となっています。また、休業中を含め、就学前では79.3%、小学生では77.0%の母親が就労していると回答しています。

父親においても、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」という割合が最も高く、それぞれ87.6%、78.1%となっています。

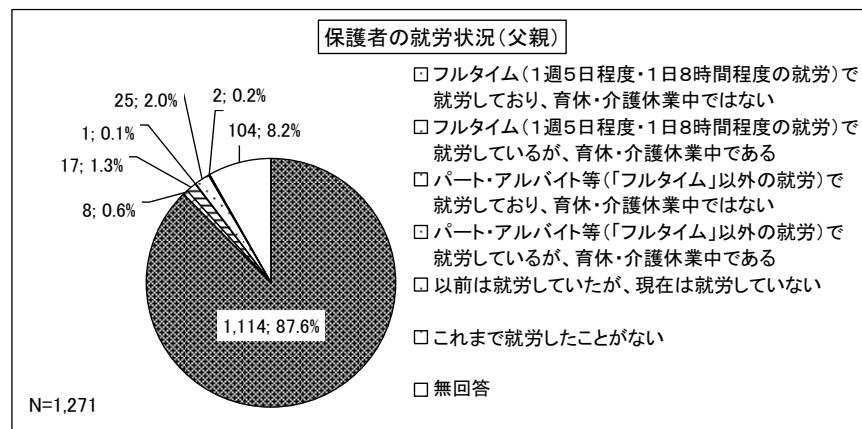
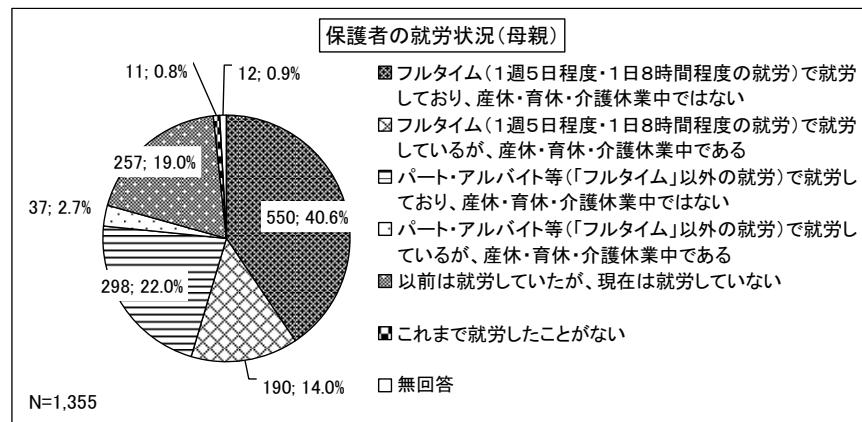
現在、就労していない方の今後の就労意向については、母親の就学前では「1年より先、一番下の子どもが口歳になったころに就労したい」が36.6%で最も高く、小学生では「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が37.0%で最も高くなっています。

父親の今後の就労意向については、就学前、小学生ともに「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」という割合が最も高く、それぞれ25.9%、41.2%となっています。

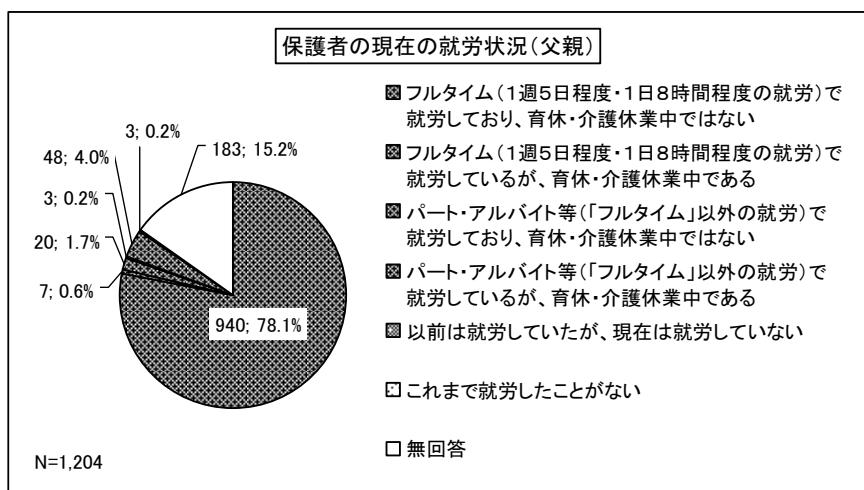
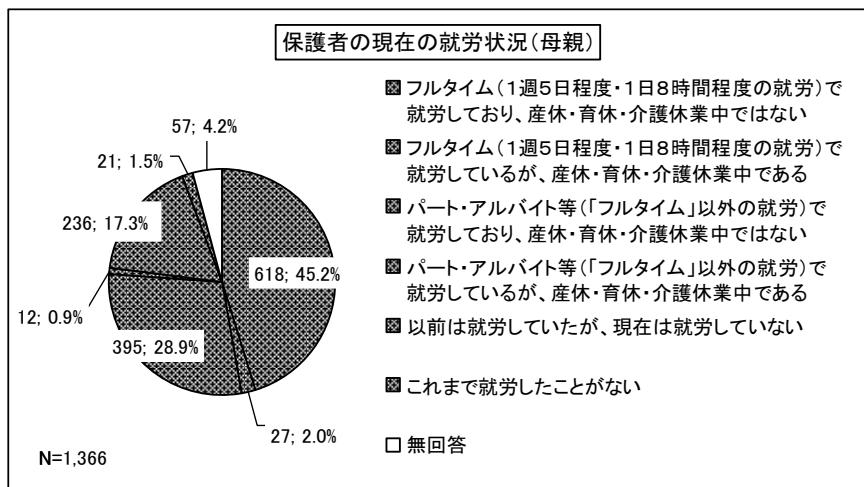
希望する就労形態についてみると、母親では就学前、小学生ともに「パートタイム、アルバイト等」、父親では就学前、小学生ともに「フルタイム」が最も高くなっています。母親と父親で希望する就労形態が異なっています。また、母親の現在の就労状況は「フルタイム」の割合が最も高いのに対し、希望では「パートタイム、アルバイト等」の割合が最も高くなっています。

①保護者の就労状況

＜就学前＞

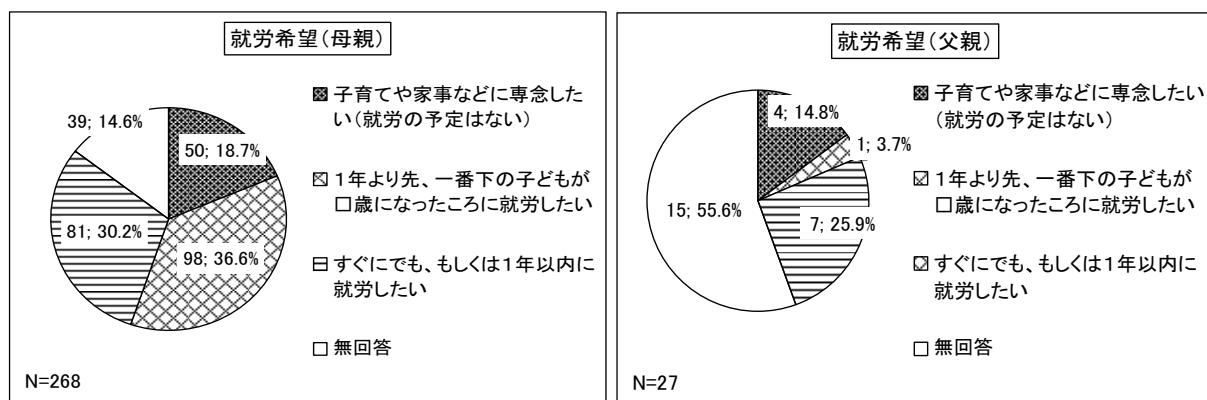


<小学生>

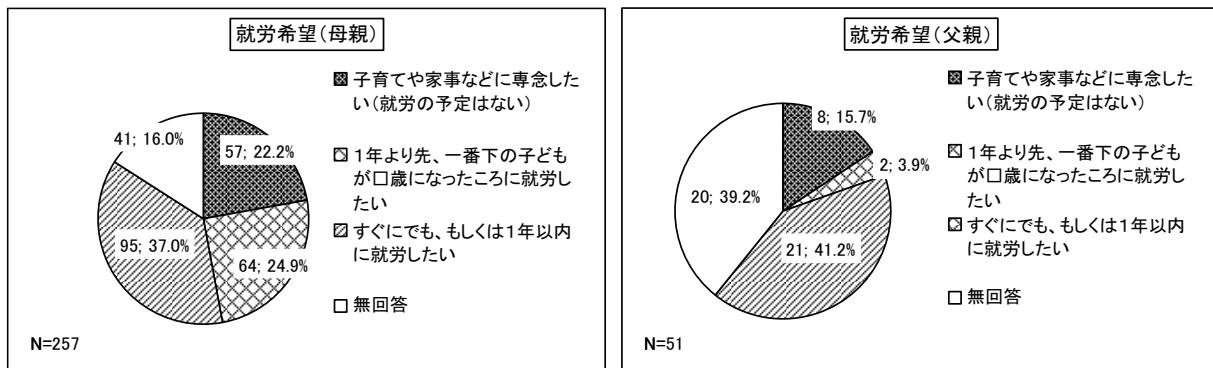


②今後の就労意向（現在就労していない方）

<就学前>

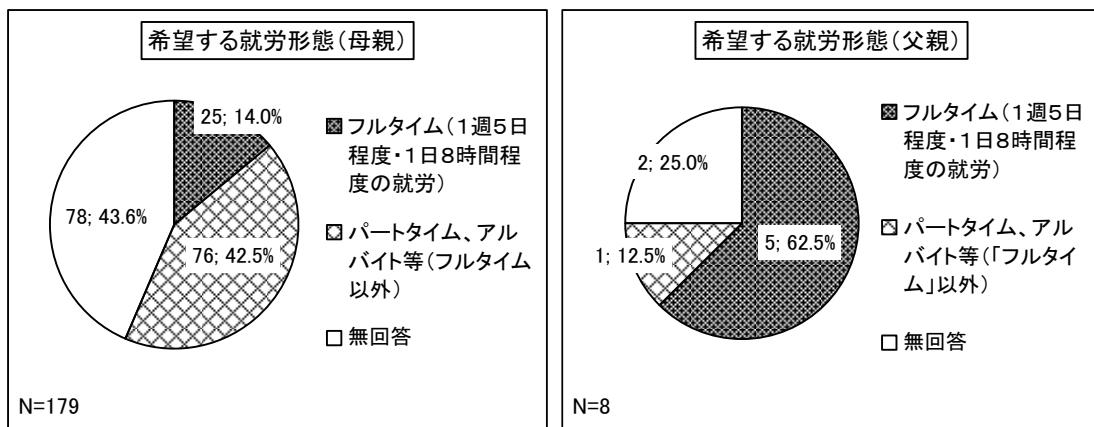


<小学生>

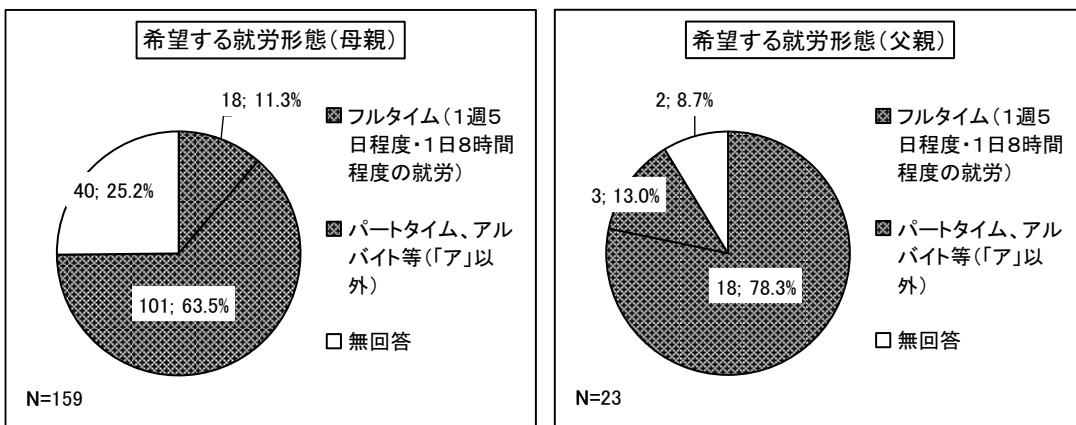


③希望する就労形態

<就学前>



<小学生>

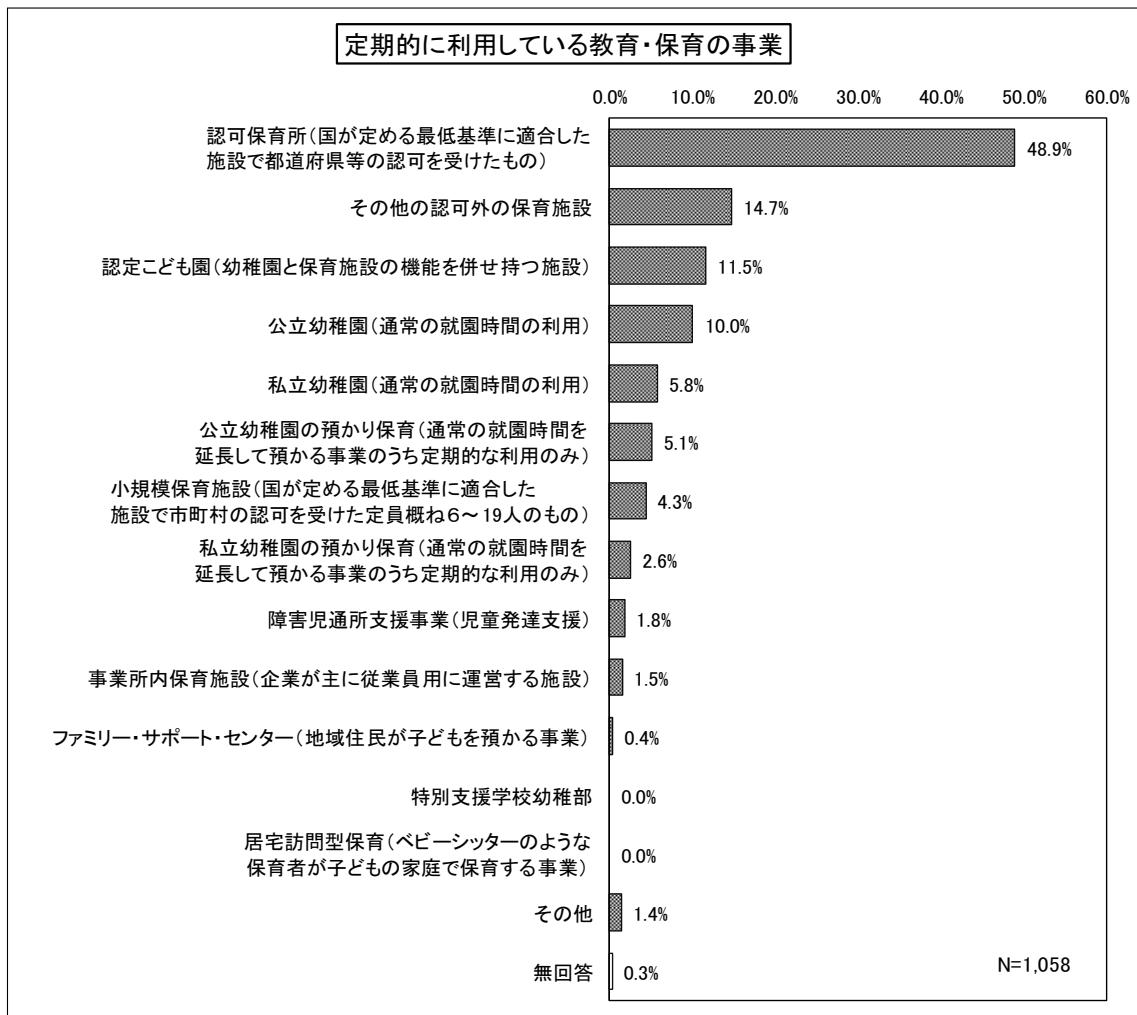


3) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前のみ）

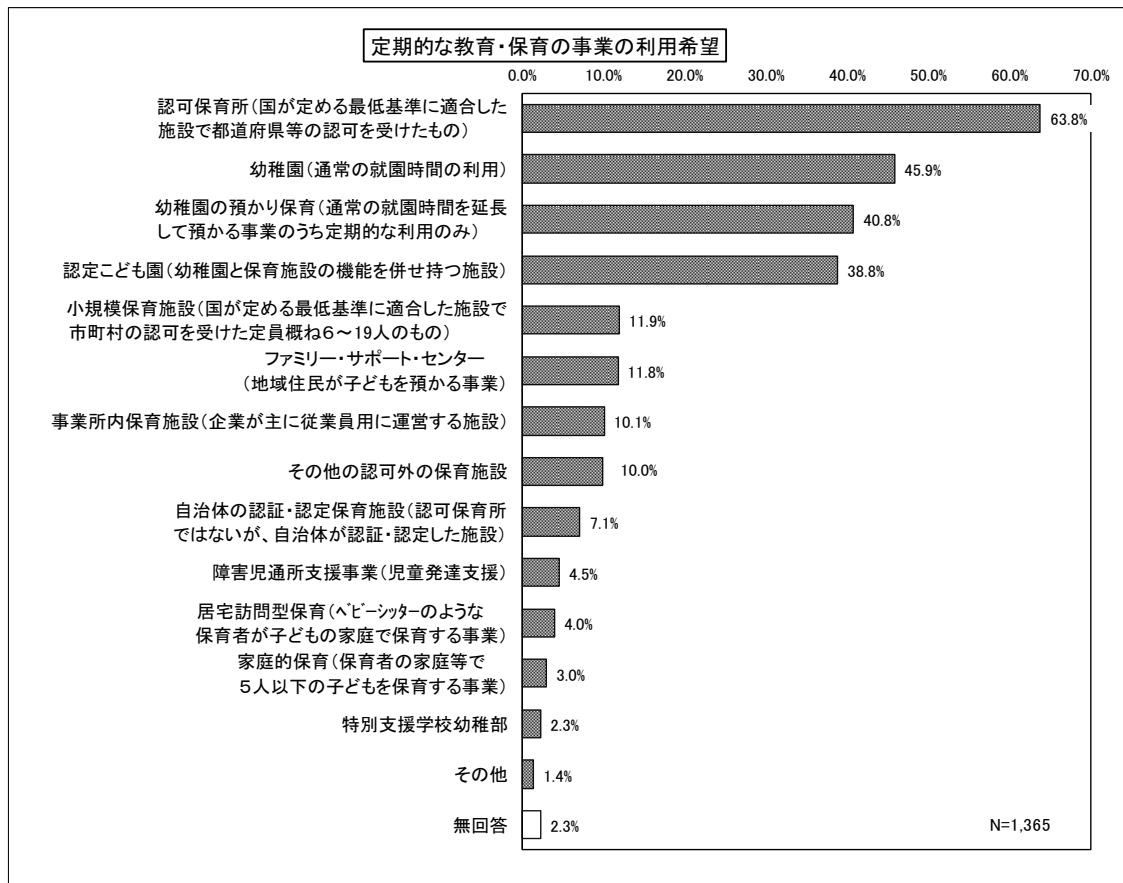
現在、利用している平日の定期的な教育・保育サービスは、「認可保育所」が48.9%で最も高くなっています。また、今後定期的に利用したい教育・保育事業についても、現状と同様に「認可保育所」が63.8%で最も高くなっています。希望の割合が現状の割合を14.9%上回っています。

教育・保育サービスを利用できない理由については、「利用したいが、保育・教育の事業（保育所、幼稚園など）に空きがない」が31.6%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」の30.6%、「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」の26.7%となっており、この3つの理由が比較的高い割合を示しています。

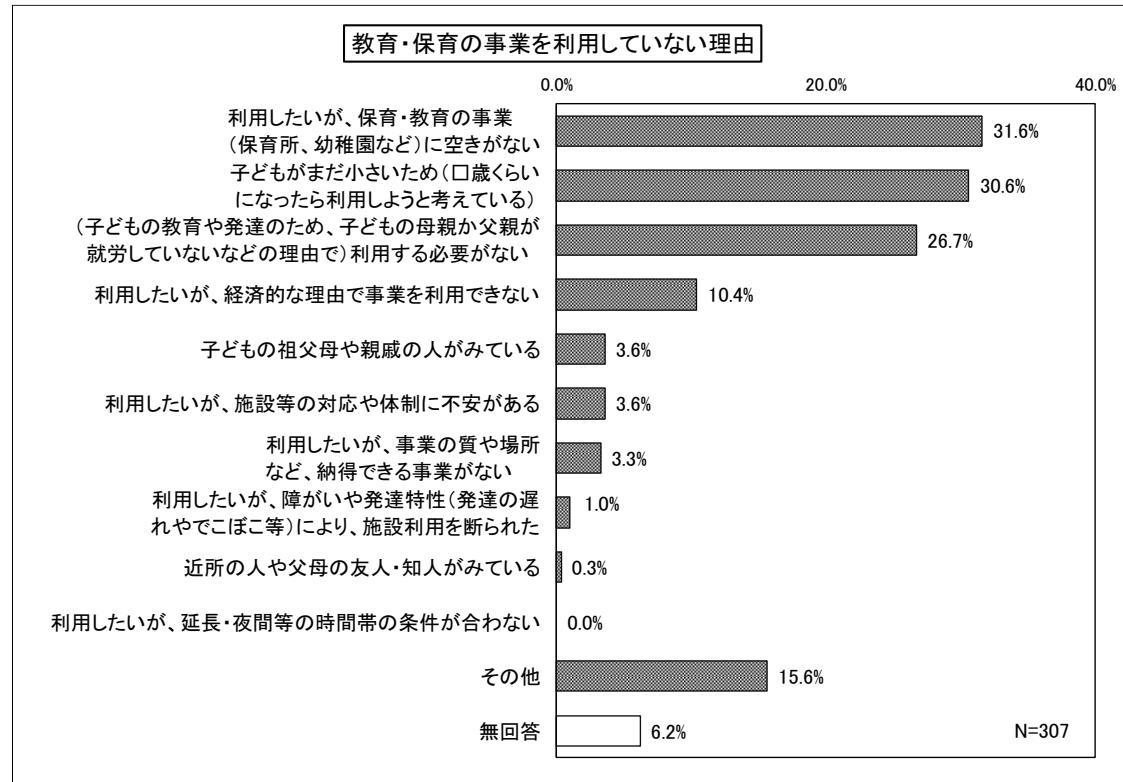
①定期的に利用している教育・保育の事業



②今後定期的に利用したい教育・保育事業



③教育・保育の事業を定期的に利用していない理由



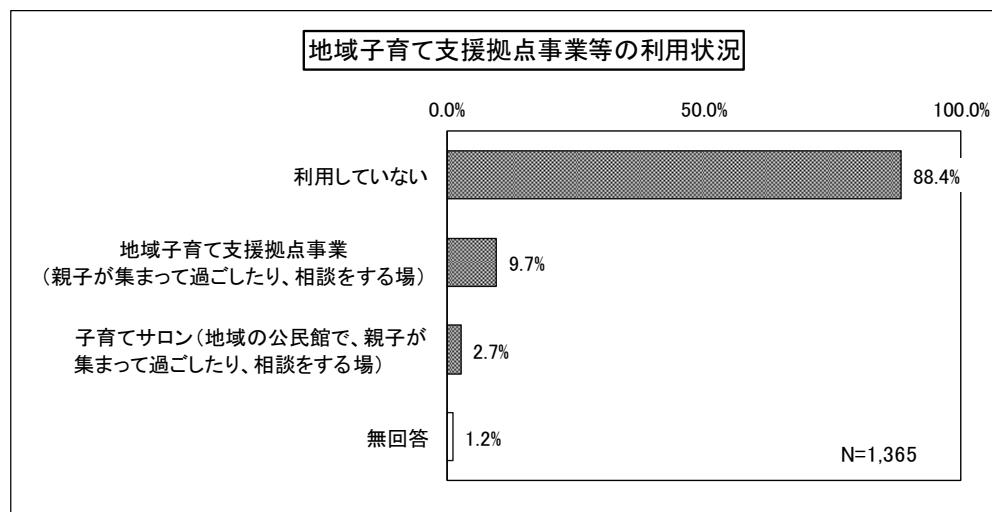
4) 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

現在の地域の子育て支援事業等の利用状況については、「利用していない」が88.4で最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が9.7%、「子育てサロン」が2.7%となっています。利用回数をみると、どちらも1週当たり「週1回」、1ヶ月当たり「月1回」が高くなっています。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.9%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が29.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が5.1%となっています。

希望する利用回数をみると、利用していないが、今後利用したい方は、1週当たり「週1回」が21.4%、1ヶ月当たり「月1回」が43.1%で最も高くなっています。すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい方は、1週当たり「週1回」が20.0%、1ヶ月当たり「月2回」及び「月3回」が10.0%で最も高くなっています。

①地域子育て支援事業の利用状況



【地域子育て支援拠点事業利用の利用頻度】

1週当たり回数		
	件数	割合
週1回	19	14.4%
週2回	14	10.6%
週3回	8	6.1%
週4回	5	3.8%
週5回	5	3.8%
無回答	81	61.4%
合計	132	100.0%

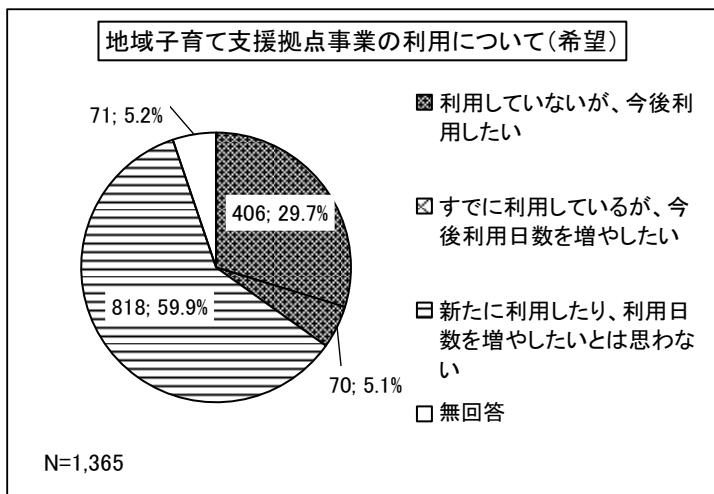
1ヶ月当たり回数		
	件数	割合
月1回	42	31.8%
月2回	15	11.4%
月3回	7	5.3%
月4回	5	3.8%
月5回	5	3.8%
月6回	5	3.8%
月7回	1	0.8%
月8回	2	1.5%
月10回	1	0.8%
月12回	1	0.8%
月20回	1	0.8%
無回答	47	35.6%
合計	132	100.0%

【子育てサロンの利用頻度】

1週当たり回数		
	件数	割合
週1回	4	10.8%
無回答	33	89.2%
合計	37	100.0%

1ヶ月当たり回数		
	件数	割合
月1回	21	56.8%
月2回	2	5.4%
月4回	1	2.7%
無回答	13	35.1%
合計	37	100.0%

②地域子育て支援事業の利用状況



【利用していないが、今後利用したい】

1週当たり回数		
	件数	割合
週1回	87	21.4%
週2回	19	4.7%
週3回	10	2.5%
週5回	4	1.0%
無回答	286	70.4%
合計	406	100.0%

1ヶ月当たり回数		
	件数	割合
月1回	175	43.1%
月2回	102	25.1%
月3回	23	5.7%
月4回	20	4.9%
月5回	4	1.0%
月6回	1	0.2%
月10回	1	0.2%
月12回	2	0.5%
無回答	78	19.2%
合計	406	100.0%

【すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい】

1週当たり回数		
	件数	割合
週1回	14	20.0%
週2回	8	11.4%
週3回	9	12.9%
週4回	4	5.7%
週5回	4	5.7%
無回答	31	44.3%
合計	70	100.0%

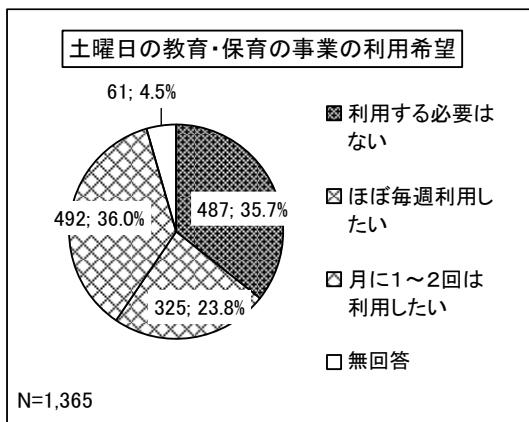
1ヶ月当たり回数		
	件数	割合
月1回	4	5.7%
月2回	7	10.0%
月3回	7	10.0%
月4回	4	5.7%
月5回	1	1.4%
月6回	2	2.9%
月8回	1	1.4%
月10回	3	4.3%
月12回	1	1.4%
月20回	1	1.4%
無回答	39	55.7%
合計	70	100.0%

5) 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用について（就学前のみ）

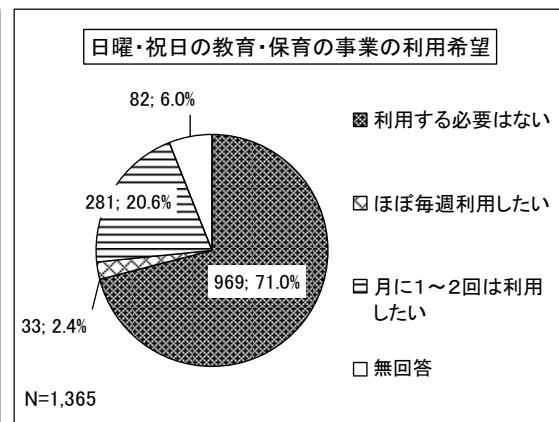
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用希望については、土曜日では「月に1~2回は利用したい」が36.0%で最も高くなっている一方で、日曜日・祝日では「利用する必要はない」との回答が71.0%で突出して高くなっています。

また、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」+「月に1~2回は利用したい」）の回答割合は、土曜日で59.8%、日曜日・祝日で23.0%となっています。

<土曜日>



<日・祝日>



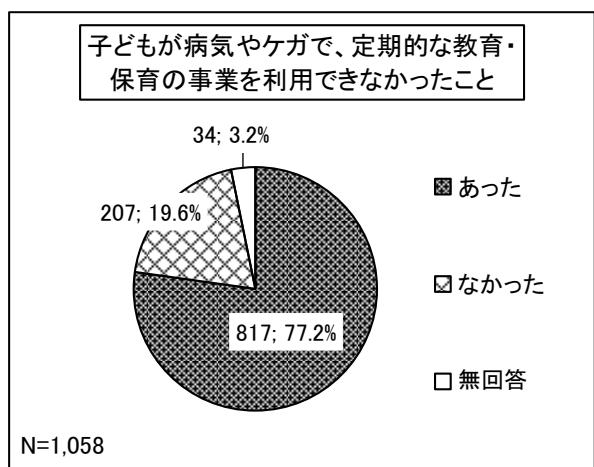
6) 子どもが病気の際の対応について

就学前の子どもが病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかったことについては、過半数を超える77.2%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法としては「母親が休んだ」が84.9%で突出して高くなっています。また、小学生においても、子どもが学校を休んだときの対処方法は「母親が休んだ」が67.9%で最も高くなっています。

子どもが病気やケガの際の対応として父親か母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答割合は、就学前では35.4%、小学生では25.9%となっています。一方、「利用したいとは思わない」の回答割合は就学前、小学生ともに過半数を超えており、それぞれ54.1%、70.5%となっています。

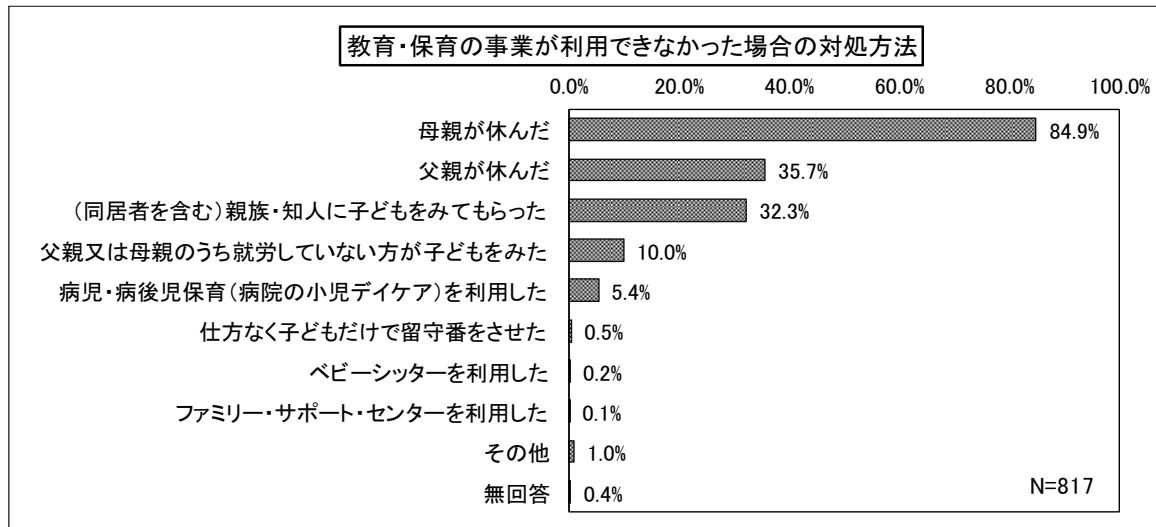
就学前の病児・病後児保育施設等を利用したい場合における事業形態の希望については、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が84.4%で最も高く、病児・病後児の保育施設などを利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」が67.6%で最も高くなっています。

①子どもが病気やケガで通常の教育・保育の事業を利用できなかったこと（就学前のみ）

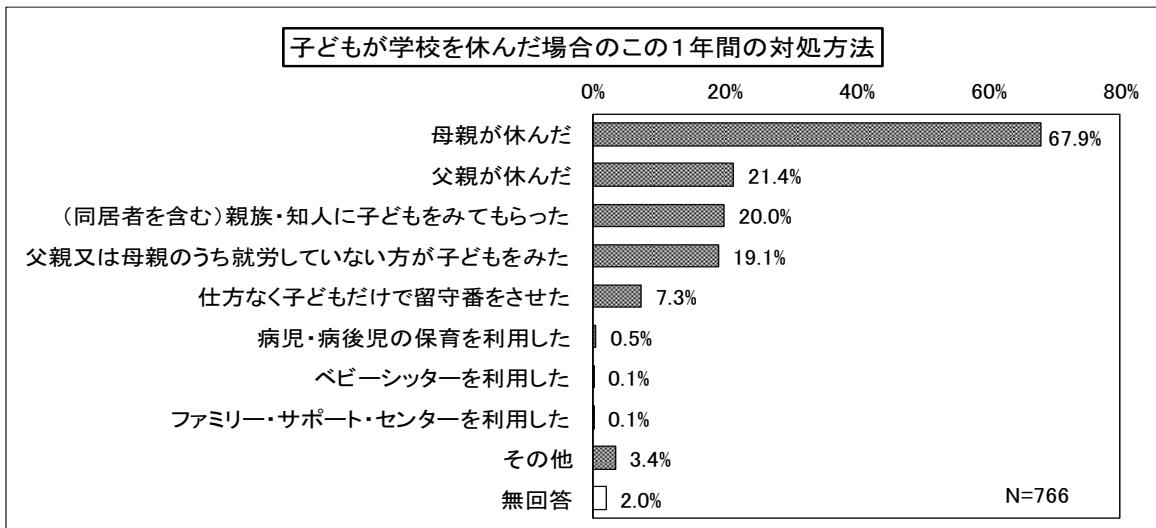


②子どもが学校を休んだときの対処方法

＜就学前＞

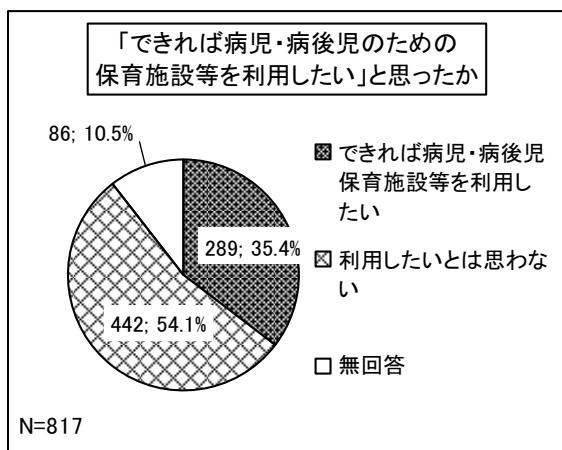


＜小学生＞

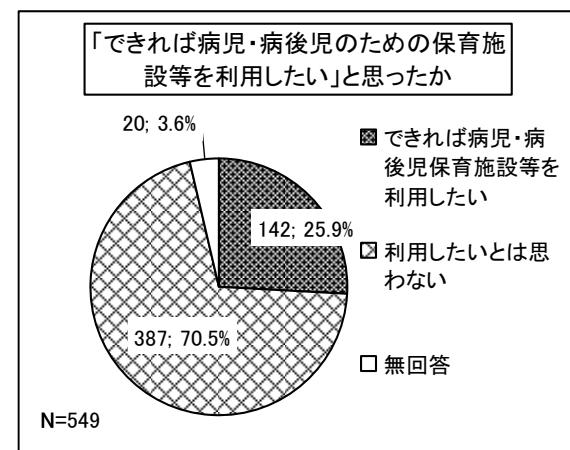


③病児・病後児の保育施設等の利用希望

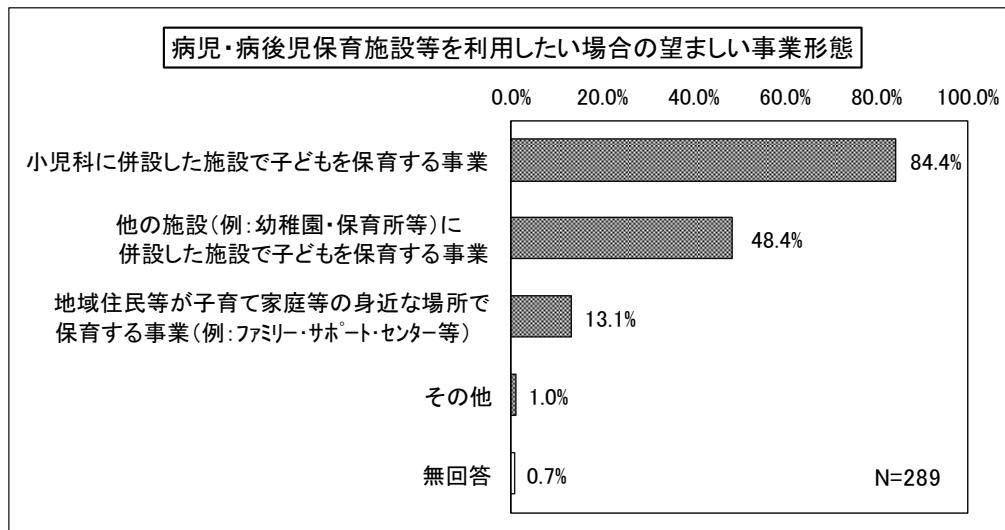
<就学前>



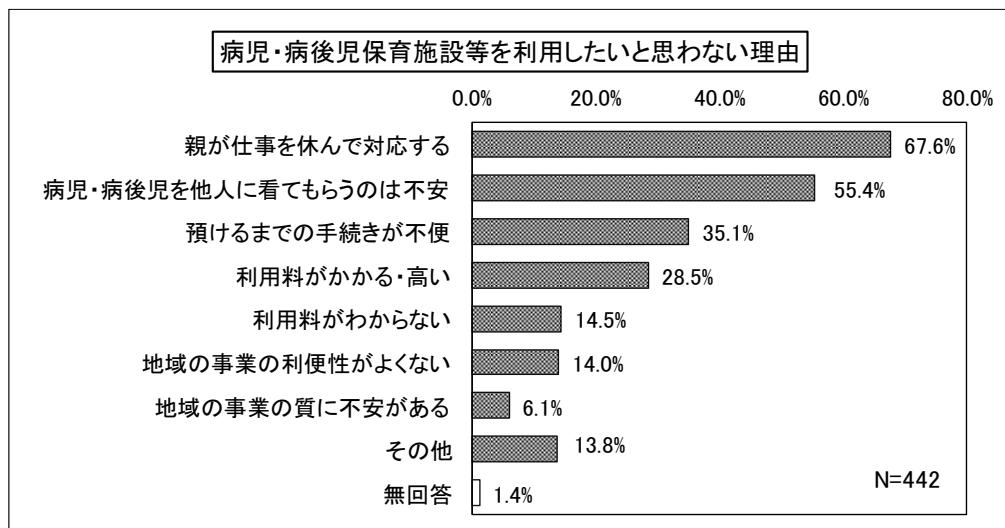
<小学生>



④病児・病後児保育施設等を利用したい場合における事業形態の希望（就学前のみ）



⑤病児・病後児の保育施設等を利用したいと思わない理由（就学前のみ）



7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり（就学前のみ）

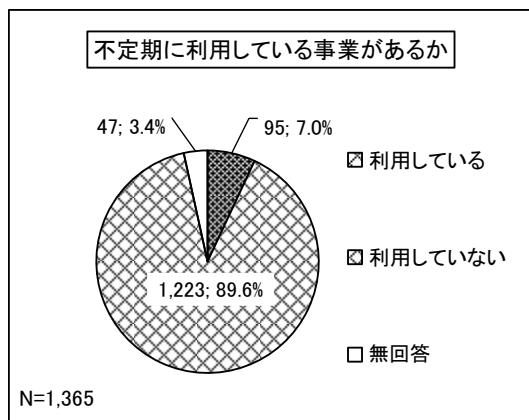
日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、7.0%の方が「利用している」と回答しており、その事業内容は「幼稚園の預かり保育」が36.8%で最も高くなっています。

また、不定期サービスについて89.6%の方が「利用していない」と回答しており、事業を利用しない理由については、「特に利用する必要がない」が71.0%で突出して高くなっています。

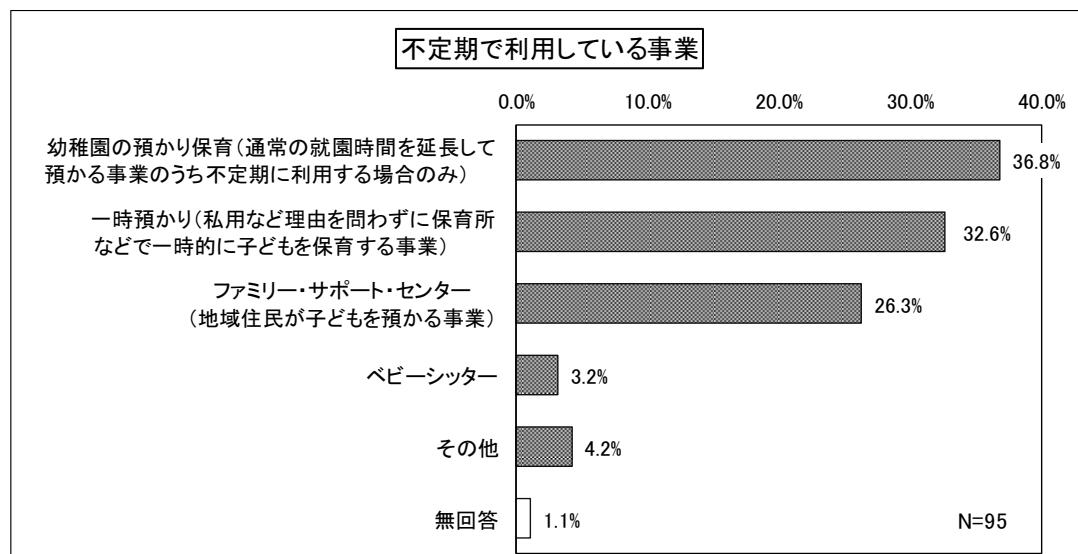
不定期サービスの利用希望については、「利用したい」が39.5%、「利用する必要はない」が54.1%となっています。

さらに、保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことについては、20.3%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法については「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が89.2%で最も高くなっています。

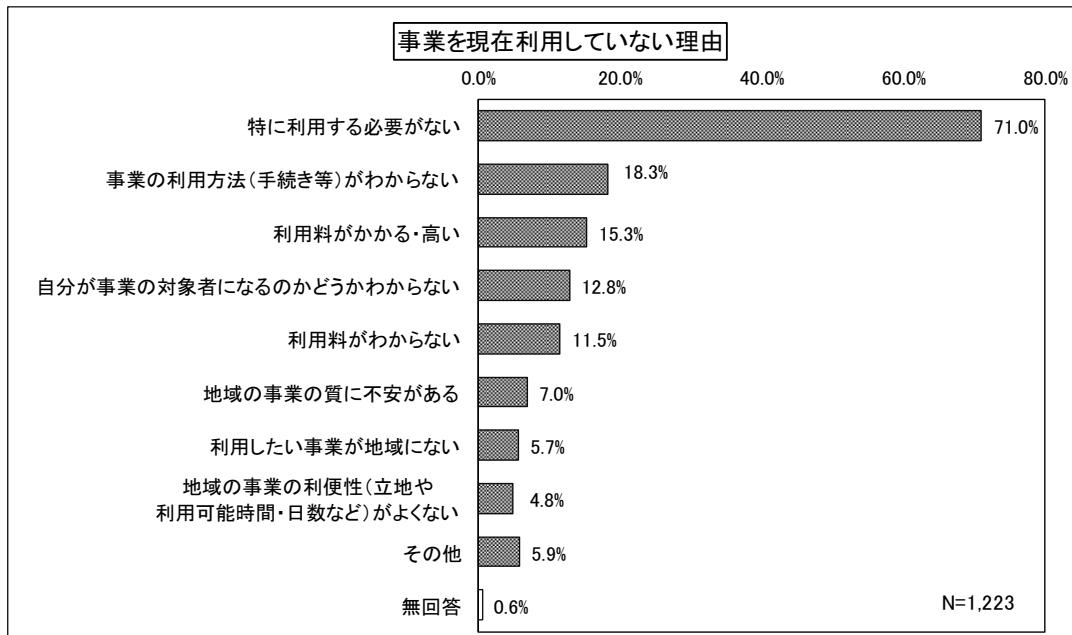
①不定期に利用している事業の有無



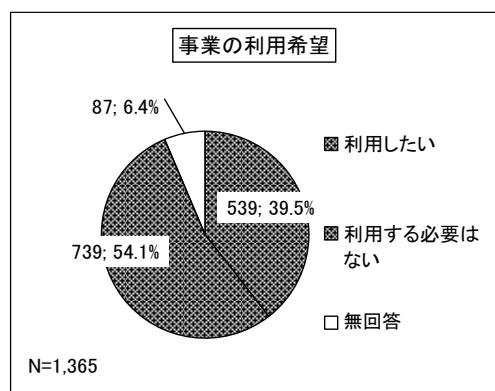
②不定期に利用している事業内容



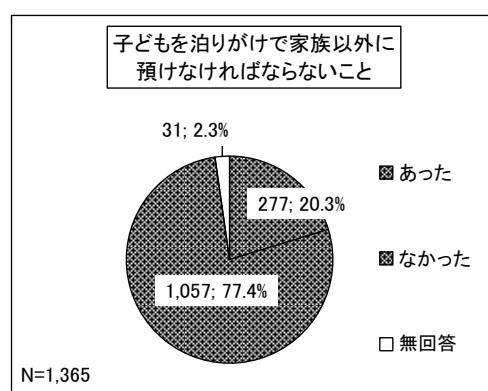
③不定期の事業を現在利用していない理由



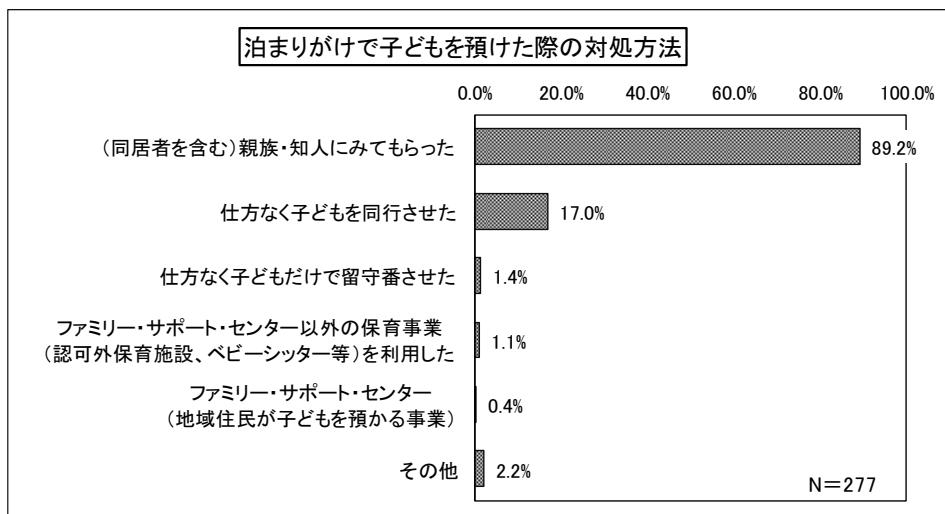
④不定期な一時預かり等の事業利用の希望



⑤子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないこと



⑥泊りがけで子どもを預けた際の対処方法



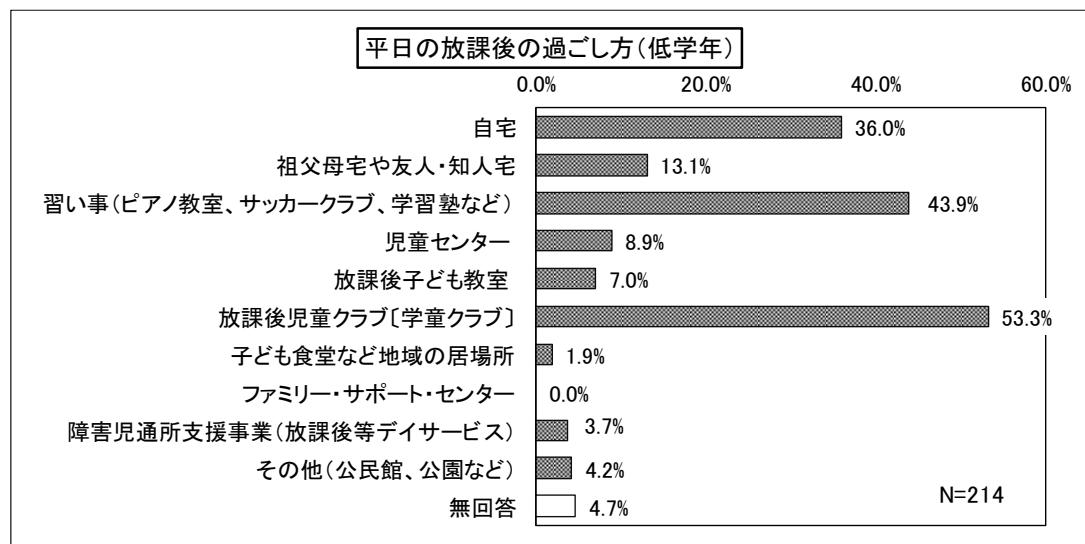
8) 放課後の過ごし方について

就学前の平日の放課後の過ごし方の希望についてみると、低学年（1～3年生）では「放課後児童クラブ[学童クラブ]」が53.3%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の43.9%、「自宅」の36.0%等となっています。高学年（4～6年生）では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が69.2%で最も高く、次いで「自宅」の53.7%、「放課後児童クラブ[学童クラブ]」の22.0%等となっており、低学年に比べ「クラブ活動」を希望する割合が高くなっています。

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状については、「自宅」が61.2%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の49.7%、「放課後児童クラブ[学童クラブ]」の20.6%等となっています。今後の希望については「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が61.4%で最も高く、次いで「自宅」の53.3%、「放課後児童クラブ[学童クラブ]」の21.3%等となっており、就学前と同様に高学年になるにつれて「クラブ活動」を希望する割合が高くなっています。

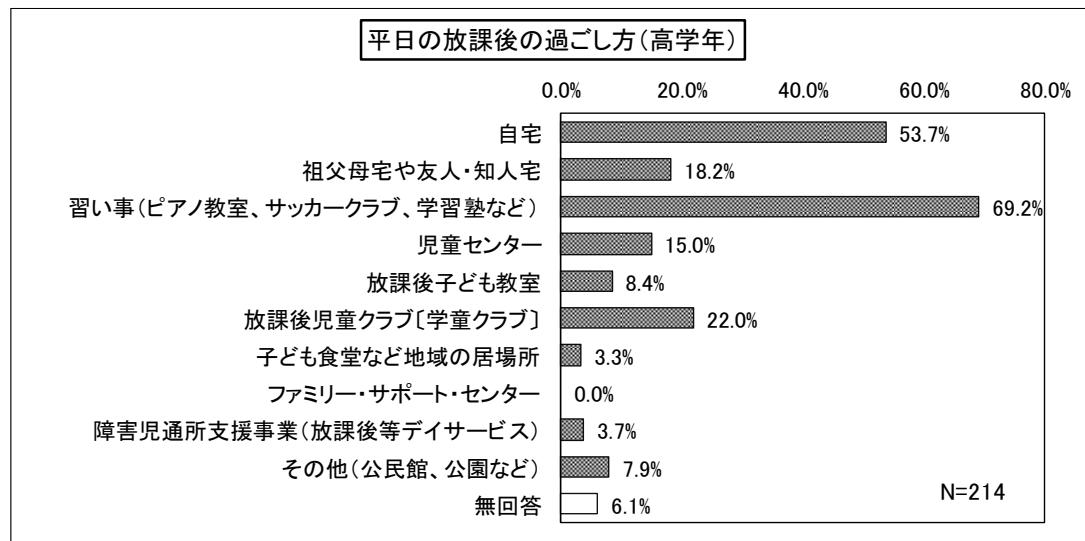
①小学校低学年（1～3年生）の平日の放課後の過ごし方

＜就学前＞



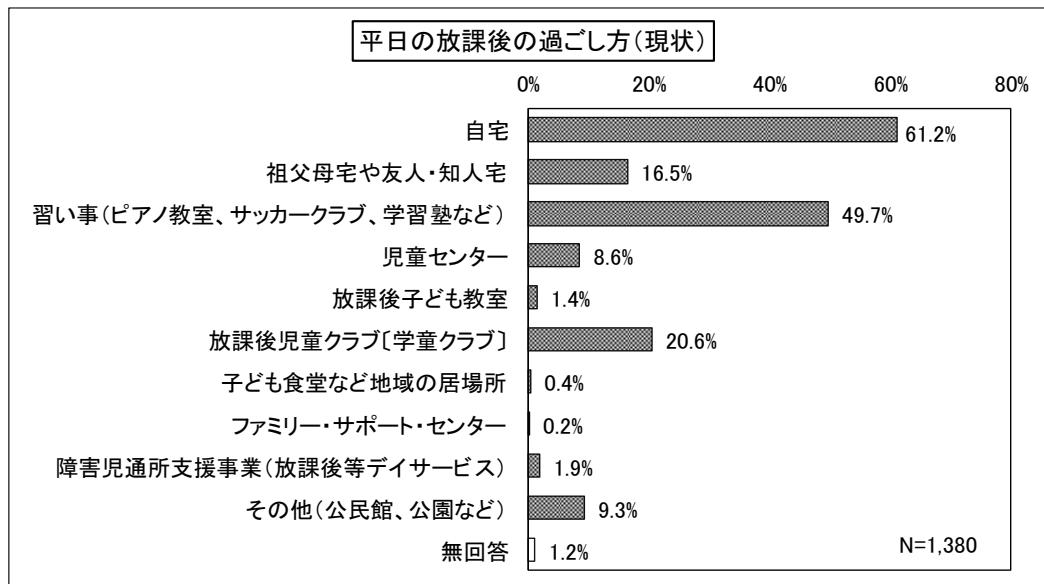
＜就学前＞

②小学校高学年（4～6年生）の平日の放課後の過ごし方



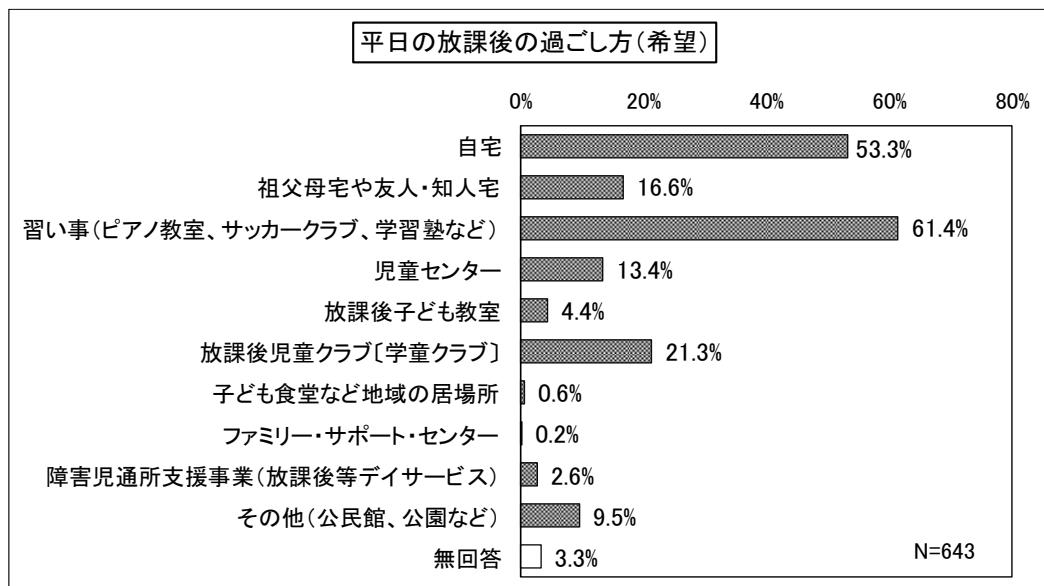
③平日の放課後の過ごし方（現状）

＜小学生＞



④平日の放課後の過ごし方（希望）

※小学校低学年（1～3年生）を対象に、小学校高学年（4～6年生）になった時の希望
＜小学生＞

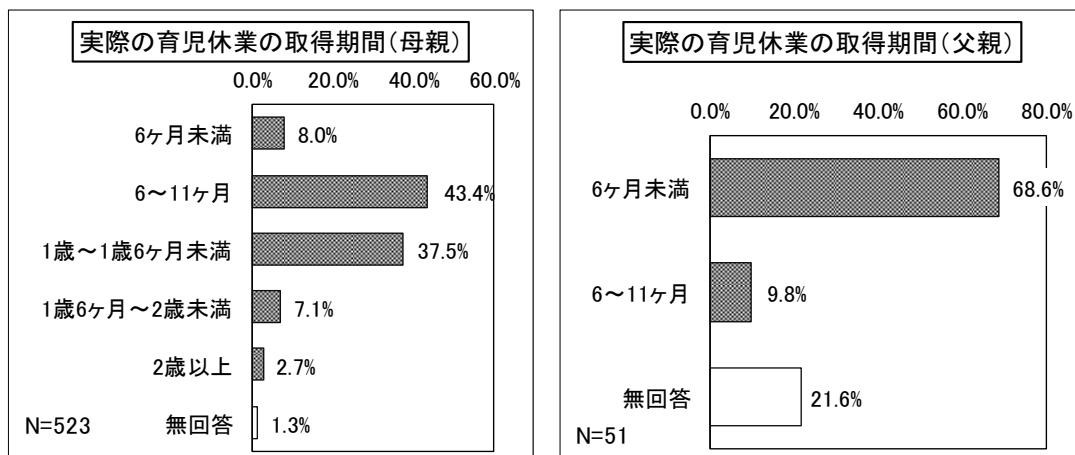
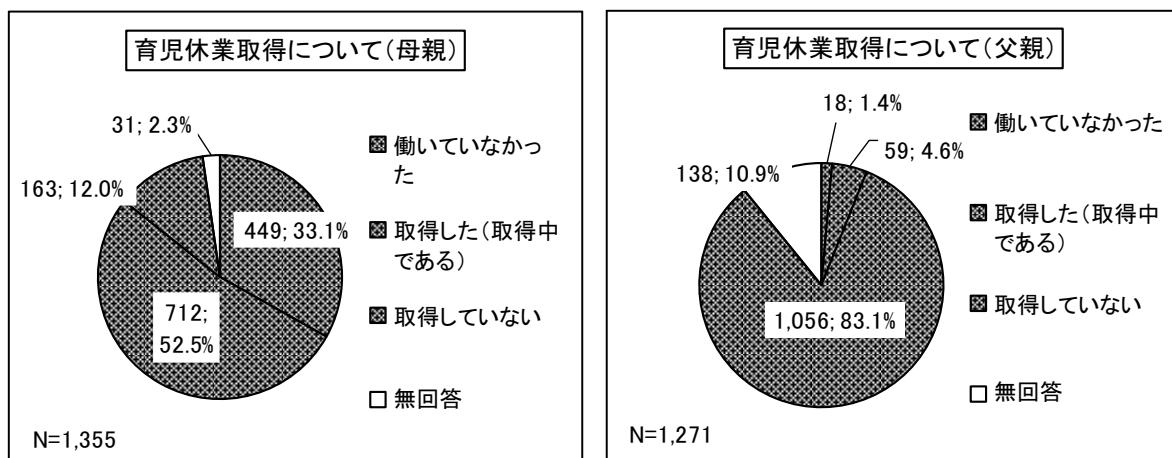


9) 育児休業取得について（就学前のみ）

母親の育児休業の取得状況としては、「取得した（取得中である）」が 52.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」の 33.1%、「取得していない」の 12.0%の順となっています。

過去に取得した方や現在取得中の方の取得日数については、「6～11ヶ月」が 43.4%で最も高く、次いで「1歳～1歳6ヶ月未満」の 37.5%、「6ヶ月未満」の 8.0%等となっています。

父親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」との回答は 4.6%となっており、取得日数は「6ヶ月未満」が 68.6%で過半数を占め、母親に比べて取得率は低く、取得期間は短くなっています。



3. 第1期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

(1) 計画の個別施策ごとの取り組み状況

計画の基本目標ごとに位置付けられている取り組み数と未実施及び評価不可の取組数は以下のとおりです。

◆評価の凡例

- A：計画どおり、またはそれ以上の成果があった
- B：計画どおり進んでいない部分がある
- C：取り組むことができなかった
- D：評価できない（実施したばかりなど）

◆基本施策に位置付けた取り組みの実施状況

計画に位置付けられた取り組みは、全51事業あり、そのうち94.1%にあたる48事業において、計画通りに取り組めたあるいは、課題はあるものの取り組みを行った事業となっています。

なお、未実施及び評価できない事業は、全事業の5.9%（3事業）となっており、第1期計画においては、概ね計画どおりに取り組みが行えています。

基本目標	基本施策	位置付けられている取組数	未実施（C）及び評価不可（D）の事業数
基本目標1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供	(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	9事業	0事業
	(2) 多様な子育て支援サービスの充実	13事業	3事業
	(3) 子どもの居場所づくり	4事業	0事業
基本目標2 健やかで切れ目のない子どもの成長支援	(1) 母子保健の充実	2事業	0事業
	(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実	9事業	0事業
基本目標3 子育てしやすい社会環境の整備	(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進	4事業	0事業
	(2) ひとり親家庭への自立支援	7事業	0事業
	(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	3事業	0事業
合計		51事業	3事業

※未実施及び評価不可の3事業は、「休日保育事業」「子育て短期支援事業」「認可保育所の地域活動事業」となっています。計画全体の取り組みについては、次ページからの点検・評価を参照。

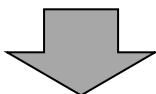
(2) 基本目標別の取り組みの点検・評価

各基本目標の基本施策に位置付けられた取り組みについては、以下のような取り組み状況となっています。

【基本目標1：教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供】

- (1) 幼児期の学校教育・保育の充実
- (2) 多様な子育て支援サービスの充実
- (3) 子どもの居場所づくり

基本目標1においては、「教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供」に向けて、3つの基本施策に全26の取り組みが位置付けられています。



【点検・評価】

- 基本施策(1)では、保育の受け皿の確保と幼児期の学校教育・保育の質の向上に向けた9つの取り組みが位置付けられ、本市における課題の待機児童の解消に向けた受け皿の確保として既存の保育施設の定員枠の拡大をはじめ、認可保育所の創設、増改築・分園設置、新制度における地域型保育事業を推進するなどの取り組みにより、最大で250人以上いた待機児童は105人（2019年10月1日時点）に減少するなど、一定の改善が見られます。また、幼児期の教育・保育の受け皿を確保する上でも、人材の育成・確保が重要なことから県や関係機関との協力により労働環境の改善などの取り組みが行われましたが、人材は全県的に不足している状況にあり、依然として課題が残っている状況にあります。今後も待機児童対策としての受け皿の確保と幼児期の教育・保育にかかる人材の育成・確保が求められています。

幼児期の学校教育・保育の充実させるための取り組みとして、通常保育事業の充実や2年保育の拡充をはじめ、8園での認定こども園への移行が行われるなど、教育と保育の一體的な提供が進められてきました。今後は、保護者のニーズが高まっている3年保育への対応をはじめ、教育・保育ニーズに対応した認定こども園への移行を検討していくことが求められています。

- 基本施策(2)では、多様な子育て支援サービスの充実にむけて、13の取り組みが位置付けられており、保護者のニーズに対応するため「延長保育事業」は市内の全ての認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所において実施しているのをはじめ、「一時預かり事業（幼稚園）」や家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で行う「一時預かり（保育園）」を3箇所で実施、相互扶助活動として地域で子育てを行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施するなど子育て支援サービスの充実に向けた取り組みが行われています。一方で、「休日保育事業」は未実施で「夜間保育」については、1園で実施されているものの、いずれも人材確保が難しいことなどから拡充

(基本目標1の基本施策(2)の点検・評価つづき)

が難しい状況となっていますが、ニーズの把握や他市町村での実施状況などの事例を参考に今後も実施について検討していくことが求められています。

また、保護者の就労や疾病などにより一時的に家庭で保育することが困難な児童に対して、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行う「子育て短期支援事業（ショートステイ）」や疾病中の児童について、保護者が労働等により家庭で保育することに支障がある場合に病院等で保育を行う「病児・病後児保育事業」を1箇所で実施していますが、いずれも受入れ施設の確保に課題があることから、今後も施設の確保に向けた取り組みが求められています。

子育て世帯への情報提供の取り組みとして「子育て応援本ぽけっと」の発行・配布及び「利用者支援事業」の実施をはじめ、子育て親子の身近な場での交流・相談の場としての「地域子育て支援拠点事業」を8箇所で実施するなどに取り組んでおり、今後も取り組みの継続と充実化が求められています。

- 基本施策(3)では、子どもの居場所づくりとして、「児童センター」を6箇所設置し、各中学校区での配置が行われている状況をはじめ、児童センターの利用が困難な10の自治会を巡回する移動児童館「じゃんけんぽん」を実施に取り組んでいます。今後は、目標である全小学校区への児童館の設置に向けた取り組みや、「じゃんけんぽん」の継続が求められています。

小学生の放課後の居場所の1つである「放課後児童健全育成事業」について、公立4箇所、民間39箇所で実施しています。今後は、ニーズに対応した定員増などの受け皿の確保をはじめ、開所時間の延長などに取り組むことが求められています。また、放課後に学校の空き教室などを活用し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする「放課後子ども教室」については、本市の全9小学校での実施を目標にしていましたが、現時点では3小学校での実施となっています。今後とも継続して取り組むことが求められますが、実施には地域住民の協力が必要不可欠であることから、地域住民への呼びかけをはじめ、取り組みの充実が必要となっています。

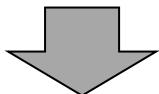
【基本目標1の取り組み全体として】

基本目標1においては、位置付けられた全26の取り組みのうち、23の取り組みが順調もしくは一部課題はあるものの実施している状況となっており、残りの3つの取り組みのうち1つは廃止、2つは未実施となっています。概ね位置付けた取り組みが行われている状況となっていますが、今後は、未実施である取り組みについての実施できる方向での検討をはじめ、課題のある取り組みの改善が求められています。

基本目標2：健やかで切れ目のない子どもの成長支援

- (1) 母子保健の充実
- (2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実

基本目標2においては、「健やかで切れ目のない子どもの成長支援」に向けて、2つの基本施策に全11の取り組みが位置付けられています。



【点検・評価】

- 基本施策(1)においては、2つの取り組みを位置づけ「妊婦健診等の充実」については、14回の公費負担を実施していますが、産婦健診の公費負担ができていない状況となっています。今後は、妊婦健診だけでなく、産婦健診の公費負担ができるよう、調査研究し、取り組んでいくことが必要となっています。
もう1つの取り組みとして、生後2か月児のいる家庭を母子保健推進員又は保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施していますが、訪問する人員の不足、訪問拒否や2回以上の訪問で会えない世帯への対応が課題となっています。今後とも継続して取り組む必要があることから、課題の改善に向けて取り組むことが求められています。
- 基本施策(2)においては、9つの取り組みが位置付けられており、障がい児の保育については、市内の認定こども園及び認可保育所の全園で特別支援保育を実施しています。また、障がいのある幼児・児童・生徒への対応については、特別支援教育支援コーディネーターの配置や特別教育支援員の派遣を行っており、今後とも継続した取り組みが求められています。

また、育ちの支援に関する取り組みとして、1歳6か月健診や3歳児健診に併設して発達相談の実施をはじめ、月1回健診事後教室（のびっこ親子教室）を実施していますが、臨床心理士の確保が難しく、計画していた回数の実施ができていない状況の改善が求められています。加えて、臨床心理士による保護者や保育士への定期的な相談・指導を実施する巡回保育事業を実施しており、30箇所の保育所の巡回を行っており、今後も継続した取り組みが求められていますが、障がいを持つ児童や発達面で支援を要する子が増加傾向にあるため、対応するための人員の確保が課題となっています。

小学校に通っている子の放課後の居場所及び児童と地域の人々の交流する場として、「放課後等デイサービス」の実施をはじめ、児童センターにおける障がい児の受け入れを行っており、今後も取り組みの継続とともに、充実化が求められています。

障がい児のいる家族の就労支援や一時的な休息のためのサービスとして「日中一時支援事業」を実施していますが、登録事業所の開拓や利用時間の拡充が課題となっています。

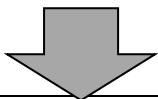
【基本目標2の取り組み全体として】

基本目標2においては、位置付けられた全11の取り組みのうち、11のすべての取り組みが順調もしくは一部課題はあるものの実施している状況となっています。今後は、実施している取り組みの充実と課題のある取り組みの改善が求められています。

基本目標3：子育てしやすい社会環境の整備

- (1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進
- (2) ひとり親家庭への自立支援
- (3) 仕事と家庭の両立支援の推進

基本目標3においては、「子育てしやすい社会環境の整備」に向けて、3つの基本施策に全14の取り組みが位置付けられています。



【点検・評価】

- 基本施策（1）においては、児童虐待防止対策として4つの取り組みが位置付けられています。育児不安の早期対応や相談対応として、児童の養育に支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求める事が困難な家庭へ訪問する「育児支援家庭訪問事業」及び中学校区ごとに家庭相談員を配置した「家庭児童相談室」の取り組みを実施しており、今後も継続した取り組みが求められているとともに、保育園や幼稚園等との連携強化が必要となっています。
関係機関との連携した取り組みとして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待防止の啓発活動等の取り組みとともに、職員や家庭相談員のスキルアップのための研修の実施などを行っています。今後は、相談件数が増加傾向にあることから、職員等のスキルアップをはじめ、関係機関が連携した潜在化したケースの掘り起こしが必要となっています。
- 基本施策（2）においては、ひとり親家庭への自立支援に向けた7つの取り組みが位置付けられており、「ひとり親自立促進計画」に基づき総合的な支援の実施をはじめ、経済的な支援として、医療費の助成や児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行っています。また、保育所等への入所選考時の優先的な取り扱いを実施するなどの支援を行っており、今後とも、ひとり親家庭の自立促進に向けた取り組みを促進していくことが求められています。
- 基本施策（3）においては、仕事と家庭の両立支援に向けた3つの取り組みが位置付けられており、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスに関する市民への意識啓発活動をはじめ、企業に対して労働条件改善について啓発活動やワーク・ライフ・バランスを実践している企業への支援に関する紹介などを行っており、今後も継続して若い世代への意識啓発や市内事業所の実態把握などを行う必要があります。

【基本目標3の取り組み全体として】

基本目標3においては、位置付けられた全14の取り組みのうち、14のすべての取り組みが順調もしくは一部課題はあるものの実施している状況となっています。今後は、実施している取り組みの充実と課題のある取り組みの改善が求められています。

◆教育・保育の計画値と実績値

教育・保育の量の見込みに対する確保方策とした計画値と実績値は以下の通りです。

なお、平成30年3月に中間見直しを行ったことから、計画値に対する実績値は平成31年度のみとなっています。

①1号認定 単位:人

	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1,307	1,312
実績値(B)	-	1,360
(B)-(A)	-1,307	48

②2号認定(教育) 単位:人

	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	0	0
実績値(B)	0	0
(B)-(A)	0	0

③2号認定(保育) 単位:人

	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	2,299	1,903
実績値(B)	1,804	1,994
(B)-(A)	-495	91

④3号認定(2・1歳) 単位:人

	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1,517	1,529
実績値(B)	1,417	1,485
(B)-(A)	-100	-44

⑤3号認定(0歳) 単位:人

	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	490	468
実績値(B)	480	512
(B)-(A)	-10	44

◆地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値

教育・保育の量の見込みに対する確保することを目標とした計画値と実績値は以下の通りです。

①時間外保育事業(延長保育)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	406	432	530	539	547
実績値(B)	1,666	1,809	1,733	2,324	-
(B)-(A)	1,260	1,377	1,203	1,785	-

②-1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	8,622	8,734	8,769	8,785	8,803
実績値(B)	2,610	3,622	3,098	3,457	-
(B)-(A)	▲ 6,012	▲ 5,112	▲ 5,671	▲ 5,328	-

②-2:2号認定による定期的な利用(預かり保育)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	66,306	72,731	79,156	85,581	92,006
実績値(B)	56,772	72,384	70,583	60,286	-
(B)-(A)	▲ 9,534	▲ 347	▲ 8,573	▲ 25,295	-

②-3:上記以外(保育所での一時保育、トワイライトステイ、病児・緊急対応強化型事業を除く

ファミリー・サポート・センター事業)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	4,686	4,704	4,722	4,740	4,758
実績値(B)	5,787	6,389	5,712	4,103	405
(B)-(A)	1,101	1,685	990	▲ 637	▲ 4,353

③病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	763	769	768	766	765
実績値(B)	496	525	779	169	-
(B)-(A)	▲ 267	▲ 244	11	▲ 597	-

④-1:<低学年>子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	77	105	133	161	191
実績値(B)	1,291	1,410	1,116	1,049	-
(B)-(A)	1,214	1,305	983	888	-

④-2:<高学年>子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1	1	1	1	1
実績値(B)	1,064	839	492	403	-
(B)-(A)	1,063	838	491	402	-

(地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値のつづき)

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	0	0	0	0	89
実績値(B)	0	0	0	0	0
(B)-(A)	0	0	0	0	▲ 89

※平成31年度から開始の事業のため、実績なし

⑥利用者支援事業

単位:箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1	1	2	3	3
実績値(B)	1	1	1	1	1
(B)-(A)	0	0	▲ 1	▲ 2	▲ 2

⑦地域子育て支援拠点事業

単位:箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	8	8	8	8	8
実績値(B)	8	8	8	8	8
(B)-(A)	0	0	0	0	0

⑧放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	914	1,039	1,164	1,289	1,414
実績値(B)	1,027	1,139	1,253	1,477	1,547
(B)-(A)	113	100	89	188	133

⑨乳児家庭全戸訪問事業

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1,239	1,230	1,223	1,215	1,210
実績値(B)	1,016	1,088	939	956	248
(B)-(A)	▲ 223	▲ 142	▲ 284	▲ 259	▲ 962

⑩養育支援訪問事業

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	32	32	32	32	32
実績値(B)	25	27	40	30	11
(B)-(A)	▲ 7	▲ 5	8	▲ 2	▲ 21

⑪妊婦健診

単位:人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値(A)	1,239	1,230	1,223	1,215	1,210
実績値(B)	15,337	15,268	15,194	14,048	1,466
(B)-(A)	14,098	14,038	13,971	12,833	256

第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次の通り掲げます。

<基本理念>

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

本市においては、平成27年3月に子育て支援に関する総合的な計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合計画の将来都市像である『人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち 宜野湾』を実現できるよう、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、次代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを生み育てたいと思えるようなまちにしていくため、『子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん』を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

2. 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、「第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を以下のとおりとします。

1. 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、質的改善及び向上を図ります。

また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、社会資源・地域資源の有効活用により各種保育サービスや身近な相談支援、子育て家庭が必要とする情報の提供等といった子育て支援サービスの充実を図ります。加えて、学童期の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

2. 切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育っていくことができるよう、子どもと保護者に対する健康管理の支援に取り組みます。

また、近年は発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、その早期発見・早期支援が行えるよう連携体制の強化に取り組みます。更に、障がい児等やその家族が安心して生活をおくることができるよう、障がい児保育や特別支援教育をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

3. 子育てしやすい社会環境の整備

全ての子どもが人権を尊重され健やかに育ち・学ぶことができるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、虐待の早期発見・早期対応等に取り組みます。

また、ひとり親家庭については、子育てと生計の維持を一人で担わなければならぬことから、子育て支援や経済的な支援等を行いその自立をサポートしていきます。

更に、各家庭において仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、育児休業制度や短時間勤務制度等、誰もが働きやすい職場づくりに必要な情報を提供し、良好な職場環境づくりの周知・啓発に取り組みます。

3. 施策の体系

基本目標1. 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供		
施策	取り組み名称	担当課
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な推進	①教育・保育施設におけるニーズへの対応 ★	こども企画課 指導課
	②幼稚園教諭及び保育士確保の推進	こども企画課 指導課
	③公立幼稚園の2・3年保育の推進	指導課
1-2 教育・保育施設との連携及び支援の充実	①認可外保育施設への支援の推進	こども企画課
	②私立幼稚園との連携	指導課
	③認定こども園への移行検討・支援	こども企画課 子育て支援課 指導課
	④地域型保育事業の充実	こども企画課
1-3 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の推進	子育て支援課
	②休日・夜間保育の実施	子育て支援課
	③幼稚園における預かり保育事業の実施	指導課
	④幼稚園における施設開放等の推進	指導課
1-4 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	①一時預かり事業の充実	こども企画課
	②地域子育て支援拠点事業の充実	こども企画課
	③利用者支援事業の充実 ★	こども企画課 健康増進課
	④ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども企画課
	⑤病児・病後児保育事業の充実	子育て支援課
	⑥子育て短期支援事業の充実	児童家庭課
	⑦子ども・子育て支援の情報提供	こども企画課 子育て支援課 健康増進課
1-5 子どもの居場所づくり	①児童センターの充実	こども企画課
	②児童健全育成巡回事業「じゃんけんほん」の継続実施	こども企画課
	③放課後児童健全育成事業の推進 ★	こども企画課
	④放課後子ども教室の継続実施及び連携	生涯学習課 こども企画課
	⑤子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充	生活福祉課
基本目標2. 切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援		
2-1 母子保健の充実	①妊婦健診等の推進	健康増進課
	②こんにちは赤ちゃん事業の推進	健康増進課
	③妊娠期からの切れ目のない支援	健康増進課 こども企画課
	④親と子の保健対策の推進	健康増進課
2-2 教育・保育施設における障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援	①特別支援保育の推進 ★	子育て支援課
	②巡回保育事業の充実	子育て支援課
	③医療的ケア児の受け入れの推進	子育て支援課 指導課
	④特別支援教育事業の充実 ★	指導課
2-3 障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援	①育ちの支援に関する相談、支援の推進	健康増進課
	②児童発達支援事業及び放課後等ティーサービス事業の推進	障がい福祉課
	③児童センター等における障がい児の受け入れ	こども企画課
	④放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	こども企画課
	⑤障がい児をもつ家族への支援	障がい福祉課
基本目標3. 子育てしやすい社会環境の整備		
3-1 児童虐待の防止に向けた対策の推進 ★	①育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進	児童家庭課
	②要保護児童対策地域協議会の充実	児童家庭課
	③虐待のある家庭等に対する対応の充実	児童家庭課
	④家庭児童相談室における児童相談の充実	児童家庭課
3-2ひとり親家庭への自立支援	①母子及び父子家庭等医療費助成の推進	児童家庭課
	②児童扶養手当支給への適切な対応の実施	児童家庭課
	③保育所等入所及び利用料補助の継続実施	子育て支援課 こども企画課
3-3 仕事と家庭の両立支援の推進	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	市民協働推進課 産業政策課
	②企業等に対する働きかけの実施	産業政策課

4. 計画の重点取り組み

本計画に基づく宜野湾市の子ども・子育てに関する取り組みは、子どもが生まれる前（妊娠期）から小学生までを対象として総合的な施策に取り組むものであります、計画期間である2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間において、本市における課題やニーズ調査より市民からの要望が高い以下の施策について「重点取り組み」として位置づけ、積極的に推進するものとします。

1-1-① 教育・保育施設におけるニーズへの対応 ★

教育・保育におけるニーズが多様化しているなか、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、更なる教育・保育のニーズが増加する事が予想されます。そのニーズを適正に把握するとともに、各施設の定員適正化等を図り、待機児童の解消等に向けて取り組みを行います。

指標	2019年度実績	2024年度目標
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	71名	0名

1-5-③ 放課後児童健全育成事業の推進 ★

第1期計画からの取り組みにより、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、定員確保に努めてきました。現時点において、量の見込みを満たしている状況ですが、地域ニーズのマッチング等の課題で待機児童が発生している状況です。今後は地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行います。

指標	2019年度実績	2024年度目標
放課後児童クラブの待機児童数（5月1日時点）	80名	0名

1-4-③ 利用者支援事業の充実 ★

子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、待機児童となっている保護者の状況や希望をうかがい、認可外保育施設等の情報提供を行う特定型及び妊娠期から相談等に対応する母子保健型を実施しております。今後、待機児童の解消に伴い特定型を廃止し、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」の実施に向け、取り組みを行います。

指標	2019年度実績	2024年度目標
利用者支援事業の実施数	2事業（特定型・母子保健型）	2事業（基本型・母子保健型）

2-2-①④ 特別支援保育の推進・特別支援教育事業の充実 ★

現在全ての認定こども園及び認可保育所において、特別支援保育を実施しておりますが、近年、発達面で支援が必要な子等が増え、対応の充実が必要となっています。

今後も、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受ける環境づくりに努めるとともに、認可外保育施設等への巡回保育事業の強化を図ります。

また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組みます。

指標	2019 年度実績	2024 年度目標
特別支援保育の入所率（入所人数/加配判定）	94.4%	100%
特別支援教育の利用者満足度	89%	90%

3-1 児童虐待の防止に向けた対策の推進 ★

児童虐待に対して、適切な対応が可能となるよう、教育、医療、保健、福祉等を含めた関係機関との連携を図るとともに、子どもの相談全般への対応、虐待防止に関する意識啓発活動としての講演会や研修会等の充実等、課題解決に向けて取り組んでいきます。

指標	2019 年度実績	2024 年度目標
児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度	90%	90%

第4章

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

基本施策1-1：幼児期の教育・保育の総合的な推進

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の改善について、取り組みを実施してきました。第2期計画については、令和元年10月から実施された幼児・教育保育の無償化の動向も踏まえながら、教育・保育のニーズに対する定員確保に向けて取り組んでいきます。

また、毎年多くの保育士・幼稚園教諭資格保持者が、大学や専門学校等で養成されているところですが、保育士・幼稚園教諭の不足が深刻な問題となっており、今後も県や関係機関と連携し、保育士・幼稚園教諭の確保に努めます。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	教育・保育施設におけるニーズへの対応	・教育及び保育ニーズに対応した定員枠の確保に努めます。	・子ども企画課 ・指導課	
2	幼稚園教諭及び保育士確保の推進	・保育士確保に係る補助金等を活用し、保育士等の確保に努めます。 ・保育所等に勤務する保育士の子については、点数加算により、優先的に入所しやすくなるような条件整備を継続して行います。	・子ども企画課 ・指導課	教育振興基本計画
3	公立幼稚園の2・3年保育の推進	・保護者ニーズに対応した2年保育の充実及び、3年保育の受入体制の整備に努めます。	・指導課	教育振興基本計画

基本施策 1-2：教育・保育施設との連携及び支援の充実

質の高い教育及び保育の実施においては、教育・保育施設との連携が重要となります。認可外保育施設への支援をはじめ、私立幼稚園等との連携を図り、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、多様なニーズに対応するため、既存保育所等の認定こども園化への支援を行うとともに、公立施設においても、認定こども園移行の検討を行います。地域型保育事業所においても、保育所等と連携を図れるよう、引き続き支援を行います。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	認可外保育施設への支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設への支援を継続し、入所児童の処遇向上に努めます。・認可外保育施設の保育士等を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・こども企画課	
2	私立幼稚園との連携	<ul style="list-style-type: none">・私立幼稚園と小学校、行政との連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・指導課	教育振興基本計画
3	認定こども園への移行検討・支援	<ul style="list-style-type: none">・多様なニーズに対応するため、公立保育所及び幼稚園の認定こども園移行を検討します。・法人施設からの認定こども園移行について支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・こども企画課・子育て支援課・指導課	
4	地域型保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・全国でも課題のある連携施設の確保について、支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・こども企画課	

基本施策 1-3：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実

教育・保育施設において、多様なニーズに対応するため、延長保育事業をはじめ、施設の開放等を引き続き実施いたします。

また、夜間保育の充実や休日保育の実施についても、ニーズを見極め、事業実施を検討いたします。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	延長保育事業の推進	・保育所等における延長保育事業について、引き続き全園での実施を行います。	・子育て支援課	
2	休日・夜間保育の実施	・夜間保育については現在1箇所で実施しており、引き続き事業実施に取り組むとともに、拡充に向け検討を行います。 ・休日保育の実施については、ニーズを勘案し、事業実施の調査・検討を行います。	・子育て支援課	
3	幼稚園における預かり保育事業の実施	・私立幼稚園については全園で、全年齢の預かり保育を実施しています。 ・公立幼稚園は5歳児クラスの長期預かりについては引き続き実施し、4歳児クラスの長期預かり、また3歳児保育が実施された場合には、併せて3歳児長期預かり実施を検討します。	・指導課	教育振興基本計画
4	幼稚園における施設開放等の推進	・未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、引き続き、施設機能の開放を継続します。	・指導課	教育振興基本計画

基本施策 1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

教育・保育施設を利用していない子育て家庭が、子育て相談等を実施できる環境を整備するとともに、子どもや保護者の疾病等にて、緊急に保育を必要とする家庭への支援を行います。

また、市の多様な取り組みを市民へ周知するために、広報の強化を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	一時預かり事業の充実	・現在2箇所で実施していますが、ニーズに対応できるよう4箇所での実施を目指します。	・こども企画課	
2	地域子育て支援拠点事業の充実	・現在8箇所で事業を実施しており、引き続き子育て家庭への支援を行います。 ・社会福祉協議会が実施する子育てサロンとの連携強化も検討します。	・こども企画課	
3	利用者支援事業の充実	・現在「特定型」「母子保健型」を実施しており、子育て支援の情報提供や相談等を身近な場所でできるよう、「基本型」の実施を目指します。	・こども企画課 ・健康増進課	
4	ファミリー・サポート・センター事業の充実	・地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、子育て家庭への支援を行います。 ・市民へ広く制度周知を図るとともに、「まかせて会員」の確保、利用促進に努めます。	・こども企画課	
5	病児・病後児保育事業の充実	・現在西側地区の1箇所で実施しており、継続実施に取り組みます。 ・東側地区の設置については、今後のニーズを勘案し、設置検討いたします。	・子育て支援課	
6	子育て短期支援事業の充実	・ショートステイ事業とトワイライトステイ事業の2つの事業形態があり、本市はショートステイ事業を実施していますが、活用可能な施設がないため、実施方法について、研究するとともに、事業充実に向けて取り組みます。	・児童家庭課	第三次ひとり親家庭自立促進計画
7	子ども・子育て支援の情報提供	・市HP等を活用し、市民に分かりやすい情報発信を行います。 ・「子育て応援本ポケット」を活用し、子育て支援に関する周知を実施します。	・こども企画課 ・子育て支援課 ・健康増進課	

基本施策 1-5：子どもの居場所づくり

本市では、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後も充実を図るため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後の居場所づくりの充実に努めます。

また、児童等の健全育成に関わる地域団体の育成を進めます。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	児童センターの充実	・児童センターについては平成31年4月1日現在、6箇所設置され、各中学校区への配置が実現しています。今後は小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めています。	・こども企画課	
2	児童健全育成巡回事業「じゅんけんぽん」の継続実施	・児童センターの利用が困難な地域については、移動児童館「じゅんけんぽん」が巡回し、児童の遊びの支援や、指導等を引き続き実施します。	・こども企画課	
3	放課後児童健全育成事業の推進	・平成31年4月1日現在、公立4箇所、民間39箇所で実施しており、引き続き事業実施を行うとともに、定員適正化に努めます。 ・放課後子ども教室との連携した取り組みについても検討していきます。	・こども企画課	
4	放課後子ども教室の継続実施及び連携	・現在3小学校区で実施しており、引き続き実施に向けて取り組みます。 ・放課後児童クラブと連携したプログラムに取り組みます。	・生涯学習課 ・こども企画課	
5	子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充	・様々な理由により行き場所のない地域の子どもへ、安心安全な居場所を提供し、学習支援や食事の提供等に取り組みます。	・生活福祉課	子ども未来応援計画

基本目標2：切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援

基本施策 2-1：母子保健の充実

近年、若年妊娠や高齢出産が増加傾向にあり、母体の健康管理を含めて母子の保健対策の充実が求められています。そのため、妊婦健診等及びこんにちは赤ちゃん事業等を通して、親と子の健康づくりを支援します。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	妊婦健診等の推進	<ul style="list-style-type: none">・妊婦健診の適正な実施(計14回程度)に努めるとともに、早期の妊娠届の励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組みます。・産婦健診の公費負担についても、調査・検討を行います。	<ul style="list-style-type: none">・健康増進課	健康ぎのわん 21
2	こんにちは赤ちゃん事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・乳児のいる家庭への訪問を引き続き実施し、乳児の健全な育成環境の確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・健康増進課	健康ぎのわん 21
3	妊娠期からの切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none">・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に対応するため、子育て世代包括支援センターの設置に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・健康増進課・こども企画課	
4	親と子の保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健診や教室等を通して、望ましい生活習慣を獲得し、主体的な健康づくりを推進していきます。・保健師等の個別支援により、個々に応じた保健相談も引き続き取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none">・健康増進課	健康ぎのわん 21

基本施策 2-2：教育・保育施設における障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児や支援が必要な子が、集団で保育及び教育を受けることができるよう、特別支援保育事業や、特別支援教育事業を行います。

また巡回保育事業を通して、気になる子の早期発見や、施設・保護者への支援を実施いたします。医療的ケア児についても保育施設での受け入れについて、検討を行います。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	特別支援保育の推進	・現在市内の認定こども園及び認可保育所の全園で特別支援保育を実施しており、引き続き事業実施に取り組みます。	・子育て支援課	
2	巡回保育事業の充実	・保育施設等へ臨床心理士等の専門職が巡回を行い、障がい児や気になる子の早期発見、支援を行います。	・子育て支援課	
3	医療的ケア児の受け入れの推進	・医療的ケア児の支援ニーズや保育・学校現場等の状況を踏まえ、対象児童の様態や成長に合わせた支援を前提とした上で、集団保育・集団教育の実施(医療的ケア児の受け入れ)を推進します。	・子育て支援課 ・指導課	
4	特別支援教育事業の充実	・学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育支援コーディネーターの配置、特別支援教育支援員の派遣を引き続き実施します。	・指導課	

基本施策 2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援

障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関係機関等の連携により発達障がい児に対する支援の充実に取り組みます。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	育ちの支援に関する相談、支援の推進	・言葉や発達に不安や支援の必要な子について、個別相談や教室を実施しており、引き続き取り組んでいきます。	・健康増進課	健康ぎのわん 21
2	児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進	・障がい児を対象に療育を提供するサービスです。民間事業所が市内外にあり、利用者が選択できるようになっております。引き続き対応ができるよう、関係機関と連携を強化します。	・障がい福祉課	第4次障がい者基本計画
3	児童センター等における障がい児の受け入れ	・障がいの有無にかかわらず、身近な場所を利用し共に学び遊ぶことを通してお互いに尊重しあい、成長していくために、引き続き障がい児の利用、受け入れに努めています。	・こども企画課	
4	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	・公立及び私立の放課後児童クラブでの、障がい児受け入れを促進するため、受入体制の整備検討を行います。	・こども企画課	
5	障がい児をもつ家族への支援	・日中一時支援事業について、障がい児をもつ家族の負担軽減及び一時的な休息のため、引き続き事業実施に取り組みます。 ・関係機関と連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。 ・ペアトレ・ティーチャーズトレーニング、ペアプロの継続実施に努めます。	・障がい福祉課	第4次宜野湾市障がい者基本計画

基本目標3：子育てしやすい社会環境の整備

基本施策3-1：児童虐待の防止に向けた対策の推進

子どもが健やかに育っていくためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進	・児童の養育に支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めます。	・児童家庭課	
2	要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに、児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組みます。	・児童家庭課	
3	虐待のある家庭等に対する対応の充実	・虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対して、関係機関と連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼の対応等を引き続き実施します。	・児童家庭課	
4	家庭児童相談室における児童相談の充実	・家庭相談員を配置し、子どもの相談全般に対応しており、適宜関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組みます。 ・相談件数が増加傾向にあるため、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。	・児童家庭課	

基本施策 3-2：ひとり親家庭への自立支援

本市においては、離婚率の上昇を背景に、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てサポートを行い、自立支援を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	母子及び父子家庭等医療費助成の推進	・母子及び父子家庭等の入院または通院による治療に際し、医療費の助成事業を継続して実施いたします。	・児童家庭課	第三次ひとり親家庭自立促進計画
2	児童扶養手当支給への適切な対応の実施	・ひとり親家庭の生活安定と、自立促進のため、児童扶養手当の支給を行うとともに、受給 5 年経過等受給者に対し、減額支給制度の周知徹底と必要な手続きの勧奨を図ります。	・児童家庭課	第三次ひとり親家庭自立促進計画
3	保育所等入所及び利用料補助の継続実施	・ひとり親家庭の子どもの保育所や公立の放課後児童クラブの入所選考時において、点数加算による優先的配慮を継続します。 ・認可保育所に入れず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭を対象とし、保育料等の補助事業を継続実施します。	・子育て支援課 ・こども企画課	

基本施策 3-3：仕事と家庭の両立支援の推進

全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、子どものより良い育ちを実現するためには、男女が共に子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）について意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

NO	取り組み名称	取り組み内容	担当課	関連計画・個別計画
1	仕事と生活の調和に向けた意識啓発	・ 様々な機会を活用し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。	・ 市民協働推進課 ・ 産業政策課	第二次宜野湾市産業振興計画
2	企業等に対する働きかけの実施	・ 商工会等と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。	・ 産業政策課	第二次宜野湾市産業振興計画

第5章

子ども・子育て支援法に定める事業計画

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する「量の見込み」(需要量)を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確保方策」(事業内容や供給量、実施時期)の計画を位置づけることが義務づけられています。更に、保護者や子どもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受けることのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、区域毎に「量の見込み」及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 国の基本指針における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく国的基本方針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

国の区域設定における考え方

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- ◆小学校区単位、中学校区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」のイメージ

区域ごとに下の表を作成する必要があり	認定区分ごとに記載	ニーズ調査をベースに区域、年度認定区分ごとの量の見込みを算出			
●●●区域	1年目（2020年度）	2年目（2021年度）	3年目		
	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人
②確保の内容 (教育保育施設) 認定こども園、 保育所、幼稚園	300人	200人	80人	300人	200人
地域型保育事業			20人		150人
②-①	0	0	▲100人	0	30人
				0	▲20人

(2) 宜野湾市における教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域を設定するにあたり、「広い範囲（全市）」と「狭い範囲（小学校区）」を想定し、それぞれの範囲による以下のメリット・デメリットを考慮し、第1期計画を踏襲するものとします。

◆区域の範囲におけるメリットとデメリット

区域の範囲	メリット	デメリット
狭い範囲の場合 (小学校区など)	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があつても、当該区域で整備する必要性が生じる。)
広い範囲の場合 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能。 一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望するニーズを吸収できない。 利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。

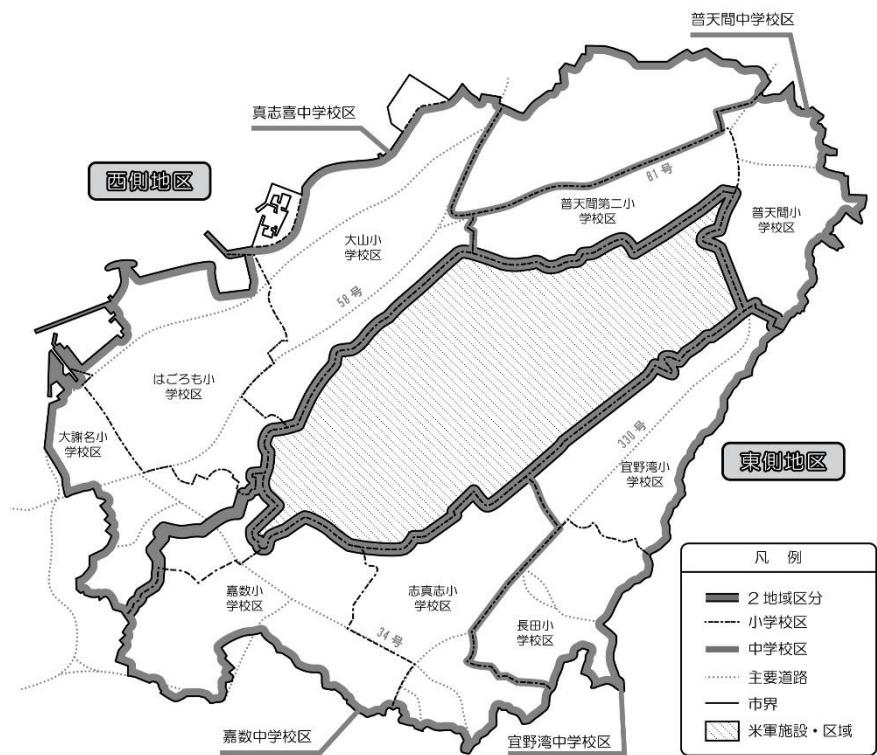
上記より、区域設定が狭すぎる場合（小学校区などで設定した場合）、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

一方で、“保護者や子どもが居宅から安易に移動することが可能な区域を定める”という国の指針からも、市全域からある程度の区分けが必要と考えます。ただし、事業によっては、市全域を対象としたものも存在しており、事業の内容も勘案しつつ望ましい区域設定を行っていく必要があります。また、本市の中央には基地があり、東側（330号側）と西側（58号側）を行き来しづらいという事情があり、地域性も異なります。

したがって、「幼児期の学校教育・保育」に係る事業量の検討にあたっては、本市の地域的な結びつきと他計画との整合性を踏まえ、中学校区を東西で2区域に分けた2地域区分を基本に、必要性に応じ中学校区の範囲で区分を行うものとし、第2期計画においても、第1期計画を踏襲し、以下の2区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。

東側地区：宜野湾中学校区、嘉数中学校区
西側地区：普天間中学校区、真志喜中学校区

なお、「地域子ども・子育て支援事業」に係る事業にあたっては、15事業のうち、延長保育事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などを除き、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



施設・事業名	教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育	
① 教育・保育施設 (認定こども園、保育所(園)、幼稚園) ② 地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)	● 2地域区分 (東側地区・西側地区)
地域子ども・子育て支援事業	
① 延長保育事業 ② 一時預かり事業 (幼稚園型) ③ 一時預かり事業 (幼稚園以外) ④ 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ⑤ ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ) ⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ) ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ⑧ 利用者支援事業 ⑨ 放課後児童健全育成事業 ⑩ 多様な主体の参入促進事業 ⑪ 実費徴収に伴う補足給付事業 ⑫ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑬ 養育支援訪問事業 ⑭ 子どもを守るために地域ネットワーク機能強化事業 ⑯ 妊婦健診	● 2地域区分 (東側地区・西側地区) ● 市全域 ● 市全域

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

本計画は、計画期間の5年間における幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」などを振り分けた上で算出を行うことになります。

認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、1・2・3号に区分します。

◆認定区分と提供する施設

認定区分	認定区分の内容	提供する施設
1号認定	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、どれだけの家庭が該当するのかを想定する必要があります。

そのため、ニーズ調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を家庭類型と言い、「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出しています。

◆家庭類型

A	：ひとり親家庭
B	：フルタイム共働き
C	：フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
C'	：フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
D	：専業主婦（夫）家庭
E	：パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
E'	：パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
F	：無業×無業

【第1段階：現在の家庭類型の抽出】

ニーズ調査より、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・配偶者の有無
- ・父親及び母親の就労状況
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望
(学校教育のみ希望者の抽出)

【第2段階：潜在的な家庭類型の抽出】

ニーズ調査より、以下の条件で家庭類型（現在）を振り分ける。

- ・母親の将来の就労希望
- ・母親が将来希望する就労形態
- ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望
(学校教育のみ希望者の抽出)

(3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

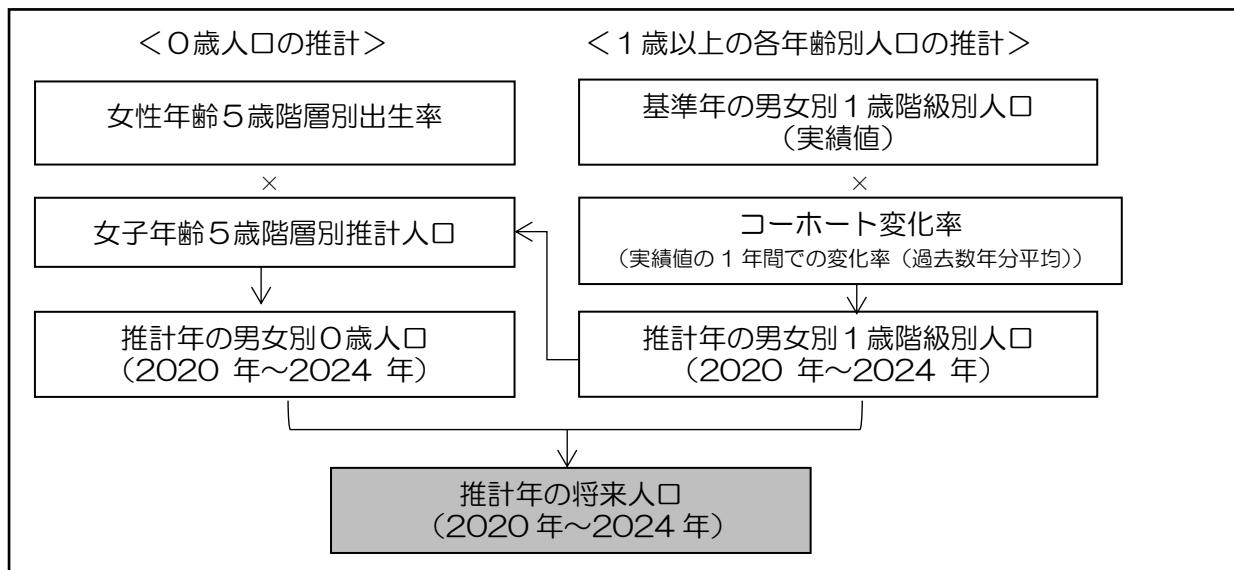
人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

【コーホート変化率法について】

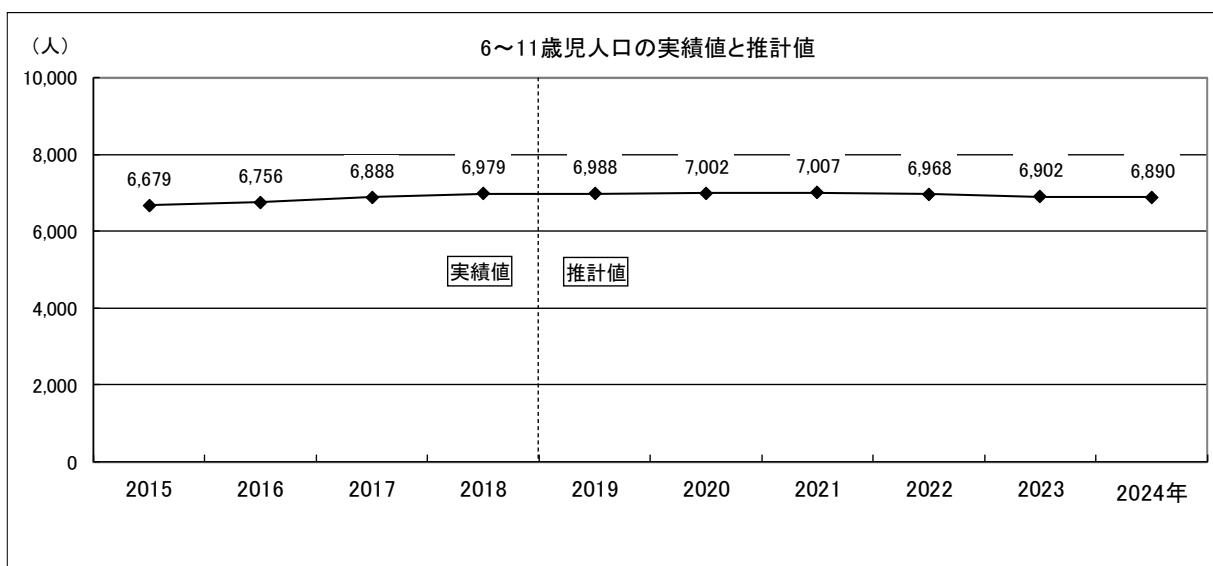
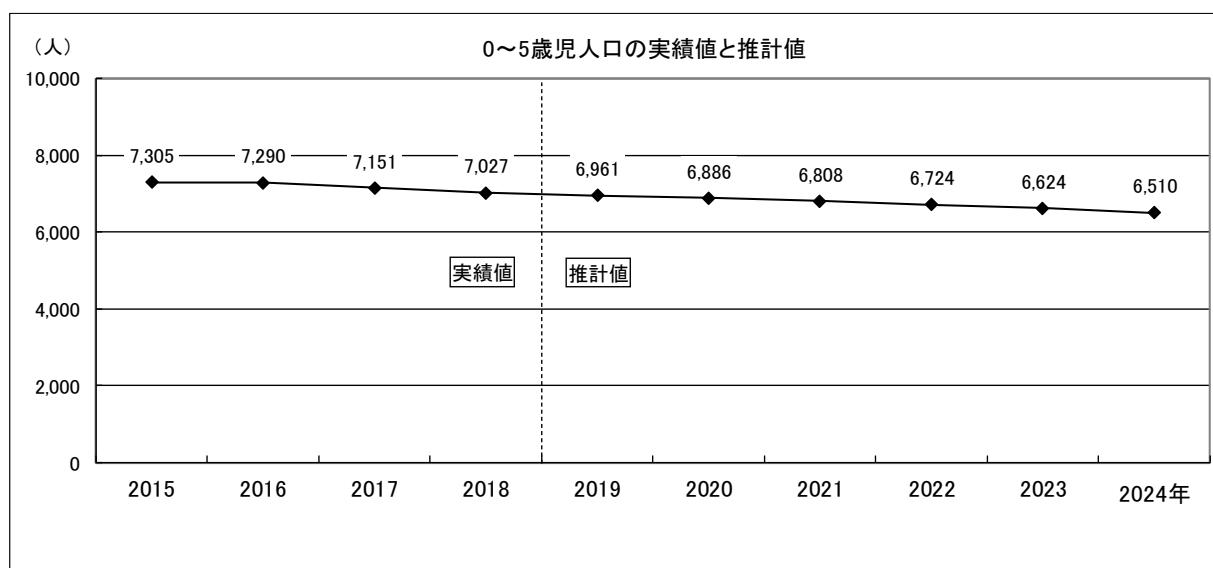
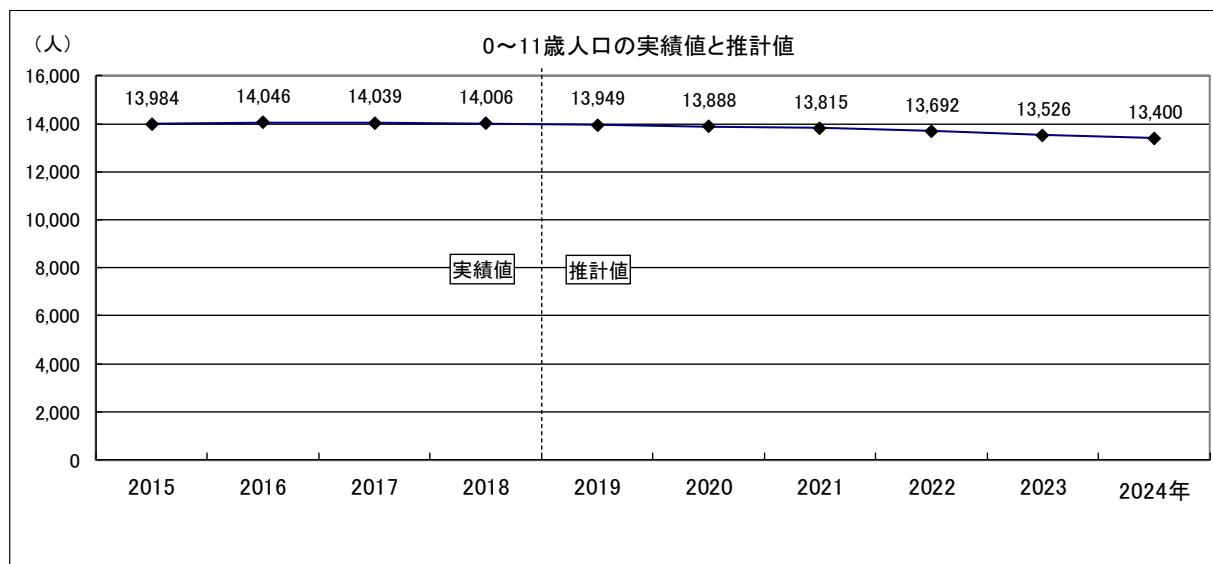
「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいいます。

過去における実績人口の増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

◆人口推計の方法



計画期間内における児童数推計結果



■推計児童数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳	1,119	1,107	1,092	1,077	1,061
1歳	1,120	1,137	1,125	1,110	1,095
2歳	1,175	1,101	1,118	1,106	1,091
3歳	1,164	1,164	1,089	1,106	1,094
4歳	1,158	1,161	1,160	1,086	1,103
5歳	1,150	1,138	1,140	1,139	1,066
6歳	1,164	1,159	1,147	1,149	1,148
7歳	1,148	1,173	1,167	1,154	1,157
8歳	1,159	1,139	1,164	1,158	1,145
9歳	1,206	1,152	1,132	1,157	1,151
10歳	1,180	1,208	1,154	1,134	1,159
11歳	1,145	1,176	1,204	1,150	1,130
0歳	1,119	1,107	1,092	1,077	1,061
1・2歳	2,295	2,238	2,243	2,216	2,186
3～5歳	3,472	3,463	3,389	3,331	3,263
就学前 合計	6,886	6,808	6,724	6,624	6,510
6～8歳	3,471	3,471	3,478	3,461	3,450
9～11歳	3,531	3,536	3,490	3,441	3,440
小学生 合計	7,002	7,007	6,968	6,902	6,890
対象児童 (合計)	13,888	13,815	13,692	13,526	13,400

◆第2期計画期間（2020～2024年）における児童数の推計結果について

0～11歳までの対象児童人口の推計結果としては、第2期計画期間（2020～2024年）においては、微減傾向で推移する結果となっています。

なお、就学前児童（0～5歳）及び就学児童（6～11歳）の人口についての推計結果は以下のようない傾向となっています。

0～11歳人口：2016年の14,046人をピークとして、第2期計画期間においては、微減傾向で推移する推計結果となっています（2024年：13,400人）。

0～5歳人口：第1期計画期間の2015年の7,305人から微減傾向で推移し、第2期計画期間においても、同様の傾向が続く推計結果となっています（2024年：6,510人）。

6～11歳人口：「0～11歳人口」及び「0～5歳人口」とは異なり、第1期計画期間より微増で推移し、第2期計画期間においてもしばらく横ばい（約7,000人）となるものの、2022年から微減傾向となる推計結果となっています（2024年：6,890人）。

(4) 事業区分ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出しています。

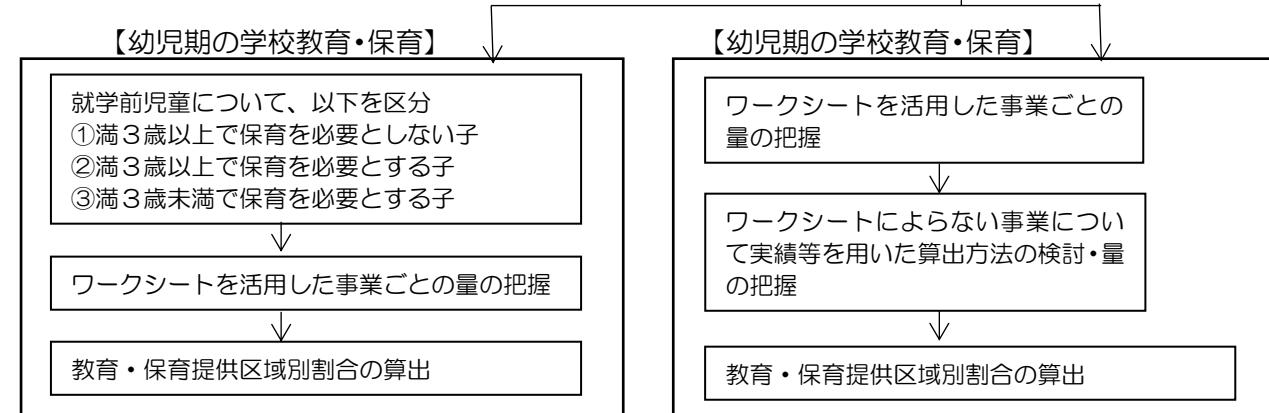
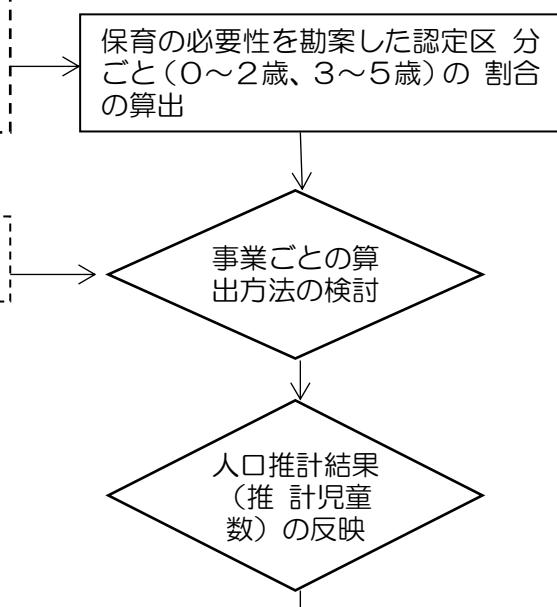
量の見込み算出の全体的な流れは以下のとおりです。

◆量の見込み算出の流れ

- 家庭類型（現在）の算出
アンケート調査結果より、
 - ・子どもの年齢
 - ・配偶者の有無
 - ・父親及び母親の就労状況
 - ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）を用い、現在の家族類型の率を算出。
- 家庭類型（潜在）の算出
家庭類型（現状）を基にアンケート調査結果より、
 - ・母親の将来の就労希望
 - ・母親が将来希望する就労形態
 - ・パート等短時間就労の場合の就労時間及び教育・保育事業の利用状況・利用希望（学校教育のみ希望者の抽出）を反映させ、潜在的な需要を勘案した家庭類型（潜在家庭類型）の率を算出。

※基本的な算出の流れ
事業によって若干方法は異なるが、概ね以下の流れで事業量を算出することになる。
 ①家庭類型別「児童実数」の算出
(目標年の推計児童数×潜在家庭類型)
 ②サービス必要人数（若しくは日数）の算出
(①×家庭類型別のサービス利用率※)
 ※現状の利用率+利用意向の割合

『「量の見込み」の集計の手引き』を活用した事業ごとの算出方法の検討



なお、上記の流れを基本にニーズ量を算出していますが、現状との乖離の状況等を分析した上で、合理的な条件設定していくなど、必要に応じて補正を行っています。

3. 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 検討の前提として

教育・保育事業の確保にあたっては、その前提として、子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を位置づけていくものであり、そうした考え方へ留意しつつ検討を行っていくものとします。

(2) 確保方策検討の視点

確保方策については、子ども・子育てを取り巻く本市の現状を鑑み、以下の2つの視点を踏まえて検討を行います。

① 待機児童の解消に向けた取り組み

本市においては、待機児童の解消に向けて、認可保育所の創設や増改築等により入所定員増等を進めてきましたが、いまだ待機児童が解消されていないことをはじめ、2019年10月にスタートした「幼児教育・保育の無償化」による保育需要の増加も一定程度想定されることから、今後もニーズに対応した受け皿の確保が求められています。

しかし、第2期計画期間中（2020～2024年度）において対象児童数は、微減傾向で推移することが見込まれており、これまでと同様に施設の整備を進めていくと、将来的に保育施設の供給が過剰となることが予想されます。

こうしたことから、今後の保育需要への対応としては、既存施設における定員枠の拡大をはじめ、認可保育所等による受け皿確保を中心としながら、保育の質の担保にも留意していきます。加えて、小規模保育事業や家庭的保育事業等からなる「地域型保育事業」による受け皿確保も並行して検討し、ニーズの増減に対して柔軟に対応していく必要があります。

なお、認定こども園については、待機児童の解消と教育ニーズへ対応するため、計画的な整備を検討していきます。

教育・保育ニーズに対応した受け皿を確保するには、「人材の確保」が大きな課題であることから、潜在保育士等の確保・育成をはじめ、就労環境の改善などの条件整備についても取り組むことが必要となります。

②幼稚園教育における本県の特殊事情への対応

本県にあっては、戦後、米軍統治下であったため児童福祉法が適用されず、全国に比べて保育所整備が遅れた一方、公立幼稚園は、米軍の強い指導もあって早い時期から小学校に併設されたという経緯があり、その結果、小学校就学前の5歳児において集団教育に慣れさせるため公立幼稚園に就園させることが一般的なものとなっており、保育を必要とする場合であっても幼稚園への就園を選択する場合が多い状況にあります。

また、私立幼稚園においては3～5歳児の3年保育を基本として預かり保育も充実しているなど、幼稚園を取り巻く状況は全国とは大きく異なっています。

そうした中、共働き家庭やひとり親家庭の増加等に伴い保育を必要とする幼児が増加しており、幼稚園就園に際しても午後の預かり保育に対するニーズが高まっています。

そのため、学校教育ニーズに対応するため、公立幼稚園の複数年保育の拡充、預かり保育の充実及び認定こども園の整備等も含め、計画的に進めていくことが求められます。

（3）確保方策の基本的な考え方

本市の教育・保育ニーズの受け皿を確保するために、第1期計画で掲げた様々な取り組みを進めてきたことにより待機児童は、これまでの半数以下にまで減少していますが（2019年10月1日時点105人）解消に至っていないことから、0歳から就学前までを受け入れることできる保育の受け皿の確保を図るとともに、教育と保育を一体的に提供することのできる認定こども園の設置について計画的に推進できるよう検討していくものとします。

また、それらで解消できない保育ニーズについて、地域型保育事業による受け皿確保を検討していきます。地域型保育事業の対象は0～2歳までとなっており、卒園後の受け皿として連携施設を確保する必要があります。こうした役割は、全ての特定教育・保育施設で担っていく原則に則り、取り組んでいきます。

【施設ごとの確保方策の考え方】

1) 特定教育・保育施設

①認可保育所

ア：公立保育所

- ・公立保育所 2 園について、確保方策の量を設定します。
- ・なお、特定地域型保育事業の卒園後の受け皿を担うため、特定教育・保育施設の中から連携施設を設定していく必要があることから、公立保育所で卒園後の受け皿を担うことができるよう、必要に応じて年齢別定員の見直しを検討していくものとします。
具体的には、0～2歳の低年齢児を減らし、その分3～5歳を増やすなど、定員をシフトしていくものとします。
- 連携施設としての役割が期待されることから、必要に応じて年齢別定員の見直しを行うこととします。

イ：私立保育所

- ・現状の施設での定員増を基本とし、課題となっている保育士確保について取り組みを行います。
- ・また、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化によるニーズの増加に注視し、必要に応じて施設整備等を検討します。

●以下の内容を想定

＜施設数の増を伴わないもの＞

- ・現状施設での定員増
- ・増改築による定員増

＜施設数の増を伴うもの＞

- ・認可保育所の創設・分園の設置
- ・認可外保育施設からの認可化移行

②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園については、施設増の予定はないことから、現行ベースを保ちながらニーズに応じた確保量を見込んでいくものとします。
- ・また、今後は3歳児からの複数年保育や預かり保育の拡充を検討していきます。

イ：私立幼稚園

- ・本市に立地する私立幼稚園について事業量を設定します。
- ・また、他市町村に立地する私立幼稚園に本市の児童が通っている場合、当該幼稚園が新制度に移行するのであれば、今後の本市の児童分の確保については、所在市町村と広域調整を行い事業量の設定を検討していきます。

③認定こども園

- ・現在の8園を含め2024度までに、566名分の定員を確保します。
- ・幼稚園機能について、利用者総数のうち約3割の家庭が預かり保育を利用すると想定、その分を2号（教育ニーズ）認定分とし、残りを1号認定分として設定します。
- ・保育所機能については3歳以上を2号（保育ニーズ）認定、3歳未満を3号認定分として設定します。
- ・なお、特定地域型保育事業の卒園後の受け皿を担うため、連携施設としての役割を果たすことができるよう、3歳以上の定員を多めに設定しています。

2) 確認を受けない幼稚園（私立幼稚園）

①確認を受けない幼稚園（私立幼稚園）

- ・私立幼稚園について、新制度への移行していない施設については、現状の私学助成を継続するものとします。
- ・本市の児童の利用者数を計上し、今後も同数程度の利用者を見込むものとします。

3) 地域型保育事業

①小規模保育

- ・現時点の 14 施設における定員数 260 名の確保を見込むものとします。
- ・各園の定員は便宜上 19 名（0歳を3名、1・2歳は8名ずつの定員）として設定します。
※一部 19 名以下の施設もある。
- ・毎年約 100 名が卒園することとなり、3歳からの受け入れ先となる連携施設が必要となります。現段階では、保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとします。

②家庭的保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

③居宅訪問型保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

④事業所内保育

- ・市内の企業・病院・介護施設・大学等について、事業所内保育の実施および地域枠の確保を働きかけていくものとします。
- ・ただし、現時点で新規の見込みがないことから、現在 2 施設の定員について確保方策として見込むものとします。

●事業所内保育（2箇所）を確保、定員は計 28 名として設定します。

4) 認可外保育施設 ※市町村または県が一定の基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

①認可外保育施設

- ・認可外保育施設に対して認可化移行を支援するための助成を行っている場合、当該認可外保育施設については、待機児童のカウントから除外されることとなります。

②企業主導型保育事業

- ・現在は、7 施設で定員 84 名となっています。
- ・今後も、既存の 7 施設で定員 84 名を維持することとして、確保方策に計上しています。

(4) 確保方策のまとめ

第 2 期計画期間（2020～2024 年度）において、本市の対象児童数は微減傾向で推移することが想定されているものの、現時点において待機児童の解消に至っていないことから、建て替え事業や新規開所、定員数の変更（定員枠の拡大）などにより、受け入れ枠を確保することとし、2020 年度には待機児童の解消を目指すものとします。

現在、認可保育所においては、待機児童の増加に伴い、現行の保育士配置基準の範囲内及び面積基準の範囲内において、定員を超えた弾力的な受け入れを行っています。しかしながら、新制度においては定員の運用が厳格化され、確保方策については定員の範囲内で行うことが求められています。

本市の現状としては、保育士配置基準及び面積基準を満たした上で定員を弾力運用して児童の受け入れを行っており、「預かり児童数に合わせて定員設定を見直す」ことにより施設整備や保育士の拡充を図らずとも「現状の入所児童分の受け皿を確保することが可能」となります。

○ニーズごとの設定区分

幼児期の学校教育・保育のニーズについては、ニーズ調査の結果を基に小学校就学前の子どもを、年齢や保育の必要性の有無などの観点から、以下のように区分しています。

なお、認定区分のうち2号認定については、幼児期の学校教育(幼稚園など)の希望の強さにより、さらに2区分(教育・保育)に分けて設定しています。

認定区分	要件
1号認定	子どもの年齢が3~5歳で、保育の必要性は無いが教育を希望する場合
2号認定	子どもの年齢が3~5歳で、保育の必要性がある場合
3号認定	子どもの年齢が0~2歳で、保育の必要性がある場合

《教育ニーズ(幼稚園・認定こども園)》

【1号】3歳~5歳

【年度】	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① ニーズ量の見込み	801	799	782	768	753
② 合計	889	889	889	889	889
確 保 の 方 策	幼稚園	536	536	536	536
	認定こども園	63	63	63	63
	確認を受けない幼稚園	290	290	290	290
	過不足分 (② - ①)	88	90	107	121
					136

【2号】3歳~5歳(教育)

【年度】	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① ニーズ量の見込み	368	367	359	353	340
② 合計	152	152	152	152	152
確 保 の 方 策	幼稚園	0	0	0	0
	認定こども園	27	27	27	27
	確認を受けない幼稚園	125	125	125	125
	過不足分 (② - ①)	▲216	▲215	▲207	▲201
					▲188

『保育ニーズ(保育所・認定こども園・地域型保育事業)』

【2号】3歳～5歳(保育)

【年度】	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
確 保 の 方 策	① ニーズ量の見込み	2,048	2,042	1,999	1,965
	② 合計	2,313	2,313	2,313	2,313
	保育所	1,428	1,428	1,428	1,428
	幼稚園	319	319	319	319
	認定こども園	566	566	566	566
	過不足分 (② - ①)	265	271	314	348
					389

【3号】1歳～2歳

【年度】	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
確 保 の 方 策	① ニーズ量の見込み	1,602	1,562	1,566	1,547
	② 合計	1,619	1,612	1,612	1,612
	保育所	961	961	961	961
	認定こども園	364	364	364	364
	地域型保育事業	245	245	245	245
	企業主導型保育	49	42	42	42
	過不足分 (② - ①)	17	50	46	65
					86

【3号】0歳

【年度】	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
確 保 の 方 策	① ニーズ量の見込み	480	474	468	462
	② 合計	511	511	511	511
	保育所	308	308	308	308
	認定こども園	127	127	127	127
	地域型保育事業	53	53	53	53
	企業主導型保育	23	23	23	23
	過不足分 (② - ①)	31	37	43	49
					56

4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下のとおりです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定の子どもを対象として、保護者が子どもを見ることが一時的に困難になった場合に、幼稚園、認定子ども園などが一時的に子どもを預かる事業です。
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない子どもを対象とした一時預かり事業です。
4	病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、本市では海邦病院で実施しています。
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後の預かりの実施等を行う事業です、
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です（現在、宜野湾保育所をはじめ、8園で実施）。
8	利用者支援事業	子ども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつなぎをサポートする事業です（現在はこども企画課及び健康増進課で実施）。
9	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により戸籍家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業です。
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業です。
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業です。
14	子どもを守るために地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健相談」などを実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込みと、確保内容は以下の通りです。

(1) 延長保育事業

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	1,871 人	1,850 人	1,827 人	1,800 人	1,769 人
② 確保の内容	3,991 人				
②-①	2,120	2,141	2,164	2,191	2,222

※認可を受けている市内施設 48 園が実施しているため、0~5 歳の全ての定員数を計上

(2) 一時預かり（幼稚園型）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	80,111 人/日	79,879 人/日	78,188 人/日	76,859 人/日	75,239 人/日
② 確保の内容	80,111 人/日	79,879 人/日	78,188 人/日	76,859 人/日	75,239 人/日
②-①	0	0	0	0	0

※公立幼稚園 9 箇所、私立幼稚園 3 箇所、認定こども園 6 カ所で実施しており、ニーズ（量の見込み）を超える定員数の確保が可能なため、ニーズ分を確保内容として計上

(3) 一時預かり（幼稚園型以外）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	5,117 人/日	5,057 人/日	4,996 人/日	4,922 人/日	4,838 人/日
② 確保の内容	6,488 人/日	7,688 人/日	8,888 人/日	8,888 人/日	8,888 人/日
②-①	3,771 人/日	3,831 人/日	3,892 人/日	3,966 人/日	4,050 人/日

※現在一時預かり事業を実施しているのは 2 園であるが、前年度まで 4 施設での実施であったため、4 施設分を目標として計上、ファミサポについては、過去の実績の平均より算出

(4) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児、緊急対応強化事業)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	972 人/日	961 人/日	950 人/日	935 人/日	919 人/日
② 確保の内容	992 人/日	981 人/日	970 人/日	955 人/日	939 人/日
③-①	20	20	20	20	20

※病児保育事業は 1 日定員 6 名となっていることから、6 名×240 日が対応可能であることから、量の見込みで計上し、ファミサポについては、過去の実績の平均 20 人/日で計上

(5) ファミリー・サポート・センター事業(就学時のみ)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	1,540 人/日	1,542 人/日	1,533 人/日	1,518 人/日	1,516 人/日
② 確保の内容	1,540 人/日	1,542 人/日	1,533 人/日	1,518 人/日	1,516 人/日
②-①	0	0	0	0	0

※過去の実績割合の平均を推計児童数に掛けて算出、マッチングを行うため、確保方策は量の見込みに対応する形で計上

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	33 人/日	33 人/日	33 人/日	32 人/日	32 人/日
② 確保の内容	33 人/日	33 人/日	33 人/日	32 人/日	32 人/日
②-①	0	0	0	0	0

※2019 年度より事業を実施しており、量の見込みと同数を確保内容として計上

(7) 地域子育て支援拠点事業

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	-	-	-	-	-
② 確保の内容	8 箇所				
②-①	-	-	-	-	-

※確保内容としては箇所数を計上することとなっていることから、現在実施している施設数の実績を計上

(8) 利用者支援事業

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	3 箇所				
② 確保の内容	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
②-①	▲1 箇所	0	0	0	0

※現在は、こども企画課（特定型）及び健康増進課（母子保健型）にて実施しているが、総合的な対応が行えるよう（基本型）、もう 1 箇所設置することを目標として計上

(9) 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	1,507 人	1,507 人	1,507 人	1,497 人	1,493 人
② 確保の内容	1,647 人				
②-①	140 人	140 人	140 人	150 人	154 人

※推計児童数が微減傾向で推移する事が想定されていることから、現在実施している 44 施設での定員数 1,627 人及び次年度より 1 施設で実施予定の定員数（定員 20 人）で対応が可能だと考え実施予定も含めた定員数を計上

(10) 多様な主体の参入促進事業

保育所の新規設置事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業であるが、現時点では新規設置事業者の予定はないものの、計画期間内で 3箇所の実施を見込みます。

(11) 実費徴収に伴う補足給付事業

低所得世帯に対して、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業です。現時点では未実施となっていますが、対象となる世帯を見込んで第 2 期計画期間の各年度あたり 100 人を見込み対応していくものとします。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	947 人	936 人	924 人	911 人	895 人
② 確保の内容	947 人	936 人	924 人	911 人	895 人
②-①	0	0	0	0	0

※生後 4か月までの乳児のいるすべての家庭が対象となることから、各年度の 0 歳児の推計値を確保内容として計上

(13) 養育支援訪問事業

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	29 人	29 人	29 人	28 人	28 人
② 確保の内容	29 人	29 人	29 人	28 人	28 人
②-①	0	0	0	0	0

※過去の実績及び推計児童数の微減傾向を勘案して量の見込みを算出し、その同数を確保内容として計上

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。

量の見込み及び確保方策については、箇所数での計上となっており、本市では、様々な問題で悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークとして「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（愛称：じのーんキッズ安心ネット）」を設置し、支援に取り組んでいます。

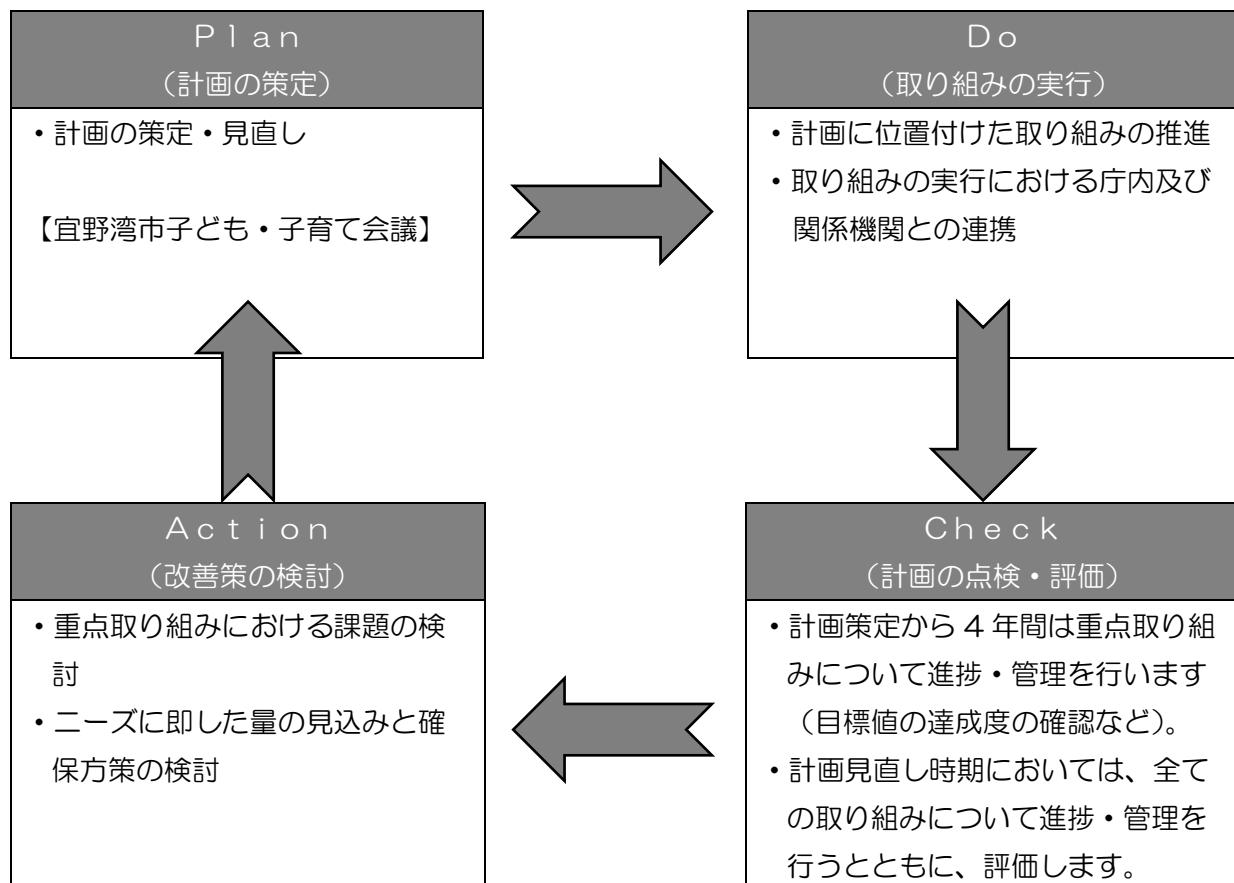
(15) 妊婦健診

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	14,009 人回	13,859 人回	13,671 人回	13,483 人回	13,283 人回
② 確保の内容	14,009 人回	13,859 人回	13,671 人回	13,483 人回	13,283 人回
②-①	0	0	0	0	0

※過去の実績及び推計児童数の微減傾向を勘案して量の見込みを算出し、その同数を確保内容として計上

1. 計画の進捗・管理

本計画を推進していくには、計画に掲げた取り組みを着実に実施するとともに、取り組みの進捗・管理を行うことが重要となります。そこで把握した課題について検討し、計画を見直していく＜PDCAサイクルによって計画を推進していくものとします。



2. 庁内及び関係機関等との連携

計画に位置付けた取り組みを推進するにあたっては、府内の各課及び教育・保育施設などの関係機関との横断的な連携が必要不可欠であることから、連携強化に取り組みます。

また、取り組みの中には制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあることから、必要に応じて県及び近隣市町村等との連携しながら取り組みを推進します。

参考資料

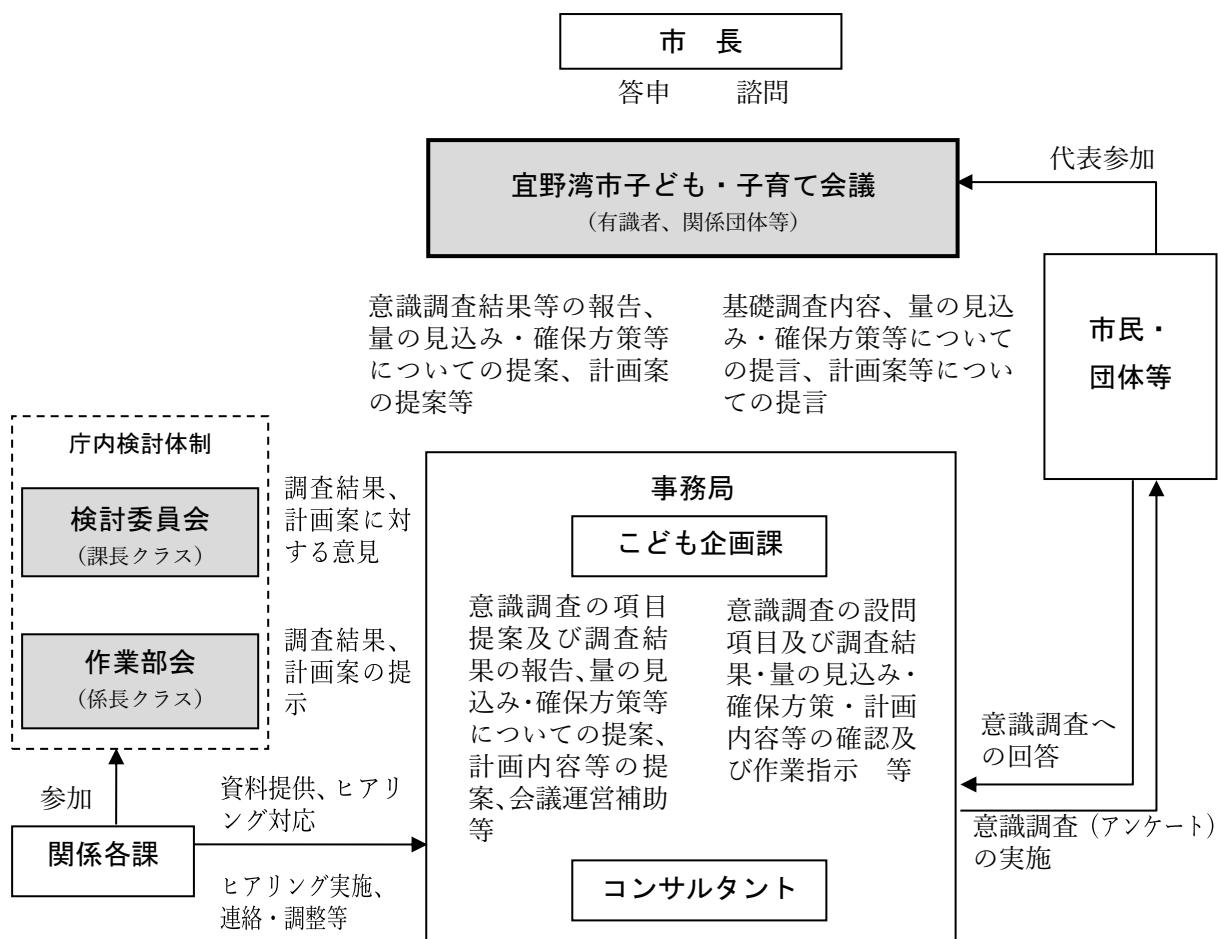
1. 策定の経緯

NO	年度	回数	審議内容等	日時	場所
1	平成 30年	第1回 子ども・子育て会議	①宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて ②利用定員の設定について	8月29日(水) 15:00~17:00	市役所 庁議室
2	平成 30年	第1回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会	①子ども・子育て支援事業計画概要 ②アンケート調査票について ③今後のスケジュールについて	12月13日(木) 10:00~11:30	市役所 多目的会議室A・B
3		第1回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	①子ども・子育て支援事業計画概要 ②アンケート調査票について ③今後のスケジュールについて	12月21日(金) 14:00~15:30	市役所 庁議室
4		第2回 子ども・子育て会議	①第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票について	12月27日(木) 15:30~17:00	市役所 第三常任 委員会室
5		第3回 子ども・子育て会議	○第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る諮問 ①第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果(速報)について	3月27日(水) 10:00~12:00	市役所 庁議室
6	令和 元年	第1回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会	○作業部会の概要、部会長の決定 ①子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果概要 ②量の見込みについて	7月4日(木) 14:00~15:30	市役所 多目的会議室B
7		第1回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	○検討委員会の概要について ①子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果概要 ②量の見込みについて	7月11日(木) 14:00~15:30	市役所 多目的会議室A
8		第1回 子ども・子育て会議	①第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みについて	7月19日(金) 10:00~12:00	市役所 第三常任 委員会室

9		第2回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会	①量の見込みの算出結果及び補正の方向性について ②ニーズ調査結果のクロス集計について	8月16日(金) 14:00~15:30	市役所 第三常任 委員会室
10		第2回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	①クロス集計結果 ②量の見込みの方向性について ③量の見込みの補正について	8月22日(木) 10:00~11:30	市役所 第三常任 委員会室
11		第2回 子ども・子育て会議	①第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みについて	8月27日(火) 10:00~12:00	市役所 庁議室
12		第3回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会	①量の見込み及び確保方策について(最終決定)	10月11日(金) 10:00~11:30	市役所 第一会議室
13		第3回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	①量の見込み及び確保方策について(最終決定)	10月18日(金) 14:00~15:30	市役所 第一常任 委員会室
14		第3回 子ども・子育て会議	①量の見込み及び確保方策について	10月23日(水) 14:00~16:00	市役所 第三常任 委員会室
15		第4回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会・検討委員会	①基本理念の整理 ②各施策内容等の確認 ③現計画との変更点について	11月21日(木) 10:00~11:30	市役所 第三常任 委員会室
16		第4回 子ども・子育て会議	①基本理念について ②計画の基本的考え方について ③計画の基本目標について ④施策の体系について	11月29日(金) 10:00~12:00	市役所 庁議室
17	令和 2年	第5回 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会・検討委員会	①施策の内容について	1月15日 14:30~16:00	市役所 多目的会議室A・B
18		第5回 子ども・子育て会議	①施策の内容と重点項目について	1月24日(金) 14:00~16:00	市役所 第三常任 委員会室

19		第6回 宜野湾市子ども・ 子育て支援事業計 画策定作業部会・ 検討委員会	①第2期子ども・子育て支援 事業計画素案等について	2月12日(水) 10:00~11:30	市役所 第三常任 委員会室
20		第6回 子ども・子育て会議	①計画素案の意見について	2月19日(水) 15:00~17:00	市役所 第三常任 委員会室
21		答申	第2期子ども・子育て支援事業 計画案答申	3月2日(月) 14:00~14:30	市役所 市長室

2. 策定の体制



○宜野湾市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日
条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、宜野湾市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織等)

第 3 条 会議の委員は、15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2期宜野湾市子ども・子育て会議 委員名簿

任期:平成30年8月29日～令和2年8月28日

	氏名	区分	所属	役職	備考
1	上地 武昭	学識経験者	沖縄大学	教授	委員長
2	岡田 洋代	学識経験者	福祉推進部	部長	副委員長
3	砂川 麻世	学識経験者	沖縄女子短期大学	教授	
4	渡久山 慎二	子育て支援従事者	宜野湾市認可保育園長会	代表	
5	國場 福太郎	子育て支援従事者	宜野湾市私立保育連絡協議会	代表	
6	谷成 悟	子育て支援従事者	沖縄県私立幼稚園連合会	代表	
7	谷畠 誠	子育て支援従事者	宜野湾市学童クラブ 連絡協議会	代表	任期 (H. 30. 8. 29～R1. 11. 28)
	志良堂 雅之				任期 (R1. 11. 29～)
8	比嘉 健	子どもの保護者	保育園保護者会	代表	
9	金城 智子	子どもの保護者	手をつなぐ親の会	代表	
10	上江洲 隆	教育関係者	はごろも学習センター	所長	任期 (H30. 8. 29～R1. 7. 18)
	仲田 丘				任期 (R1. 7. 19～)
11	甲斐 達二	行政	教育委員会指導部	部長	
12	知念 徳子	公募	市民	代表	
13	大城 周子	その他	宜野湾市自治会長会	代表	
14	仲村 義明	その他	宜野湾市商工会	代表	
15	松田原 昌輝	その他	日本労働組合総連合会 沖縄連合会	代表	任期 (H30. 8. 29～R1. 7. 18)
	名嘉眞 正明				任期 (R1. 7. 19～)

第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 委員名簿

		職名	氏名
1	委員長	福祉推進部次長	宮城 葉子
2	副委員長	教育委員会指導部次長	川上 一徳
3	委 員	教育委員会指導部指導課長	與那嶺 哲
4	委 員	福祉推進部子育て支援課長	香月 直子
5	委 員	福祉推進部児童家庭課長	浜里 郁子
6	委 員	福祉推進部障がい福祉課長	津島 美智子
7	委 員	福祉推進部生活福祉課生活支援担当主幹	棚原 佳乃
8	委 員	健康推進部健康増進課長	仲里 美智子
9	委 員	市民経済部産業政策課長	新垣 育子
10	委 員	教育委員会教育部生涯学習課長	島袋 喜美恵

第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会 委員名簿

		職名	氏名
1	部会長	子育て支援課 保育児童係長	山城 隼人
2	委 員	こども企画課 こども育成係長	玉城 学
3	委 員	子育て支援課 幼稚園係長	村山 理絵
4	委 員	障がい福祉課 自立支援係長	仲里 克也
5	委 員	児童家庭課 児童家庭係長	島袋 尚
6	委 員	生活福祉課 生活支援担当主査	西 英理
7	委 員	健康増進課 すこやか親子係長	浦崎 朋子
8	委 員	産業政策課 雇用労政係長	佐喜眞 隆司
9	委 員	教育委員会 指導課 指導主事	兼次 順子
10	委 員	教育委員会 生涯学習課 社会教育係長	前底 悅子

発行：令和2年3月 宜野湾市 福祉推進部 こども企画課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
098-893-4411（代表）



宜野湾市

